

令和2年第1回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
3.	2	月		本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針含む） ・一部議案審議		
	3	火	休	会		
	4	水	休	会（一般質問通告期限）		
	5	木	休	会		
	6	金	休	会		
	7	土	休	会		
	8	日	休	会		
	9	月		本会議（2日目） ・一般質問（7人）		
	10	火		本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会		
	11	水		常任委員会		
	12	木		常任委員会		
	13	金	休	会		
	14	土	休	会		
	15	日	休	会		
	16	月	休	会		
	17	火	休	会		
	18	水	休	会		
	19	木	休	会		
	20	金	休	会	春分の日	
	21	土	休	会		
	22	日	休	会		
	23	月	休	会		
	24	火	休	会		
	25	水	休	会		
	26	木	休	会		

月	日	曜	日	程	備	考
	27	金		常任委員会、議会運営委員会、全員協議会		
	28	土		休 会		
	29	日		休 会		
	30	月		本会議（最終日） ・議会活性化調査特別委員長報告 ・常任委員長報告、採決 ・議案審議 ・報告 ・議員派遣の件 ・閉会中の継続審査、調査の件 ・閉会		

令和２年第１回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和２年 ３月 ２日

閉会 令和２年 ３月 ３０日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 １	さつま町監査委員条例及びさつま町水道事業 条例の一部改正について	R2. 03. 02	R2. 03. 02	原案可決	—
２	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 ７号）	〃	〃	〃	—
３	令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算 （第３号）	〃	〃	〃	—
４	さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の 一部改正について	〃	R2. 03. 30	〃	総務厚生
５	さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部 改正について	〃	〃	〃	〃
６	さつま町職員の服務の宣誓に関する条例の一部 改正について	〃	〃	〃	〃
７	さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
８	さつま町国民健康保険税条例の一部改正につ いて	〃	〃	〃	〃
９	さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の 一部改正について	〃	〃	〃	〃
１０	さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正に ついて	〃	〃	〃	〃
１１	さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正に ついて	〃	〃	〃	文教経済
１２	さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正に ついて	〃	〃	〃	〃
１３	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
１４	さつま町水道事業給水条例の一部改正につ いて	〃	〃	〃	〃
１５	令和２年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	２委員会
１６	令和２年度さつま町国民健康保険事業特別会 計予算	〃	〃	〃	総務厚生
１７	令和２年度さつま町後期高齢者医療特別会計 予算	〃	〃	〃	〃

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
1 8	令和２年度さつま町介護保険事業特別会計予算	R2. 03. 02	R2. 03. 30	原案可決	総務厚生
1 9	令和２年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
2 0	令和２年度さつま町上水道事業会計予算	〃	〃	〃	文教経済
2 1	さつま町建設計画の一部変更について	〃	〃	〃	総務厚生
2 2	町道路線の廃止又は認定について	〃	R2. 03. 02	可 決	—
2 3	令和元年度さつま町一般会計補正予算（第８号）	R2. 03. 30	R2. 03. 30	原案可決	—
2 4	令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	—
2 5	令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	—
2 6	令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）	〃	〃	〃	—
2 7	令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	—
2 8	さつま町教育長の任命について	〃	〃	同 意	—
2 9	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—
3 0	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
3 1	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
3 2	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
3 3	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適 任	—
3 4	令和２年度さつま町一般会計補正予算（第１号）	〃	〃	原案可決	—
発委 1	さつま町議会基本条例の一部改正について	〃	〃	〃	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
報告 1	令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について	R2. 03. 02	R2. 03. 30	報 告 済	—
報告 2	令和2年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	R2. 03. 30	〃	決 定	
	閉会中の継続審査・調査の件	〃	〃	〃	

令和2年第1回さつま町議会定例会会議録

目 次

○3月2日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 1 号 さつま町監査委員条例及びさつま町水道事業条例の一部改正について	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 2 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 3 号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）	6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 4 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第 5 号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第 6 号 さつま町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第 7 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第 9 号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第12号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について	9

（提案理由説明）	
議案第 13 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第 14 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	9
（提案理由説明）	
議案第 15 号 令和 2 年度さつま町一般会計予算	9
（提案理由説明）	
議案第 16 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	9
（提案理由説明）	
議案第 17 号 令和 2 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	9
（提案理由説明）	
議案第 18 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	9
（提案理由説明）	
議案第 19 号 令和 2 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	9
（提案理由説明）	
議案第 20 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計予算	9
（提案理由説明）	
議案第 21 号 さつま町建設計画の一部変更について	9
（提案理由説明）	
議案第 22 号 町道路線の廃止又は認定について	22
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
報告第 1 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 （第 4 号）について	23
（提案理由説明）	
報告第 2 号 令和 2 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	23
（提案理由説明）	
散 会	24
○ 3 月 9 日（第 2 日）	
一般質問表	25
会議を開催した年月日及び場所	29
出欠席議員氏名	29
出席事務局職員	29
出席説明員氏名	29
本日の会議に付した事件	30
開 議	31
一 般 質 問	31
岸良 光廣議員	31
行政改革について	
上久保澄雄議員	42
令和 2 年度の町政運営について	

広域行政の検討と推進について	
消防組織の充実について	
川口 憲男議員	5 3
教育行政について	
岩元 涼一議員	6 3
農業政策について	
農業機械の事故防止について	
道路政策について	
新型コロナウイルス対策について	
町長の所信について	
田野 光彦議員	7 5
ドローン活用の位置づけについて	
部活動のあり方について	
米丸 文武議員	8 1
農業振興対策について	
三浦 広幸議員	8 9
新型コロナウイルス感染症対策について	
中山間地域等直接支払制度第5期対策の取り組みについて	
散 会	9 6

○3月10日（第3日）

会議を開催した年月日及び場所	9 7
出欠席議員氏名	9 7
出席事務局職員	9 7
出席説明員氏名	9 7
本日の会議に付した事件	9 8
議案付託表	9 9
開 議	1 0 1
議案第 4 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	1 0 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 5 号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	1 0 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 号 さつま町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	1 0 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 0 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	1 0 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 9 号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	1 0 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第10号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め	

る条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第12号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第14号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	101
(総括質疑・委員会付託)	
議案第15号 令和2年度さつま町一般会計予算	102
(総括質疑・委員会付託)	
議案第16号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	109
(総括質疑・委員会付託)	
議案第17号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	109
(総括質疑・委員会付託)	
議案第18号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計予算	109
(総括質疑・委員会付託)	
議案第19号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	109
(総括質疑・委員会付託)	
議案第20号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算	109
(総括質疑・委員会付託)	
議案第21号 さつま町建設計画の一部変更について	109
(総括質疑・委員会付託)	
陳情について	109
(委員会付託)	
散 会	109

○3月30日(第4日)

会議を開催した年月日及び場所	111
出欠席議員氏名	111
出席事務局職員	111
出席説明員氏名	111
本日の会議に付した事件	112
開 議	113
議会活性化調査特別委員会報告の件	113
(委員長報告)	
議案第4号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	115
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第5号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	115
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第6号 さつま町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	115

(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 7 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 9 号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 10 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 11 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 12 号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 13 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 14 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 15 号 令和2年度さつま町一般会計予算	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 16 号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 17 号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 18 号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 19 号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 1 5
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 20 号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算	1 1 6
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 21 号 さつま町建設計画の一部変更について	1 1 6
(委員長報告・質疑・討論・裁決)	
議案第 23 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算(第8号)	1 2 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決)	
議案第 24 号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	1 2 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決)	
議案第 25 号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	1 2 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決)	
議案第 26 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	1 2 4
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決)	

議案第 27 号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 2 4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 28 号 さつま町教育長の任命について	1 3 0
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について	1 3 1
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 30 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 3 2
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 31 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 3 2
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 32 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 3 2
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 33 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 3 3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
議案第 34 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）	1 3 4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
発委第 1 号 さつま町議会基本条例の一部改正について	1 3 7
（趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・裁決）	
報告第 1 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 （第 4 号）について	1 3 7
（質疑）	
報告第 2 号 令和 2 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	1 3 7
（質疑）	
議員派遣の件	1 3 8
（決定）	
閉会中の継続審査・調査の件	1 3 8
（決定）	
閉 会	1 3 8

令和2年第1回さつま町議会定例会

第 1 日

令和2年3月2日

令和2年第1回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年3月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町民環境課長	丸 田 忠 君
保健福祉課長	櫻 伸 一 君	高齢者支援課長	有 村 哲 君
子ども支援課長	鍛冶屋 勇 二 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
商工観光PR課長	岩 元 義 治 君	ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
教育総務課長	中 間 博 巳 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 1 号 さつま町監査委員条例及びさつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 6 議案第 2 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 7 議案第 3 号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 議案第 4 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6 号 さつま町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 7 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 13 議案第 9 号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 10 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 15 議案第 11 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 16 議案第 12 号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について
- 第 17 議案第 13 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 18 議案第 14 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 19 議案第 15 号 令和 2 年度さつま町一般会計予算
- 第 20 議案第 16 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 21 議案第 17 号 令和 2 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 22 議案第 18 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 23 議案第 19 号 令和 2 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 24 議案第 20 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 25 議案第 21 号 さつま町建設計画の一部変更について
- 第 26 議案第 22 号 町道路線の廃止又は認定について
- 第 27 報告第 1 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 28 報告第 2 号 令和 2 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年第1回さつま町議会定例会を開会します。
農業委員会委員長より定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番、宮之脇尚美議員及び13番、川口憲男議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月30日までの29日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月30日までの29日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。
令和2年2月18日、鹿児島県町村議会議長会の第71回定期総会が鹿児島市において開催されました。総会では、会長挨拶、鹿児島県知事ほか来賓祝辞のあと、本会創立70周年を記念して、第17代以降の歴代会長に感謝状の贈呈と、自治功労者として鹿児島県町村議会議長会表彰及び全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。その後、財務報告、平成30年度決算、令和2年度事業計画案及び予算案が提案され、審議の結果、全会一致で承認並びに可決されました。
また、決議案の朗読が行われ、住民の代表機関であり、町村の最終意思決定を担う議会としても、その責任を深く自覚するとともに、時代の変革に的確に対応しながら、地方創生のさらなる推進を初めとする10項目の事業について、総力を結集して実現を期するための決議がなされました。
なお、歴代会長への感謝状として、本町からは元議会議長の濱田等氏と舟倉武則議員に贈呈され、鹿児島県町村議会議長会表彰では、議員として25年以上在職されております舟倉武則議員が自治功労者として受賞されましたので、本日の本会議終了後に伝達を予定しております。

次に、監査委員から例月出納検査及び財政援助団体等、監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りをいたしているところでございますが、この中で、1月16日のさつま町バイオマス燃料合同会社立地協定調印式に関する事項及び1月27日の「燃ゆる感動かごしま国体」さつま町実行委員会総会、2月4日の国土交通省九州地方整備局要望活動、2月20日の県町村会定期総会について、補足して御報告を申し上げます。

初めに、1月16日のさつま町バイオマス燃料合同会社立地協定調印式についてであります。

さつま町バイオマス燃料合同会社につきましては、令和元年8月に設立をされております。同社とあわせて新設予定のさつま町バイオマス発電合同会社が、近隣の林業事業者を主な取引先としまして、主に地域の未利用材を活用いたしました木質のチップを製造し、地産地消を目的とした発電事業を計画されたものでございます。投資予定額が2億3,000万円、令和3年1月の操業開始に向けて現在準備が進められております。これによりまして、地域における新たな雇用の創出はもとよりでございますが、地域経済の発展にも貢献されるものと期待をいたしているところでございます。

次に、1月27日の「燃ゆる感動かごしま国体」さつま町実行委員会総会についてであります。

2020年10月に48年ぶりの鹿児島県開催となります第75回国民体育大会において、本町ではラグビーフットボール競技会の少年男子が行われるところであります。総会におきましては、2月開催のリハーサル大会と併記しました全九州高等学校新人ラグビーフットボール大会及び10月開催の国民体育大会の円滑な運営に必要な事業のほか、総務・企画、競技・式典、宿泊・衛生、輸送・交通・防災の4つの専門部会で調査審議をされた報告事項につきまして、御承認をいただいたところであります。

また、先般、北薩広域公園の運動広場とかぐや姫のグラウンドで開催されました全九州高等学校新人ラグビーフットボール大会は、九州各県の代表の2校が16チーム参加をいたしまして、熱戦が繰り広げられたところでございます。多くのラグビーファンの皆さん方が来場されまして、盛大な大会となったところでございます。

今後におきましては、このリハーサル大会の経験も生かしまして、さらに競技団体や県の関係部署と連携を密にしながら、10月の国民体育大会で本町に来ていただく多くの皆様方に真心のこもったおもてなしができるよう、町民一丸となって、それこそワンチームで歓迎をするとともに、またさつま町を訪れたいと思っていただけるような大会にしていきたいと思います。

次に、2月4日に実施をいたしました河川・公園・道路に係る国土交通省九州地方整備局要望活動についてであります。

要望先は、村山九州地方整備局長を初め、堂園企画部長、藤井河川部長、前佛道路部長、平塚公園調整監で、直接合同面談の形で要望を実施いたしました。

まず、河川関係におきましては、本町における川内川水系かわまちづくりの計画について、ホテルを観光資源とする環境整備のほか、宮之城温泉街と一体となった湯田地区の環境整備についてお願いをいたしたところでございます。既にこの川原地区は、もう整備が行われているところでもあります。

また、県立北薩広域公園につきましては、歴史ゾーンの早期完成につきまして要望を行いました。

道路関係につきましては、北薩横断道路のまだ事業化されていない2区間の早期事業化と、全線の早期完成の推進について強くお願いをしております。

ほかに、大鶴湖の周辺整備についてでございますが、一つは、伊佐市と連携した大鶴湖の湖面活用を配慮した整備の推進としまして、ヘラブナ岬の公園をイベント化とか、あるいは、野外ステージ駐車場として利用できるような形で整備をお願いしたところであります。2つは、伊佐市との関係の曾木地区と、鶴田ダム地区との各観光資源等による回遊性の向上を図っていただきたいということでお願いをいたしております。

3つ目は、鶴田ダムのインフラツーリズムの魅力倍增プロジェクト、全国で5つの中に選定をいただきましたけれども、これを契機に、大鶴湖周辺の観光振興策への助言とか、支援についてお願いをいたしました。

4つ目としましては、やはり県道鶴田大口線の改良整備のための事業費の確保について要望を行ったところでございます。

最後に、2月20日行いました県町村会の定期総会におきまして、任期満了ということで役員改選がございまして、会長は南大隅町の森田町長さん、続いて副会長に私ほか3名ということでございました。

以上、報告をさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第1号 さつま町監査委員条例及びさつま町水道事業条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第1号 さつま町監査委員条例及びさつま町水道事業条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第1号 さつま町監査委員条例及びさつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

これは地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第1号 さつま町監査委員条例及びさつま町水道事業条例の一部改正する条

例について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第1号 さつま町監査委員条例及びさつま町水道事業条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 さつま町監査委員条例及びさつま町上水道事業条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第6「議案第2号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」、日程第7「議案第3号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第2号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」及び日程第7「議案第3号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」の議案2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第2号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

これは、開発振興費に要する経費及び諸費、指定統計調査費、常備消防費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,560万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億7,568万8,000円とするものであります。

次に、「議案第3号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」であります。

これは、営業費用及び営業外費用の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出に364万1,000円を追加し、収益的支出の総額を4億2,692万円にし

ようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第2号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第3号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、議案第2号及び議案第3号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

ただいまの水道課長の説明で、今回給水収益が850万円減額ということで、かなり大きな額じゃないかというようなふうに思っているんですが、具体的にはどのような内容だったのか説明を求めます。

○水道課長（三角 芳文君）

説明申し上げましたとおり、給水人口の減少、夏場の長雨の関係、学校再編等があるわけですが、まず、学校再編等での影響というのが、4中学校が1校になったと。その影響で、プールの関係、生徒で、校舎で使う関係での減額が約150万円程度減っております。薩摩の観音滝の関係で、4月から休止された関係の影響が約200万円弱、それと、薩摩のアクシーズさんの工場がずっと上水道を使っていたんですけども、井戸水に切りかえたという関係での減額が200万円ぐらいあります。そのほかは、純然たる給水人口の減少、また、夏場に長雨があって使用量が減ったということで分析しております。

○宮之脇尚美議員

ただいま閉校の関係とか、今アクシーズさんはそういう自家水を使われるということで説明があったんですが、当然中学校はもう、いわゆる1つの中学校になるということは、もう早く決定したわけですね。当初予算の段階ではそうなんでしょうけれども、何で今の時点で減額されるのか。そういうのであれば、9月ぐらいでできたんじゃないかと、こんなふうにも思っております。

それとあわせて、やはり全体的な給水人口の減少というのが言われているんですが、一定程度推計ができると思うんですね。ここら辺について、やはり歳入であるから調整ができるんだという感覚じゃなくて、やはり正確な数字を定期的に、やはり年間を通じて適正な数字を予算として計上をすべきじゃないかというようなふうに考えておりますので、そこら辺については、今後十分留意をされながら予算運営をされるように要請をいたしておきます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○三浦 広幸議員

支出の動力費、原水及び浄水場あるいは配水池の給水費の動力費が増えているわけでござい

すが、おそらく例年のとおりの予算を組んでいらっしゃるということで、通常はそういう予算を組むんですが、増えた原因ですね。何が、劣化が原因なのか、そういう、そこら辺をちょっと伺います。

○水道課長（三角 芳文君）

確かに使用量が減ってきて、料金が減ってくれば、取水する、水を上げる量も減ってくるという予測で、過去3カ年の水道の動力費の実績に基づいて予算を立てるわけですが、一つは、そういう上げる量も何%か落ちるのを覚悟はしていましたけども、老朽管が非常に進んでいる、老朽化も進んでいるということで、本年度、漏水事故が非常に多くありました。例年でありまして、年間を通じて30件程度であります。既にもう、2月末の現在でもう40、50件近く発生している、そういう、有収率と言いますけども、組み上げた水に対して、お金になる量の有収率が若干悪化しているのかなと、議員の御指摘のとおりポンプの劣化、15年がポンプは耐用年数でありますので、計画的に変えますけども、電気料金に対して水をくみ上げる量が減ってきているのも否めないのかなと思っております。

もう一つの要因は、九州電力さんによる単価の見直し、再エネルギー電力賦課金、そういうのも若干上がってきている関係で、不足を生じているものと考えているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号の議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第2号及び議案第3号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第2号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」及び「議案第3号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。議案第2号及び議案第3号の議案2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第2号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」及び「議案第3号 令和元年度さつま町上水道事業会計補正予算（第3号）」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

△日程第8「議案第4号 さつま町印鑑の登録及び証明に

関する条例の一部改正について」、日程第 9「議案第 5 号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、日程第 10「議案第 6 号 さつま町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」、日程第 11「議案第 7 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第 12「議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第 13「議案第 9 号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、日程第 14「議案第 10 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第 15「議案第 11 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第 16「議案第 12 号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について」、日程第 17「議案第 13 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第 18「議案第 14 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第 19「議案第 15 号 令和 2 年度さつま町一般会計予算」、日程第 20「議案第 16 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第 21「議案第 17 号 令和 2 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第 22「議案第 18 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第 23「議案第 19 号 令和 2 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第 24「議案第 20 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第 25「議案第 21 号 さつま町建設計画の一部変更について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 8「議案第 4 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」から日程第 25「議案第 21 号 さつま町建設計画の一部変更について」までの議案 18 件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに令和 2 年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

令和 2 年 3 月議会定例会が開会をされ、令和 2 年度の予算並びにその他の諸議案を御審議いただくに当たりまして、これまでの町政運営と予算の概要を御説明申し上げます。

お配りしてあります施政方針で、先ほど全協の報告を申し上げましたような新型肺炎コロナウイルスに対する政府の緊急的な対応等が示されましたので、これに係る部分については、口述によりまして申し上げるところがございますので、あらかじめ御了承を賜りたいと存じます。

町政を預かりましてから 3 期目の最終年度を迎えますが、これまで取り組んでまいりましたマニフェストの各種項目は、おおむね順調に推移をしてくれていると考えております。

一方、超高齢化と人口減少などの新たな課題にも直面していると思っておりますので、これらの課題にも積極的に対応をするマニフェストを掲げ、3期目の仕上げの年度として、引き続き町民の皆様が「夢と希望の持てる元気な町」の実現に向け、全身全霊を傾注して取り組んでまいり所存であります。

世界経済は、米中貿易摩擦や中東情勢、英国のEU離脱議決など、近年にないほど変化の多い課題を抱える中で、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症の拡散に伴い、さらに悪影響が懸念されるところであります。

このように多くの課題を抱えながらも、2020年度予算におきましては、少子高齢化と総人口減少時代における安定的で持続可能な全世代型社会保障制度への改革を初め、人工知能やビッグデータを活用する第4次産業革命への取り組みとしまして、高速大容量の5G移动通信システムの整備など通信インフラの整備も図られるほか、東京オリンピック・パラリンピックなどのビッグイベントも開催されます。今年度の国の補正予算ともあわせて、変化の富む庚子の年を契機としまして、地域経済への良好な波及効果を大いに期待をいたしたいところでございます。

本年は、本町にとりましては合併15周年、夏のオリンピックに引き続き、秋の国民体育大会では少年男子のラグビーフットボール大会が開催されるなど、新しい令和時代の幕開けに際し、いつもと違う明るい話題や期待を感じていたところでございましたが、先般の新型コロナウイルスが国内でさらに拡大する事態に備え、本町では連休明けの2月25日にいち早く対策本部を設置しまして、まず身近な予防対策などの方針を協議し、確認をいたしました。具体的なことは、その後の政府の対策本部が示しました基本方針や、26日の今後2週間はスポーツイベントの中止、延期、規模は縮小、さらには、27日の全国の全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の臨時休校の要請ということを踏まえまして、対策本部会議を開催し、学校の臨時休業、学校給食、通学バス、学童保育、社会教育活動などについて、その対策を講じたところでございます。

なお、休校に伴って予測される対策として、学校の学童保育に要する経費について、予備費の充用で緊急的な対応をさせていただきました。今後とも国・県等からの情報収集や各関係機関との連携を図りながら、町民の皆様には迅速に必要な、的確な情報を提供し、また協力と呼びかけるなど、感染防止に努めてまいります。

それでは、本年度の主な事務事業の関係や推進方策について、第2次総合振興計画の項目に沿った形で施政方針を申し上げます。

まず、「ひと」ふれあう さつまを目指して、第1に、「まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち」であります。

地域社会のつながりの希薄化等によりまして、子供と家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、妊娠期から子育て期にわたるまで関係機関が連携し、児童虐待の発生予防など、切れ目のない支援を実施していくことが重要となっております。

このため、児童福祉分野と教育分野等による情報連絡会を定期開催し、連携体制の強化に努めてまいります。

また、令和元年度に策定しました「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズに応じたさまざまな子育て支援策を推進してまいります。

昨年12月に母子保健法が一部改正され、産後ケア事業の実施が努力義務化されましたが、その一環として、本町ではいち早く取り組んだ「宮之城出張助産所」や「産後ヨガ教室」等をさらに充実したものに努めてまいります。

乳幼児健康診査の場においては、親子関係の状況把握に努め、育児不安等の軽減を図るととも

に、安心して子育てできるよう丁寧な相談支援を実施してまいります。

また、昨年度から開始しました離乳食教室を継続するとともに、乳幼児の栄養指導を2歳3か月まで拡充してまいります。

幼児教育・保育の無償化が新たな制度として昨年10月にスタートいたしましたが、本町独自の保育料の軽減制度につきましては、従来どおり継続するとともに、保護者の新たな負担となっている「副食費」に対しまして、一部助成をしてまいります。

病児保育事業については、保護者の多くの要望に対応をしていくために、受け入れ年齢を拡充してまいります。

本町に新たに整備されます「児童発達支援センター」については、終日利用も開始されますことから、保健師等の支援体制を強化してまいります。

教育の推進については、「町教育大綱」及び「町教育振興基本計画」に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図ってまいります。

その中で、学校施設については、快適な学習環境づくりと、児童生徒が安全で安心して学べる安全対策に努めてまいりますとともに、学校における働き方改革の一環としまして、統合型校務支援システムを導入し、教員の業務時間の短縮など職場環境の改善を図ってまいります。

また、学校規模の適正化については、小学校における第二次学校再編計画に基づき、令和4年4月に開校予定の流水小学校と鶴田小学校の再編に向けた具体的な事業に取り組みを進めてまいりますとともに、引き続き再編計画の推進に努めてまいります。

次に、学校教育の充実については、児童生徒一人一人が夢や目標に向かってたくましく生き抜く力を身につけることができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に努めるとともに、職員研修を充実させて教職員の資質向上に努めてまいります。

また、学校・家庭・地域との連携を通して、安全・安心な学校づくりを推進するとともに、多様化するニーズや社会の変化に対応するために、英語教育や特別支援教育、キャリア教育、郷土教育等の充実に努めてまいります。

薩摩中央高等学校の振興対策については、これまでの補助制度を見直し、魅力ある学校づくりとその魅力ある学校の情報発信などについて、関係機関と一体となって積極的に後押ししてまいります。

学校給食については、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の推進を図るとともに、引き続き「安心・安全」で、なおかつ「おいしい給食」の提供に努めてまいります。

また、学校給食費については、保護者の経済的負担軽減に努めてまいります。

中学校の再編等により給食数が減少した鶴田・薩摩センターについては、鶴田センターへ統合するとともに、あわせてセンターの委託に向けた協議も引き続き進めてまいります。

第2に、「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」であります。

超高齢化社会を迎えている今日、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが求められておりますので、本年度も「第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づく各種の高齢者福祉サービスの推進を図ってまいります。

特に認知症高齢者が増加の傾向にあるため、認知症カフェや認知症サポーターの養成事業を充実させ、高齢者の見守り活動や「地域サロン」活動、元気度アップ・ポイント事業などによる介護予防活動に努めるとともに、地域の支え合いによる地域づくりも推進してまいります。

また、高齢者のひとり暮らしや認知症、知的障がい及び精神障がい等により日常生活上十分な判断ができない方が安心して暮らせる環境を整備するため、関係機関と連携して権利擁護セン

ターの設立に向け準備を進めてまいります。

障がい者福祉については、障がいのある人が住みなれた地域でいきいきと暮らすことができるよう、「障害者計画」の見直しと、障がい者に対する計画的なサービス提供の基盤であります「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に努めてまいります。

また、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、地域の実情に応じた地域福祉の推進に努めてまいります。

町民の健康づくりの維持増進につきましては、「第2次健康さつま21」を基本に、健康さつまポイント事業、ころばん体操の推進など、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを支援してまいります。

また、自殺対策基本法に基づく「誰も自殺に追い込まれることのない社会」づくりに努めてまいります。

地域医療の整備については、これまでの各種支援事業を継続しつつ、今後とも県や鹿児島大学病院と連携を深めながら、引き続き薩摩郡医師会病院の医師確保支援等に努めてまいります。

第3に、「ともに認めあい、支えあうまち」であります。

同和問題を初め、障がい者、女性、子供、高齢者などあらゆる多様性を認め支え合い、一人一人が力を発揮して元気に活躍できるユニバーサル社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

友好交流事業については、教育・文化・経済・観光などの交流を通じ、お互いの歴史・風土や地域性を理解し合い、さらなる相互のかかわりを深めてまいります。

第4に、「安全・安心の輪を広げるまち」であります。

防災行政無線施設の整備につきましては、戸別受信機の設置台数を整備しながら、引き続き全世帯への配置を目標に取り組みを進め、防災情報や行政情報の迅速、的確な情報提供に努めてまいります。

交通・防犯対策については、小中学校の再編による通学路の変更箇所配慮しながら、交通安全施設の整備や防犯灯の整備を行うほか、重要交差点等を中心に防犯カメラの年次的な設置を進め、関係機関と連携した安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

消費者問題につきましては、悪質商法において、年々巧妙かつ複雑多様化し、いつの間にか被害者になってしまうケースも発生いたしております。そのため、被害防止のための情報提供や消費生活相談の充実とともに、高齢者を対象とした出前講座や小学生から始める消費者教育など、啓発活動による一層のトラブル防止の推進に努めてまいります。

消防の関係では、町民に対する防火意識の普及啓発活動など予防消防に積極的に努めるとともに、常備消防における消防・防災機能の維持向上を図るために、更新計画に基づく連絡車の更新並びに必要な消防用資機材等の整備に努めてまいります。

また、非常備消防については、人口減少や社会情勢の変化により消防団員数の維持が困難になっていることから、新たな団員の確保に努めながら組織再編、定員等の見直し、団員の処遇改善について検討するとともに、消防団施設及び資機材等の計画的な更新を行い、活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

救急業務においては、救命効果を高めるため、町民への応急手当ての普及啓発を継続して推進するとともに、救急業務における医療行為の処置拡大に対応できる救急救命士の養成並びに救急隊員の資質向上に努めてまいります。

次に、「まち」にぎわうさつまを目指して、第1に、「価値ある資源が活かされるまち」であります。

農林業振興の基本的な推進につきましては、「町農林業いきいきプラン」に基づき、本町における生活や産業基盤を支えてきた農林業が将来にわたっても持続可能な形で発展するよう積極的に取り組み、「農業中核都市の創造」を目指してまいります。

活力に満ちた農業・農村を目指し、20の区公民館で「人・農地プラン」を作成し、地域の担い手農家の継続的な確保と優良農地の積極的な活用を図るため、各区の農業を考える会の活動を支援するとともに、農地中間管理事業を積極的に推進し、農地の集積に取り組んでまいります。

また、継続的な農業の実現を図るため、関係機関と連携し、新規就農者の掘り起こしを進め、農の里親制度による先進農家での研修や農業次世代人材投資事業資金等により、継続的な地域の担い手の育成に努めてまいります。

認定農業者や集落営農組織等の地域の担い手の育成を図るため、農業用機械等の購入支援を行ってまいります。あわせて、スマート農業の調査・研究を行い、労力軽減を図る取り組みも進めてまいります。

水田農業対策につきましては、引き続き国の「経営所得安定対策」制度の利用促進を図ってまいります。

本町は、水田の多くが米を主とした産地ですが、うまい米づくりを進める一方で、本町の気候や特性、条件に合った重点作物品目を推奨してまいります。中でも、里芋については、関係機関と連携しながら高収益作物として面積拡大を図り、産地ブランド化を推進し、農家収入の向上に努めてまいります。

本年度、新たに果樹専門の営農専門指導員を設置しまして、重点品目である梅、キンカン、ミカン、ブドウ、梨、マンゴーなど、産地としての維持拡大を図りつつ、新技術の導入などによる生産性の向上と農家収入の向上を図る取り組みを進めてまいります。

中山間地域等直接支払制度は、本年度から第5期対策がスタートすることから、制度改正による緩和要件や加算措置要件を説明し、引き続き当制度が有効活用されるよう、農業生産活動の維持を通じて、農業・農村の多面的な機能の維持・発揮に向けた取り組みを推進してまいります。

本年度も「定年帰農」を促す取り組みを進め、農業従事者数の増加と少量多品目農産物の推進を図ってまいります。

本町のすぐれた農林産物を生かす取り組みとしましては、「町の6次産業化推進戦略」に基づき、商品の開発や販路の拡大等の支援に努め、地域の活性化を図ってまいります。

また、加工技術研修会や販売力向上研修会、接遇研修の実施などによりまして、新規加工業者の養成など人材育成等の支援にも努めてまいります。

畜産は、本町の重要な基幹作物でございます。規模拡大を目指す農家の育成については、畜産クラスター事業や畜産基盤再編総合整備事業の導入など、引き続き生産者、関係機関・団体が一体となって振興に努めてまいります。

中でも、肉用牛については、薩摩中央家畜市場の子牛取引価格が全国トップクラスを維持していますことから、今後におきましても、優良雌牛保留導入事業等による増頭対策を推進し、子牛生産地の維持拡大を図りながら産地を守り抜く取り組みを進めてまいります。

家畜防疫対策については、豚熱、アフリカ豚熱が国内外で猛威を振るっておりますことから、国・県指導のもと、関係機関や養豚農家と連携としまして、的確な対策に努めてまいります。

鳥獣被害対策の基本は、農家の生産意欲の維持にあります。

本年度から市街地周辺の自治会にも呼びかけまして、被害農家だけでなく地域住民を巻き込んだ被害防止対策に取り組んでまいります。

猟友会や鳥獣被害対策実施隊と連携をして有害鳥獣の追い払い等を行うほか、防護柵の設置、

先進地研修会を行うなど、鳥獣被害対策の方法が正しく理解されるよう周知・啓発してまいります。

また、国・県の事業を活用して、被害防止計画に基づく対策を進めてまいります。

農業基盤の整備であります。本年度は県営事業としまして、「農地中間管理機構関連農地整備事業」と「水利施設等保全高度化事業」が杵野地区で実施されるほか、中山間地域総合整備事業など5つの事業で6地区を、団体営事業では、農地耕作条件改善事業で1地区をそれぞれ実施してまいります。

次に、林業の関係でございますが、昨年4月から森林経営管理法が施行されまして、新たな森林管理システムがスタートをいたしましたところであります。各般の施策を計画的に推進し、林業の効率化や森林管理の適正化を一体的に促進し、森林の有する多面的機能が十分発揮され、その恩恵が将来にわたり享受できるよう、健全な森林づくりに努めてまいります。

また、本町の特産物であります「さつまたけのこ」の一大産地化を図るため、竹林改良や管理路開設など、よりよい支援を行い、産地づくりを進めてまいります。

次に、商工業振興についてであります。

商店街の活性化施策としまして、商工会と連携し「まちゼミ」の取り組みを進めておりますが、商店主の意欲向上や新規顧客の拡大への効果も大きいことから、さらなる調査・研究や定期開催に向けた支援・協力を努めてまいります。

また、国におきまして、消費者の利便性や事業者の効率化、来日外国人の増加など国際化に対応したキャッシュレス決済の推進が図られております。本町におきましても、事業者へのキャッシュレス説明会を開催し、その対策を推進し、加盟店数は順調に増加しております。今後マイナンバーカードを活用した国のマイナポイント事業への取り組みを含めまして、さらに普及推進に努めてまいります。

観光振興につきましては、国土交通省が進める大規模な公共インフラ地域活性化や観光資源として活用する「インフラツーリズム魅力倍增プロジェクト」の全国モデル地区5カ所に鶴田ダムが選定され注目されております。インバウンドなど旅行客の増加が見込まれる中で、モニターツアーの実施や、旅行業者を含めた新たな旅行商品の開発も検討をされているところでありますので、町内観光施設への波及や自然体験型DMO観光推進との連携による広域的取り組みを含めまして、地域観光の振興を図ってまいります。

また、地域資源の活用としまして、鶴田ダム管理所と連携をし、ダム内の環境が安定している監査廊を活用した「鶴田ダムエイジング焼酎プロジェクト」を進めてまいります。

国民体育大会の開催に伴い、鹿児島県内及び本町にも多くの来訪者が見込まれますことから、特産品の開発や観光施設などの情報発信を行い、交流人口の増加につながるよう努めてまいります。

また、15周年記念事業の一環として、町の玄関口となる鉄道記念館前広場に、町のイメージ形成につながるようなモニュメントの設置を検討してまいります。

次に、地方創生を担う若者の労働力の確保を図るため、新卒者や転入者への就労奨励金の支給を開始いたします。令和元年度はこれまで最多の8件の立地協定を行いましたが、本年度もトップセールスに力を入れ、企業訪問などを実施しながら、企業の情勢や雇用状況を収集し、積極的な雇用創出を進めてまいります。

移住・定住促進については、引き続き住宅の取得、賃貸等への補助を継続するとともに、各種移住・定住セミナーへの積極的な参加を初め、ふるさと回帰支援センターにおいては町単独のセミナーを開催するなど、移住・定住情報の発信強化に努めてまいります。

第2に、「さつま学の推進による人間性豊かなまち」であります。

社会教育については、家庭が教育の出発点であるとの認識のもと、家庭教育やPTA活動の充実を図るため、家庭教育支援推進事業の計画的な実施に努めてまいります。

また、青少年育成については、「青少年育成町民会議」を中心に各種団体との連携を図り、「さつまふるさと体験塾」による青少年交流事業や親子での体験活動を通じて、郷土に対する愛着心や生きる力を醸成してまいります。

町民の学習意欲を喚起し、生涯学習への関心を一層高めていくために、幅広い分野にわたる各種講座を開設するとともに、魅力ある学習環境づくりに取り組んでまいります。今年度は区公民館長連絡協議会とも連携し、「地域づくり」をテーマとした生涯学習講演会を企画し、年間を通じて開催する計画であります。

心豊かで潤いのある生活を営むための「読書」活動については、「さつま読書のすすめ」等の活用を図るほか、学校や図書室等における蔵書の充実を図るとともに、乳幼児のブックスタート事業を初め、絵本作家を招いての「読書フェスティバル」などさまざまなイベントを実施しながら、学校はもとより、町民運動として広く本に親しめる機会を増やしてまいります。

文化の振興については、町民に一流の音楽家の演奏を鑑賞する機会を提供するため、「みやまふれあいコンサート」を開催するとともに、吹奏楽フェスタや美術展の開催など、誰もが芸術・文化に触れる環境づくりに努めてまいります。また、市町村による青少年劇場は、山崎小学校と盈進小学校で実施する予定といたしております。

宮之城文化センターについては、新館建設に向けた基本計画の作成と資金の確保に努めてまいります。

歴史資料センターでは、企画展として、国指定文化財となった宗功寺に係る町内の資料を集めた企画展を計画いたします。文化財については、所有者の協力を得ながら適正な保存管理に努めるとともに、新たな町指定文化財の登録に向けた調査を進め、文化財ボランティアのさらなる充実を図り、史跡案内や学校・地域の学習など積極的な活用に取り組んでまいります。

また、宗功寺墓地については、国指定に伴い、宮之城島津家墓所保存活用計画の作成に向けて取り組んでまいります。

スポーツ振興については、各種大会出場補助要領の見直しを図るとともに、町民の健康・体力づくりと競技力向上に努めてまいります。

10月に開催されます第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」については、本町で開催されるラグビーフットボール競技少年男子の成功に向けて、2月に開催したりハーサル大会での経験を生かし、関係機関・団体などとワンチームとなって取り組んでまいります。また、来町される皆様がさつま町に来てよかったと思っていただけるように、「まごころ」のこもったおもてなしに努めてまいります。

第3に、「みんなに優しく魅力あふれるまち」であります。

道路は、人の交流や物流・情報・文化などを運ぶ地域振興に欠かすことのできないものであり、大規模災害時の避難道路としての役割も果たしております。地域が安全で安心できる社会の実現を図るため、地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら計画的な道路整備に努めるとともに、幹線道路ネットワーク構築のための地域高規格道路「北薩横断道路」の早期全線開通に向け、本年度も引き続き関係機関と連携を図りながら、未事業化区間の早期事業着手について最大限の努力をしてまいります。

これまで市街地の一部でしか利用できなかった高速大容量通信回線について、町内一円での利用ができるよう通信インフラの整備を年次的に図り、次世代型の情報化社会に対応した利便性の

高い通信基盤整備を進めてまいります。

公共交通対策については、「地域公共交通網形成計画」に基づき、高齢者等交通弱者の利用促進を図るため、地域サロン等を通じた周知活動に取り組んでまいりますとともに、利用者ニーズの把握に努め、よりよい公共交通体系となるよう、さらなる検討を進めてまいります。

町営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、おしどり団地建設を初めとする建てかえ、維持管理及び用途廃止等の事業を推進してまいります。長期の住宅使用料滞納者に対しは、社会的公平性を保つために、法的措置も視野に入れて厳正に対処してまいります。

また、「住宅リフォーム支援事業」や「危険家屋解体撤去補助事業」は、引き続き事業の推進に取り組んでまいります。

次に、「自然」うるおうさつまを目指して、第1に、「豊かな自然を守り、水と緑に癒やされるまち」であります。

県立北薩広域公園の整備につきましては、これまで国・県に継続して要望してまいりましたが、最後のゾーンであります「歴史ゾーン」の実施設計が平成30年度から進められております。今後も早期整備を初め、園内施設等の充実ができるよう、引き続き要望を行ってまいります。

また、川内川を核とした新たな観光・地域振興資源としての整備については、「かわまちづくり推進協議会」と連携を密にしながら、ホテル舟乗船場、宮之城温泉足湯の整備など総合的に進めてまいります。

第2に、「ふるさとを見直し、資源を大切に作るまち」であります。

生活環境対策については、関係部署・機関と連携し、さまざまな課題・問題に迅速かつ丁寧に対応し、生活環境の保全に努めてまいります。

ごみ対策については、あらゆる機会を捉え、出前講座等による啓発に努め、循環型社会の形成に向け、引き続きリサイクル率の向上、ごみの減量化、不法投棄防止の強化に取り組んでまいります。

最後に、みんなで紡ぐさつま町をめざして、「語らいで育む、連携と役割を担うまち」であります。

地域コミュニティの活性化については、各区公民館で策定された「地域づくり活性化計画」の計画期間が本年度で終了することとなりますことから、新たな活性化計画の策定の取り組みをお願いするとともに、地域課題の解決や活性化並びに地域元気再生事業について、地域と一緒に頑張って積極的に取り組んでまいります。

「第2次さつま町総合振興計画」については、本年度、後期基本計画の策定に取り組むとともに、まちの将来像である「ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町」の実現に向け、予算編成と事務事業の進行管理、そして、民間委員で構成される「外部評価委員会」による検証を踏まえ、「P・D・C・A」のマネジメント・サイクルを実行しながら効率的かつ効果的な事業の推進に努めてまいります。

また、第2期の地方創生総合戦略につきましても、総合振興計画のもと、国の第2期における新たな視点を踏まえ、地方への人の流れを目指した関係人口の創出など、各般の取り組みを進めてまいります。

行政改革の推進については、本年度からスタートする第4次さつま町行政改革大綱を踏まえ、本町を取り巻く現状を的確に捉えながら、基礎自治体としてのしっかりとした行財政基盤づくりに努めてまいります。

公共施設の管理については、施設ごとの状態に応じた今後の維持管理・更新等に係る考え方や、その方策の方向性等を示した「個別施設計画」の策定を行います。

男女共同参画社会の推進については、「男女いきいき幸せプラン」を基本に、女性総活躍社会の実現に向け、まちづくりにおける女性参画機会の拡充を図りますとともに、「女性団体と語る会」を開催するなど、女性の意見を町政に反映されるよう努めてまいります。

行財政については、これまでに行財政改革を推進しながら財政の健全化に努めてまいりましたが、少子高齢化に伴う人口減による町税や普通交付税の減少が見込まれ、自主財源の確保が非常に厳しい状況の中で、社会保障費の自然増あるいは人件費、維持補修費等が増加していくことが明白でありますことから、効果的、効率的な行財政運営に取り組み、なお一層の財政健全化に努めてまいります。

また、歳入確保の観点から、各種税・料金等の収納について、町民の利便性向上のために、スマホ決済アプリによる収納サービスを開始してまいります。

令和2年度予算編成の概要について申し上げます。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2019に基づき、経済再生・財政健全化を最優先課題と位置づけ、高い経済波及効果と効率化のある行財政改革の同時実現につながる次世代型行政サービス等の改革を進めることや、主要分野での歳出改革の取り組みを強化するとともに、全ての歳出分野においても、聖域なき徹底した見直しを推進するとした基本的な考えに立ち、予算に反映することとしております。

国の当初予算は、消費税増収分を活用した全世代型社会保障制度の構築に向けた社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化の両立を目指したものとなっております。

また、令和2年度の地方財政対策では、例年どおり通常収支分と東日本大震災分と分類し、通常収支分の歳入歳出規模は、前年度比1.3%の増、一般財源総額においても1.2%の増、地方交付税の総額においても前年比2.5%の増が確保されたところであります。

このような中、本町の令和2年度当初予算編成については、当初予算は年間予算であるという基本的な考え方で作業に当たりましたが、歳入では、主要財源である普通交付税の合併算定替えが昨年度で終了したことに伴う減収、歳出では、会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費や公共施設等の営繕経費の増、さらには、社会保障関連費の自然増などの影響もあり、非常に厳しい編成になりました。

そのため、事務事業評価の検証結果を踏まえ、選択と集中を念頭に置きながら、第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略及びマニフェスト等に基づき、総合的調整に努めたところであります。

この結果、さつま町一般会計予算の総額は129億3,100万円となり、前年度に比較いたしまして6億4,200万円、5.2%の増となりました。

全体概要を見てみますと、歳出の目的別では、総務費が、光ブロードバンド基盤整備事業等により3億5,121万1,000円、民生費が、教育・保育給付費の扶助費等により2億1,606万4,000円、土木費が、地方創生道整備推進交付金事業やおしどり団地建設事業等により1億3,654万5,000円、それぞれ増となる一方、公債費が5,935万1,000円、衛生費が、ごみ処理施設補修費等の減により3,214万4,000円、それぞれ減となっております。

性質別では、義務的経費が68億1,163万9,000円、52.7%、6,514万円の増で、主要要因としましては、扶助費の増であります。

投資的経費が17億4,184万4,000円、13.5%、4億2,735万3,000円の増で、主要要因としましては、光ブロードバンド基盤整備事業の増であります。

また、物件費などその他の経費が43億7,751万7,000円、33.8%、1億4,950万7,000円の増となっております。

歳入におきましては、地方交付税が、普通交付税の合併算定替えが終了した中で、消費税率引き上げに伴う伸びを見込み8,619万6,000円、国庫支出金が、教育・保育給付費や地方創生道整備推進交付金事業等により2億3,180万9,000円、町債が、光ブロードバンド基盤整備事業等により3億9,160万円、それぞれ増となる一方で、町税が、法人税率の引き下げ等により2,561万8,000円、分担金及び負担金が、保育料の無償化等により2,644万8,000円、繰入金が、財政調整基金や公共施設整備基金等により1億7,440万7,000円、それぞれ減となっております。

また、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が40億3,129万9,000円で31.2%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が88億9,970万1,000円で68.8%となっております。

今後の財政運営を取り巻く環境につきましては、歳出面では、少子高齢化に伴う社会保障関連費、人件費、維持補修費等の経常経費が増加の一途にあり、一方、歳入面では、経済情勢に左右される税収の見通しが不透明であることに加え、令和2年度の国勢調査結果による人口の減少に伴う普通交付税の減等を考慮しますと、さらに厳しい局面を迎えると危機感を抱いております。

このようなことから、全職員が財政状況の理解と問題意識を共有した上で、これまで以上に踏み込んだ行財政改革を進めながら、総合振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略及びマニフェストの推進を基本に、活力あるまちづくりに全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は31億5,329万1,000円、前年度当初予算と比較しまして7,591万3,000円の増となっております。

平成30年度から鹿児島県と各市町村が保険者となり、県が財政運営の責任主体となる国民健康保険新制度への移行をしましたが、被保険者の高い年齢構成による疾病の重症化、医療技術の高度化など、国民健康保険事業は引き続き厳しい財政運営となっております。

このようなことから、財政の安定化を図るため、特定健診の結果によるリスクに応じた個別指導や訪問活動を行い、対象者の生活習慣改善や健康維持増進・重症化予防に引き続き努力してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。

本年度の予算総額は3億7,030万1,000円で、前年度当初予算と比較しまして3,571万7,000円の増となっております。

市町村業務であります届け出等の受け付け事務、保険料の普通徴収業務などを正確に実施し、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計予算についてです。

本年度の予算総額は35億3,640万4,000円となり、前年度当初予算と比較しまして8,866万2,000円の増となっております。

介護を必要とされる認定者はおおむね横ばいとなっておりますが、医療保険制度から介護保険制度に移行となる介護医療院への転換、介護サービス施設の充実などにより保険給付費は32億9,950万8,000円となり、前年度比7,566万7,000円、2.3%の増と見込んでおります。

高齢化の進行や2025年問題を見据え、全国的に介護保険事業規模の増大やその対応が大きな課題となっており、地域における住民主体の取り組みや介護予防・日常生活支援総合事業など

によります介護予防活動を推進するとともに、安定した介護サービスの提供に努めてまいります。
次に、農業集落排水事業特別会計予算であります。

本年度の予算総額は4,864万4,000円となり、前年度当初予算と比較しまして33万8,000円の減となっております。

今後も施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設整備計画等の結果を踏まえまして、これをもとに大規模改修に向けての検討を進めてまいります。

最後に、上水道事業会計予算であります。

水道は、日常生活において必要不可欠なライフラインであります。安全・安心な水を安定して供給するため、五日町地区の配水池増設工事に着手するほか、老朽施設の更新や水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

本年度の業務予定量は、給水件数は1万44件、総給水量204万3,000立方メートルを予定しており、予算額では、収益勘定で収入総額4億2,167万1,000円、支出総額4億1,602万7,000円と定めております。

また、資本勘定におきましては、収入総額9,748万3,000円、支出総額2億7,999万5,000円と定め、不足する額1億8,251万2,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

主な事業としましては、五日町地区の水量・水圧不足を解消するための五日町配水池の増設工事に着手し、令和3年度までの2年間で整備を進めてまいります。そのほか、鶴田中央地区の石綿管の更新、市街地の老朽管の更新、ポンプ設備用の非常用発電装置の購入などを予定いたしております。

近年、水道事業におきましては、給水人口の減少による水道料金収入の減、水道施設の老朽化の進行など、非常に厳しい運営状況となっておりますが、限られた財源の中で効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、令和2年度の町政運営についての私の基本的な考え方と、各会計当初予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、当初予算以外の各議案について、一括して提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第4号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第5号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」であります。これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」であります。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。これは、会計年度任用職員の期末手当に関する運用の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。これは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の

一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１０号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１１号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」であります。これは、卸売市場法の一部改正及び鹿児島県卸売市場条例の廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１２号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について」であります。これは、本町が管理する普通河川への小水力発電所設置計画に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１３号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。これは、民法の一部改正並びに湯田団地の用途廃止及び神子団地の一部用途廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第１４号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。これは、水道法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、「議案第２１号 さつま町建設計画の一部変更について」であります。これは、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債の発行期限期間が延長されたことに伴い、さつま町建設計画の一部を変更しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩をいたします。

再開はおおむね午前１１時１０分とします。

休憩 午前１０時５３分

再開 午前１１時０７分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第４号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第５号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第６号 さつま町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」御

説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（崎野 裕二君）

続きまして、「議案第7号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下田 良二君）

「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、続きまして「議案第9号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第10号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（四位 良和君）

それでは、「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（小永田 浩君）

それでは、「議案第12号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（小永田 浩君）

続きまして、「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第14号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第15号 令和2年度さつま町一般会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 03 分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第 16 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

次に、「議案第 17 号 令和 2 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは、「議案第 18 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第 19 号 令和 2 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

「議案第 20 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計予算」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第 21 号 さつま町建設計画の一部変更について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、3 月 11 日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問者の人数次第では、各議案に対する質疑を 3 月 10 日の本会議で行う場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

△日程第 26 「議案第 22 号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 26 「議案第 22 号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第２２号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、道路改良及び道路台帳整備等に伴い、道路法第８条第１項及び第１０条第１項の規定により路線を廃止または認定しようとするため、同法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○建設課長（小永田 浩君）

それでは、「議案第２２号 町道路線の廃止又は認定について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第２２号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第２２号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第２２号 町道路線の廃止又は認定について」を採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２２号 町道路線の廃止又は認定について」は可決されました。

△日程第２７「報告第１号 令和元年度さつま町土地開発
公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第４号）につ
いて」、日程第２８「報告第２号 令和２年度さつま町
土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第２７「報告第１号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第４号）について」及び日程第２８「報告第２号 令和２年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告２件を一括して議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「報告第1号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」及び「報告第2号 令和2年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○ふるさと振興課長（市來 浩二君）

「報告第1号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○ふるさと振興課長（市來 浩二君）

続きまして、「報告第2号 令和2年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、3月30日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月9日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時48分

令和2年第1回さつま町議会定例会

第 2 日

令和2年3月9日

令和 2 年 第 1 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 2 年 3 月 9 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(10) 岸 良 光 廣	1 行政改革について (1) 急速な人口減少に伴う職員数をどのように捉えているのか伺う。 (2) 4月からの会計年度任用職員制度がスタートするが、対応に問題がないか伺う。 (3) 指定管理施設など運営上問題のある施設はないか伺う。
2	(2) 上久保 澄雄	1 令和 2 年度の町政運営について 町政運営に対する基本的な理念と各種政策推進上における重要課題等をどのように捉え、対処されていく考えか。 2 広域行政の検討と推進について 超高齢化と少子化の著しい進行に伴う、将来における人口の減少社会に的確に対応していくため、広域的な取り組みを検討・推進していく必要があると考えるが、見解を伺う。 3 消防組織の充実について (1) 常備消防組織・体制の一層の充実を図る考えはないか伺う。 (2) 非常備消防に対する活動助成措置を行う考えはないか伺う。
3	(13) 川 口 憲 男	1 教育行政について 国内や身近なところで、子育てに殺伐な状況をマスコミ等から知り得ているが、現在の状況・実態はどのようなになっているか。また、学校再編が進む中、そのことを含めたさつま町の教育環境について、次の 3 項目について伺う。 (1) 児童・生徒の教育指導は、学校教育はもとより家庭教育・地域教育が大事だと考えるが、現在の指導体制について伺う。 (2) 町内における虐待の実態を教育委員会として把握しているか。また、いじめ・不登校等学校統合で危惧する状況はないか。通学経路等の変更や通学距離が長くなったことで、事故や児童・生徒の状況に変化はないか。現在の実態について伺う。 (3) これまで、児童・生徒・未就学児等に様々な支援を講じてい

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		るが、教育委員会としては、効果や支援への思いをどのように捉えているか伺う。
4	(8) 岩 元 涼 一	1 農業政策について 中山間地域等直接支払制度第5期対策へ向けてアンケート調査を実施されたが、その結果はどのようなものか。その課題解決に向けた対策をどのように考えているか。また、各組織の事務作業を代行できるような体制を構築できないか伺う。 2 農業機械の事故防止について 農業機械の事故防止に向けた取り組みとして農作業安全確認運動が全国展開される。特に死亡事故の多いトラクターの安全装備の強化に重点が置かれ、農業者に情報提供と注意喚起を図るとされている。本町もこの活動に積極的に取り組み、事故防止について啓発すべきではないか。 3 道路政策について 県道407号永野～針持線は突角狭小で、がけ崩れや倒木などにより通行が妨げられるなどの状況にある。管理者である県及び隣接自治体と連携しながら改良に取り組む考えはないか、見解を伺う。 4 新型コロナウイルス対策について 新型コロナウイルスが世界的な猛威を振るい、多数の罹患者とそれが原因とされる死者が増加している。現時点で本町での罹患者は確認されていないが、発生を想定した対策を講じておくべきではないか。医療機関での検査体制や発生した場合の治療体制は確立されているか伺う。 5 町長の所信について 町長の任期も残りが1年となり、施政方針の中で令和2年度が3期目の仕上げの年とされている。これまで厳しい財政状況の中、町長としての責務を果たされ、無難な町政運営に取り組まれてきたことに敬意を表するものであるが、次の4年間へ向けた意思を表明される考えはないか伺う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
5	(6) 田 野 光 彦	1 ドローン活用の位置づけについて ドローンは様々な分野で利用されているが、本町でのドローンの利用状況はどのようになっているか。また、今後の活用方針と操作する人材の育成をどのように考えているのか伺う。 2 部活動のあり方について 児童・生徒が部活動に励むことは、健全な心身を育むうえで極めて大切なことであるが、一方で学力向上とのバランスが大切であるとする。本町での部活動について、児童・生徒別にどのように指導しているのか伺う。
6	(5) 米 丸 文 武	1 農業振興対策について 令和2年度の施政方針で農林業振興の基本的な推進については、「農林業いきいきプラン」に基づき本町の産業基盤を支えてきた農林業が、将来にわたっても持続可能な形で発展するよう積極的に取り組み、「農業中核都市の創造」を目指すとされているが、次の点について伺う。 (1) 本町の農業従事者も高齢化が進み、後継者不足で今後どのように維持していくのか大きな課題である。農業の維持存続についての考えについて伺う。 (2) 本年度予算にもあらゆる事業支援・振興対策の予算が計上されているが、耕作放棄地の増加が見える中山間地域の農地対策は現状維持で良いのか伺う。 (3) 農地中間管理機構など農地集積状況や作業受委託の状況はどれくらい進んでいるのか伺う。 (4) 農家所得の確保対策は充分であるのか伺う。
7	(3) 三 浦 広 幸	1 新型コロナウイルス感染症対策について 新型コロナウイルスが、九州でも福岡、熊本、大分と拡大している中、鹿児島県においても何時発生するかわからない状況になってきた。飛沫、接触感染の予防法として感染症対策を呼びかけているが、不特定多数が往来する役場や各種施設、学童保育施設、さらには企業、介護施設等本町における感染症防止対策の取り組み状況について伺う。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		2 中山間地域等直接支払制度第5期対策の取り組みについて 中山間地域等直接支払制度第5期対策では、集落広域化、生産性向上、さらに集落機能強化など一部営農に関するもの以外を強化する取り組みも対象としており、地域の農業生産の維持・発展や活性化を図る制度になっていることから、今以上に踏み込んだ行政の関与が大変重要と考える。第5期対策の進め方について伺う。

令和2年第1回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和2年3月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 原 田 剛 志 君
保健福祉課長 櫻 伸 一 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	担い手育成支援室長 寺 脇 伸 治 君
耕地林業課長 野 田 真一郎 君	商工観光PR課長 岩 元 義 治 君
建 設 課 長 小永田 浩 君	消 防 長 田 中 俊 朗 君
教育総務課長 中 間 博 巳 君	学校教育課長 界 敏 則 君
社会教育課長 三 腰 善 行 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年第1回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、10番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。一般質問を行う前に、現在、日本国中ではやっております新型コロナウイルス、これ、日本国内でも1,000人以上の感染者が出ております。九州でも福岡、大分、熊本、宮崎というふうに感染者が出ております。特に、鹿児島県の隣接する熊本、宮崎でも出ております。また、これが幸い鹿児島県では出ておりませんが、今後どのようなようになるか判りません。それについては、執行部におかれましては情報収集の徹底と、もし鹿児島県内、さつま町近辺に出た場合の最悪の対応策についても、今後いろいろ検討をしていただき、漏れがないような形で進めていただきたいというふうに強く要請をして、一般質問に入ります。

まず、行政改革についてであります。

急速な人口減少に伴う職員数をどのように考えているのか、伺います。

2番目、4月からの会計年度任用職員制度がスタートしますが、この対応について問題がないかを伺います。

3番目、指定管理施設などの運営上問題がある施設がないのかを伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。岸良光廣議員から行政改革についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、1点目の人口減少に伴う職員数についてであります。

現在の定員管理適正化計画に沿って、一般職の職員数を305名体制ということで、今後5年間で約20名削減する目標でございます。今後、非常に情勢が著しく変化をしております。10年先あるいは20年先を見ますと、さらにもう一段の削減も視野に入れる必要があるかというふうに考えております。

ただ、今後におきましては、一般職員のみならず役場内に勤務する職員としまして、定年に伴ってこれから再任用職員という方が一段とまた増えてまいります。そういうほかに、会計年度任用職員が新たに新年度から始まる、ということ。そして、また制度の内容が定かではありませんけれども、国のほうでは定年制延長が導入をされるということも出ておりますし、あわせて地方公務員の場合もそういう方向に当然なっていくんだろうというふうに考えております。

総職員数を視野に、あるいは今私どもの仕事においても、行政はサービス産業だと言われる方もおっしゃるとおり、やはり、一方ではむやみに人員削減ということによって行政サービスが低下をするということになると、また元も子もなくなりますので、今、非常に高齢化も本町も進んでおりますので、そういったこと等もあわせまして、総合的に考えて、総定数、総人件費の削減計画を念頭に置く必要があると考えているところでございます。

次に、２点目の会計年度任用職員制度についてのことでございますが。

会計年度任用職員制度の開始に向けましては、昨年の１２月定例会で関係条例を整備し、また３月の定例議会でも、このたび、その後の国の指導や動向を踏まえまして、関係の条例案を提案させていただいているところでございます。

今後における課題としましては、やはり人事管理に関する事項であると考えております。このうち、宣誓のあり方につきましては、今回の条例も提案をいたしますとおり、一般職の服務規程の一つ一つを準用するという必要がありそうでございますが、また新たな視点でこういった宣誓については各所管の課長に管理をしていただくというようなこともあるかと思っております。いろいろ、また、そういった出退勤の関係とか、あるいはそういう休暇とか、そういうことについては、やはり各所管の課長でしっかりと管理をしていただくということが出てまいりますので、その辺についてもお互いに研修もいたしているところでございます。

こういう人事管理というものが、非常に、御指摘にあるとおり問題が出ないように、しっかりとやっていくことが望まれているということでございます。今そういうことで配慮をして、今それぞれ体制を整えているということでございます。

それから、指定管理施設などの運営上の問題のある施設はないかということでございます。

指定管理施設につきましては、平成２８年度から令和２年度までの５年間を管理期間としておるところでございます。この期間中に、いろいろ新しくしたところもありますけれども、現在のところ３０の施設において指定管理者による運営を行っていただいております。現在の指定管理施設におきましては、この管理者の方々と、日々努力をしていただいて、運営に頑張っているところでございます。

直接、支障は生じるような段階ではございませんけれども、ただ、中には非常に経営に苦慮をされている施設もあるようでございますので、経営改善については、常に指定管理者と十分緊密な連携をとりながら、円滑な管理運営ができるように努めているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

まず、関連質問に入っていくわけですが、まず町長にお伺いしたいんですが。

ここ、３年、４年、５年前からこの人口減少については一般質問で町長といろんな意見を質問したり答弁を伺ってきておりますが、ただ、ここ二、三年前から町長の説明でありました人口問題研究所、ここが去年、おとしもですか、町長の答弁の中に出てきたんですが。

この人口問題研究所が出している、それに対して、町長が２０６０年までに１万５、０００人をキープする、努力するんだという答弁をなさってきたことは、町長も御記憶にあると思うんですが。今まで答弁されてきたこの状態よりも、現在の人口減のペースが物すごく早くなっているという認識があらわれるかどうか、まずお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、過去の場合、非常に、年間生まれる方が割とおったかと、１８０人、２００人近くあったんですけども、今生まれる方がもう１２０人ですか、非常に少なくなってきました。

そして、また一方では、お亡くなりになる方というのがその3倍、4倍、月によってはもう5倍とか、非常に著しい自然減ということであります。

そして、また一方で社会増減、転入転出については月々によって大きな差異がありますけれども、月によっては転入者が多いとか、そんな大きな差はないんですが、要は自然減、これが著しいです。

おっしゃるとおり、これが今は300人台、400人台、自然減ですか。それから、もうだんだん400人を超えて450人でしょうか、非常におっしゃるとおり、御指摘のとおりであります。

こういう状況がありますので、当初そういう専門の機関が示した減少は1万1,000人と、今の半分になるだろうということでありましたけども、第1次の総合戦略の中で、とにかくいろんな努力をして、減る進度をおくらせて、1万5,000人ぐらいは、いわゆるプラス4,000人ですよね、そういう見方で計画をされておりますけども。

ただ、おっしゃるとおり、なかなか生まれません。もう非常に厳しいです。いろんな手だてを講じていますけども、非常にこれらを達成ということは、非常に至難の状況だなというのを実感として受けとめているところであります。

○岸良 光廣議員

その上で質問をするわけですが。

まず、人口と行政職員のバランスというのは、私も一概にどうとは言えないんですけども、当然これは各市町村それぞれの状況があると思います。

その中で、私なりに調べたり関係部署で調査してもらった数字を見てみますと、まず、さつま町、ことしの初めなんですけども、人口が約2万573人なんです。それに対して、一般職を含んだ特別職も含んで、職員が327名。これ、人口で割りますと、町民63人に対して町の職員が1名という比率になります。これは、今まで臨時職員といいました会計年度任用職員は別です。一般職員とそれから消防署、特別職、それを含んだ人数です。

それに対して、近隣町村を調べてみました。阿久根市、ここが、人口が2万156人、さつま町とほぼ同じぐらいの人口数なんです。これに対して、非常勤別です、職員数が213名。これ、町民1人当たりの役場職員数を見ますと、さつま町は63人に対して1人なんですけど、阿久根市は95人に対して1人。出水市、これは5万3,435人、さつま町と比べますと約3万人以上多いんですが、職員数は571名、人口に対する職員数でいきますと94人に対して1名、これは阿久根市とよく似ているんです。それと、長島町、人口が9,846人で職員数が153名で、町民64人に対して1名というのが職員の比率になっています。湧水町が9,439人、職員数が143名、町民66人に対して1名の職員数というふうになっているんですけど。

これを見ると、さつま町、長島町、湧水町は、大体63人、66人で同じぐらいじゃないかという見方ができると思うんですけど、ただ、ここで大きな間違いがあるんです。

といいますのは、さっき町長が言いました令和7年までに305名の職員数を何とか維持したいというふうに言われました。これが計画出ています。これが、第3次のさつま町定員管理で平成27年から平成36年度までの、これ出ているんですけども、ただ現状として、2020年、来年、再来年から定年が1年ずつ延びていきます。これも国会で多分通るような見込みになっているみたいです。10年すると、65歳まで定年が延びると。となりますと、ことしの退職者もですが、大体退職者の7割強が再任用職員になっています。そうすると、305名を守れない、再任用職員を足していくと。

どういうことが起きるかという、例えば、今の状況でいくと、町長もさっき言われました

450名ぐらいの1年間の減になると。そうなっていくと、さつま町が仮に450名程度の減となりますと、10年後には、例えば年間400人であれば4,000人ですから1万6,573人、450人にしますと4,500人ですから10年後は1万6,073人、下手すれば、1万6,000人を切る可能性がある。それに対して、令和7年までの定員数が350人となりますと、10年後、例えば300人の職員数があるとなると、50人切って、人口当たり役場の職員がさつま町の職員が三、四十名に対して1人と、物すごく役場職員の比率が高くなるんです。

ということは、当然、人件費がかかります。人口が減りますと、地方交付税の減というので、今の地方交付税でいけば、さつま町に大体、人口1人当たり九十二、三万円というふうに聞いておるんですけど。人口が減れば当然国のほうの負担は変わってきますので、その分、交付税は上がると思うんですけど、ただトータル的に人口数が減ってきますから、トータル的には減ってきます。そうすると、人件費が物すごく増えてくるわけです。

ここで、町長お伺いしますけども、先ほど町長の言われましたこの305名というのは、もう現状で、再任用職員を含めていくと、定年が1年ずつ2年間ごとに延びていくんですけど、305名守れないと思うんですけども。町長、これに対して守れるのか、あるいはもう早急に私はもう一回見直しをして計画を組まないかんと思うんですが、それについて町長ちょっとお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

詳しいデータのもとに御質問をいただきました。

確かに、前に第1次の行政改革の中で、もうこの総定員の管理計画というのを300人、当時は、幾らかだった、しっかり把握はしていませんけど、10年のスパンで、いわゆる平成17年の合併それから10年後の平成26年、その期間で、また私が就任をしてから見直しをしまして、これはこのままでいくとまだ大変だなということで305人、いわゆるもう325人まで、425人だったもんですから325人まで、10年間のスパンで、100人減らしますということで、それはもう確実に平成27年4月1日現在ではちょうど100人職員数を減にいたしました。

そして、その後、また10年のスパンで、今度策定をした中で、325人を305人まで、20人減らしましょうと。6%の減になりますけども、そういう計画で立てたんですが。

要は、おっしゃるとおり、ここ、非常に基本となります人口がもうどうしても著しい減ということで、本当におっしゃるとおり厳しい状況が出てきているというのが、もう今判っておりますので、この辺についても先ほど申し上げましたとおり、やはり5年後を見越して、今の時点でさらに見直しをするということも非常に大事なことだと思っておりますが。

ただ、先ほどありました再任用職員の関係、会計年度任用職員の新たないわゆる働き方改革で、そういう方々も、定数には入りませんが、こういう職員を抱えんといかん、人件費が増えてくる。そして、また一方では新規採用も、やっぱり、将来の年齢構成を考えたときには、ある程度の人事更新もやっていかないと、全く若い人がいない、もう年齢をとった人ばかりになると、非常に新陳代謝がいびつなものになるということになりますので。

その辺を、今この策定をしていくことについては、非常にどの程度が本当にふさわしいか。削減の方向は、確かにやっていかんといかんなど、これだけを踏まえていけば。ほいで、いろんなことを考えて見直しをやっていく必要があるかと思っておりますので、おっしゃるとおり、非常に過渡期だと思っております。一方では、定年制ができたときは、その辺も考えていかんといかんし、今が非常に、どこが適正な本当に数字になるのか。

そして、また一方では、権限移譲というのがどんどん入ってきています。今でもパスポート、

県まで行きよったのが、もう地元でしなさいとか、あるいは農地の関係、ことしの4月からも、農地法の関係も、許可の関係もこちらでやるように、農業委員会にやってもらうようにしていますが、いろんな形でそういう新たな業務量は増えていく。一方では、この職員数は減らさんといかん。こういう非常に困難な状況に今立たされているところであります。

確かに、おっしゃるとおり、その辺は本当これ御指摘のとおりでありますので、そこ辺はまたしっかりと見きわめて対応していく必要があるかと思っているところであります。

○岸良 光廣議員

町長も十分認識されているということなんですが、もうこれは時間の余裕がないと思うんです。

特に、なぜ私がこれ言うかといいますと、町長も10年後、10年後と言われましたけど。先ほど申しました2年前ですか、たしかこの人口減のことを取り上げたときに、先ほど申しました人口問題研究所、国の機関ですけど、ここで今から40年後、2060年に国の出先機関が、さつま町は1万1,000人になりますと。それを町長が、40年後、いや1万5,000人を何とかキープするように努力したいんだという話がありましたけど、もうその40年後じゃなくて、10年後にもう1万6,000人を切る可能性がある、あるいは、20年後にもう1万1,000人到達してしまうんじゃないかと。

なぜかといいますと、毎年450名いきますと、10年で4,500人です。20年いきますと、2040年、これは9,000人なんです。今2万人ちょっと、それから9,000人という、もう1万1,000人が20年後に見えてくる、これが今の現実なっています。

そこで、なぜこれを私が何回も何回も質問してきたかと、そしてまた今回町長に質問しているというのは、町長も先ほど言いました、これから10年が物すごく過渡期になってくる。その中で、例えば、来年、私どもも含めて町長も改選があります。これについて、改選の細かいことは答弁してもらわなくて結構ですけども。例えば、何が言いたいかということ、ことしから10年間考えたときに、来年の改選まで、1年間あります。そこで、町長が、いや、私はもう次出ないから新しい人へ任すんだというのであれば、私もそれ以上言うつもりないんですけども、町長が、いや、また次も出るんだと、頑張るんだという、もし考えがおありならば、今から10年間、5年間、ことし1年、次の4年、5年間、町長をまた町民の代表として引っ張っていかないと。

そうすると、この人口減と職員数、特に町長が言われた、一般職員を含んだ職員の数、これが10年間かけて65歳まで定年が延びていくということは、ことし、来年は定年者がそのまま60歳定年にして、再任用で約70%いくけども、それからは定年が延びていくわけだから、令和7年までに305人というのは、町長、到底無理だと思うんです。

だから、これを早急に、本当に今の時点で、もう10年後、20年後の人口を見たときに、さつま町の職員体制をどうするのかというのは緊急的に考えないと。

先ほど、湧水町と長島町を言いましたが、長島町と湧水町は大体今さつま町と同じぐらい、大体六十三、四人に1人の職員なんですけど、さつま町が湧水町、長島町と比べて負担が大きくなっていくというのはこれからなんです。湧水町、長島町はもう1万人切っている。それに対して、職員数が200人いないんです。10年後、下手したら1万8,000人に対して、職員数が305人を上回っている可能性もあります。20年後、1万1,000人、さつま町がそうなったときに、地方交付税の減額がきたときに、役場職員の人件費、それから再任用職員の方の人件費、それから会計年度任用職員、これを何名にしていくか、これは本当にもう避けて通れないと思うんです。

これを、難しいんじゃないでなくて、ここ1年以内に早急に本当にプロジェクトをつくってでもどういうふうにしていくんだと。当然これは人口が減ってくるから職員数も減らさないかんという

乱暴な考えにならないと思うんです。当然、これは働いている方を首切るわけいきません。だから、それに対して、先ほど町長が言われた、新規もとっていかないかん。もういびつな格好になる。もう既になっているんです。例えば、合併から10年間、新規採用減らしていました。だから、今、50代の方、40代、30代、20代、職員数見たときもいびつになっていますよね。ある年代数がないわけです。

だから、新規の職員も入れなきゃなりませんけども、今後の方向として、いろんなことを考えたときに、中途採用というのも考えの一つかなと。例えば、18歳、22歳から30年、40年とっていただけやなくて、30代、40代の民間企業からの中途採用も入れて、年代別の構成を整えていくと同時に、入る人を若干セーブして、出るところも整理しながら、年代別の構成を整えていく。それも一つの方法だと思うんですが、それについて町長のお考えをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、今ありましたとおり非常に過渡期に入っているかと思っております。今ちょうどまた再任用職員が、定年退職という方々が、令和2年度、ことしで17名ですか、来年在15名、そしてまた6人、9人と、9人、10人という形でいわゆる増えてまいります。そして、またこれらの方が、基本的にはまだ年金受給者にならんということで、希望があれば再任用職員をやっぱりしなければならぬという義務がありますので。

そして、また一方では、働き方改革で、御案内のとおり、この4月から会計年度任用職員も安定した職にしないということになっておりますし、一方では新規採用ということもあります。

本当、おっしゃるとおり、一番、将来を見据えて、人口が一方で減っていくという方向にありますので、いろんな行政サービスを低下させない、そういう面も考え合わせて、本当に今おっしゃるとおり、総合的な問題を検討しながら、早急にやっぱり立てていく必要があるかと思っておりますので、これは、ちょうど行政改革の見直しの時期でもありますので、そういった総定員の管理のあり方というのをしっかりとまた検討をしております。

○岸良 光廣議員

ぜひ、町長の今答弁があったように、早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、その中で、特に、町長、頭が痛い問題だと思うんですけども、先ほどから何回も言いますように、2022年からの2年に1回、1歳ずつ、10年間で65歳まで定年を引き上げる。そうなると、定年も長くなるわ、再任用職員もとっていかなくやならん。また、そうなってくると、会計年度任用職員の定数というのも非常に問題になってくると思うんです。ここは、非常に、私考えても、町を引っ張っていくトップとしては、もう進むにしろ引くにしろ大変な状況だと、私もよく認識しております。

ただし、そこは、町が破綻しないがためにも、また、町長は町民サービスということを言われますけど、やっぱり地場産業の育成というのも考えなくやならんと思うんです。地場産業を育成して、その中で、町民の一人でも減るペースを遅くしていく。地場産業が職員を抱えられるような状況、社員あるいは臨時職員を一人でも多く抱えられるような状況を、これは人口減を含めても、大型企業のさつま町への進出も大事だと思うんですが、地場産業育成というのがいかに人口減を減らすかという点でも、物すごく大事になってくると思うんです。その点を考えながら、難しいとは思いますが、これはやらなくやならないことだと思いますので。

先ほどから言いますように、もう本当にここ1年ぐらいの間に、10年後、せめて、町長、10年後までの職員それから再任用職員、会計年度任用職員、これをどのぐらいまで持っていくんだというのを、大体の方向性をやっぱり1年以内には出していただきたいというふうに考えるんですが、その1年以内に出せるという方向で、町長、答弁願えませんか。

○町長（日高 政勝君）

非常に大きな課題と思っております。

確かに、現職の方は、よっぽど事由がない限り首を切るわけいきませんので、これは地方公務員法上、ちゃんと身分保障というのがありますので、そういうことでありますし、また定年が来たら定年延長もある。そうすると、新規採用をどの程度抑えていくとか。もうかなり、もう一旦、過去もありましたとおり、総定員を確保するためには、減をしていくためには、もう採用を抑えるという方向にならざるを得ないし、一方では、会計年度任用職員も、いわゆる会計年度職員ですけど、これもパートタイム的な考えでやっておりますから、この方については、もう今後採用はできないと。そうなりますと、おっしゃるとおり、地場産業の育成になっていかないと、非常に矛盾したところが出てくるわけです。そうすると、新規採用もなかなかとれないとなると、地元に残る人材はいなくなる。人口はますます減っていく。非常に難しいところはあります。

ただ、財政的な問題、総人件費が膨れ上がっていくと、ほかの仕事がなかなか、サービスができないということになっていくし、人的なサービスはできるんでしょうけど、人件費にとられて、ほかの仕事がなかなかできないという格好になっても、財政の硬直化になっていくわけでありますから、その辺は十分考えた上で。

おっしゃるとおり、ここ1年、2年の中で、しっかりと全職員挙げて、いろんな知恵を出して、この辺の、正規職員をどの程度、あるいは再任用は幾ら、そしてまた会計年度任用職員がとれるかとかないかということでもう来るかと思っています、はっきり申し上げて。あとは、もう新規採用をどの程度とか。新規採用も、先ほど申し上げましたとおり、とらないというわけはいかんのです。将来のことを考えたら、全くもう上の人ばかりになって若い人がいないとなると、これはもう大変な時代になりますから、そういう非常に難しい人事のあり方というふうに考えておりますが。

ただ、おっしゃるとおり、これはもう避けて通れない課題でありますので、しっかりと対応してまいります。

○岸良 光廣議員

地場産業育成については、また次回、6月のときに細かく質問してまいりたいと思います。

その中で、今町長も言われました、職員の数は減らせない、定年制が延びていく、再任用職員はせないかんとなってくると、本当に、先ほど申しましたように、町長、新規採用もなんですけども、本当に20代、30代、40代、ここぐらいまでは民間から中途採用というのも考えていかないと。

例えば、極端なことをいいますと、22歳で、あるいは二十歳で採用しますと、65歳、45年ぐらい行かないかんです。ところが、途中の年代が物すごく職員が少ない年代があります。一番最初に言いました、合併10年間、採用がされていません、余り。そういうところを補うためには、どうするかといえば、もう中途採用しかないと思うんです。中途採用と新規と、それと、あと会計年度任用職員のほうと、それから定年になっていく、そこをどうやってバランスをとるのかというのは、本当難しいと思うんですけど。もう全てのことを、今までは考えられなかったことも取り組んでいかなければ、この問題は解決しないと思います。

そこで、まず、ここに、私がちょっと、資料集めるのがまずかったもんですから、直近のやつはないんですけども、高齢化率、これは、私が持っているのは平成30年8月、これ、直近のやつをちょっと私が手元になかったもんですから。これ見ても、約40%以上が高齢化率なんです。特に、65歳以上入れると、もう8,500人ぐらいなんです。その中で、70歳以上、この65歳以上の8,500人以上の中の約2,000人が65歳から69歳で、あとはみんなもう

70歳以上なんです。

ということは、町長も先ほど言われましたけど、自然減、特に子供が直近ここ5年ぐらいで、毎年多く生まれて110人ぐらいですか。120人というのは生まれていないんです。町長も言われました自然減含めて400人が450人になろうとしているということは、75歳以上が、今のさつま町で約6,000人強ぐらい。これ考えたときに、自然減のほうが今のペースが早まる可能性が非常に高いんじゃないかなと。

だから、そう考えたときに、町長も言われました新生児が100人から110人しか生まれないう、自然減が400人から450人になるかもしれん。そうすると、高校3年生、18歳が高校を卒業すると同時に進学、就職で、以前は、例えば5年前ぐらいは、成人者が300人ぐらいおったんです。今、高校卒業生が大体160人ぐらいです。毎年高校を卒業する生徒がです。それが、大体地元へ残って多く見積もっても20人ぐらいです。あとは、進学、就職で出ていくわけです。160人ぐらい卒業して、そのうち、地元約20人、140人ぐらいが就職、進学でさつま町外に出ていくとなると、ますます人口減のスピードは早まっていく。

だから、現状よりも10年後、あるいは15年後には、下手すりゃもう1万1,000人切っておそれが出てくるんじゃないかなと。一番その中で、私が危惧しているのが、この高齢化率なんです。大体、今2万人の中で、8,500人から8,600人が65歳以上、そのうち6,000人ぐらいがもう75歳以上。そういうことを考えて、やはりこの職員の定数、これは早急に取り組んでいかなきゃならない課題の一つだというふうに、特に強く要請をして、次の質問に入ってまいります。

2番目の会計年度任用職員のスタートが4月から始まりますが、問題がないかということですが、先ほども町長もいろいろ答弁されました。

その中で、通告にないんですが、総務課長にお伺いしますけども、この会計年度任用職員が、例えば年2回の期末手当、年間2.6カ月分、夏冬で1.3月、1.3月ということは聞いておるんですが、これはたしか社会保険も掛けなきゃならないと思うんですけども。そうなったときに、会計年度任用職員が実際手取りの給与、これが減ると思うんですが、そのあたりはどうなんですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

4月からスタートします会計年度任用職員の職区分等にもよりますけれども、基本的には年収として前年を下回らないようなスタイルで枠組みを設けたつもりであります。

その中で、社会保険に加入しなければならないグループとしなくてもいいグループで体系を分けております。これまで社会保険に加入するべき方々については、日数あるいは時間数がそのまま、加入するべき勤務体系の枠組みの中にありますので、その枠組みの中から外れて、加入しなくてもよかった人が加入するべきところかというところは、今、それぞれの個人さん方の募集にもよりますけれども、ある程度、従来ですと、配偶者の扶養に入ったまま勤務をしたいというような御希望もありましたので、そういったところを少し意識づけながら枠組みを設けましたので、特に、相互での入れかわりは今のところないのかなというふうに感じているところでございます。

○岸良 光廣議員

なぜ、これ聞くかといいますと、時間単価は変わらないはずなんです。大幅に上がっているんであれば、私も心配しないんですけども。

その中で、今までは、臨時職員については社会保険の加入はなかったはずで。と同時に、今度は、ボーナスは出てきますけども、社会保険を、特にいろんな地方自治体のところからも声が上がっているのが、会計年度任用職員になるのはいいんだけど、賞与もあるのはいいんだけど、

手取りが減ると、年間の。

特に、今、課長が言いました社会保険を掛けなくてもいいという分類の方についても、御主人の扶養に入っている方々も、もう今度扶養の枠が、額が小さくなってきているんです。それをしながら、旦那さんの扶養に入りながら会計年度任用職員として社会保険を掛けないとしても、年間の収入がもう限度額が狭くなってきていますんで、働く時間を短くしないと無理だと思うんです。そうすると、今までの状態からいくと、年間の収入が下がってしまう、手取りが。というのが、いろんな県のところからも出ているんだというのを、私も新聞とかで見ましたけども。

実際、そうやって、もうこれは国がいたし方ないというか、特に、今回、定年制もそうなんですけど、新聞等でも出ていますが、国が今65歳からの年金を70歳まで引き上げるというか、65歳ではなく70歳から年金をもらう方については、65歳からもらう方よりも、6割やったかな、7割ぐらい増額します。75歳から年金をもらう方には倍にします。要するに、65歳から年金をもらうんじゃないくて、75歳からもらえば、約倍の手取り額にしますというようなことを今国が言い始めています。逆をただせば、年金が破綻しているんだなと思わざるを得ないんです。

だから、そこから考えたときに、今の本当の会計年度任用職員の採用、ある面ではボーナスができてよかったと、収入が増える。だけど、よくよく計算してみたら、手取りが少なくなるという。何でやろうか、社会保険が引かれとる。そういうところが出てくると思うんですが。

それに、総務課長の説明では、十分気をつけているという説明なんですけど、もう一回聞きますけど、総務課長、もう、これはてげてげなことを言うてもしょうがないと思うんですけど、私は手取り額が減る人が恐らく出てくると思うんですが、その可能性があるかないかだけでよろしいです。

○総務課長（崎野 裕二君）

可能性としてはあると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、枠組みを設けて選択制をとっておりますので、おっしゃるように、収入は1万円増えたけど、出す分が2万円増えたというようなことで、逆転する現象も、計算上は、仕組みをつくる時には考えられましたので、その辺も含めて計算をしながら進めてきたつもりではあります。

○岸良 光廣議員

人口減と職員数とか、もう、町長におかれましても各担当課長にしても、頭の痛いことを質問して本当申しわけないんですが、これはもう当然、何回も言いますように、避けて通れませんので、町長、何とぞ、そういうところを含めて頑張っていただきたいなと。特に、辛い判断をしなきゃならんところは、もうやむを得ないと思いますので、そういうのを踏まえながら取り組んでいただきたいというふうに要望をして、3番目の質問にまいります。

特に、指定管理の運営上問題がないですかと聞いているんですが、私が一番危惧するのは、きららの白男川です。これが一番最初、事務局の方が、昨年でやめられたと。特に、最初、きららを開設するときに、元役場職員のOBの方が事務局を代表でやるんだと、営業もこの方が全部やるんだと、時間をくれと、努力して頑張るんだという説明であったんですが、もうこの方が昨年いっぱいまでやめておられます。

現状聞いたところ、地区の区長さんですか、何人かが、数名の方が一緒にやっているんだというふうに聞いているんですけど、その中で、町長、その前の事務局長がやめられたあとに、誰か代表者としては選任されているんでしょうか。それとも、区長を含めて数人の方が、その営業を含めてやっているのか。その辺のところをちょっと教えてください。

○町長（日高 政勝君）

いろんな内部事業があったようでございまして、非常に期待をしてお願いをしたところでございますけれども、事務局長がおやめになったということで、挨拶も見えたところであります。

局長のあとは、館長が今のところは兼務の形で、そして、また事務補助的な関係の若い職員が1人雇われているようでございます。

○岸良 光廣議員

その若い方もですが、館長さんもそうなんですが、恐らく営業の経験とかそういうのがどうなのか判りませんけども、これがうまくいけば別に問題はないと思うんですが。

ただ、これが、それと、今、旧薩摩町の物産館です。1回破綻しましたけども、私もここが再度指定管理されるときには、指定管理料を上げたほうがいいんじゃないかなと、町長にも質問したことがあるんですけど。

なぜ、こういうこと言うかといいますと、1回破綻して、2回目また指定管理に出して、それが1年後、2年後、また破綻したとなってきましたと、町はどういうサポートをしているのかという問題にもなりかねません。

また、白男川のきららの里についても、当初の計画からしますと、事務局長がやめたという段階で、今、若い方が1名おってという説明なんですけども、本当に、これ経営が大丈夫なんですかという不安があるわけです。特に、この白男川の施設については、一般質問でも町長に何回か言いましたけれども、指定管理の場合は赤字補填ができませんよね、今の条例であれば。これ、もし赤字が出た場合に、これは町ではできないということは、地元自治体はその赤字を負担するんですか、どこが負担するんですかというのを町長に聞いたときに、町長は、やらせてみてくれということだったんですが。

町長、もう一回聞きますけど、指定管理のところで、もし赤字でどうにもならんというときに、これはどこが補填するんですか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの事務局長がやめて館長がということで申し上げましたけども、会長が兼務ということで、会長の満園さんという人が兼務という形に今なっているところであります。

それから、とにかく先ほども冒頭申し上げましたとおり、指定管理がもう今のところ30ありますけども、中には、非常に、これ、やっぱり、人口が一つは減って購買力が落ちたということもありますし、類似の施設があって、直売所等についてはやはり厳しくなっているというところもたしかあります。そういうところについては、いろんな特色を出しながら、あるいはいろんな直売所間のあれがずっとつながった形で取り組みをやっていただくということで、農政課のほうも、あるいは営農専門指導員のほうも入りまして、いろんな作物の栽培とか指導もいただいているところであります。

要は、経営が難しくなって赤字になると、ここについては、やはり特別な要因がない限り、通常の中での運営の中では、やはり努力をせんといかんということも言えるわけですので、そこについては、やっぱり指定管理の中で責任持ってやっていただきたいというのが、私どもの考え方です。よっぽどの事情があって、不可抗力とかそういう事態もあって、なかなかこういう赤字に結果的になってしまったということになれば、考慮の余地というのはありますけど、通常の場合、やはり経営努力というのが必要になってくるかと思いますので、そこは、皆さん方には、その旨、日ごろ連携をしながらの中でも申し上げているところであります。

○岸良 光廣議員

私が聞いたのは、仮にそうなったときに負債が出たときに、これはどこが負担するんですかと

いう質問なんです。

要は、これが一番大事であって、例えば白男川であれば、今、会長さんがおられますけど、その白男川地区が負担するのか、さつま町が負担するのか、当然、町長は回答しづらいという、よく判ります。町が負担するんだというたら大変なことになりますから。でも、今度は自治体が負担するんだと、今度は自治体にそのことが耳に入ると大変でしょうから、答えにくいとは思いますが、ですけど。

しかしながら、今の状況を考えていくと、そうなる可能性がゼロではない。そうなったときにどうするんですかというのも、危機管理上の問題で、やはりこれは想定をしなけりゃならない案件と違いますかということをお願いいたします。

特に、この白男川だけでなく、例えば鶴田ダムにしても食堂がありますけども、これ、3年前、あるいは5年前、現状とすると、利用者の減少が続いてきていると思うんです。例えば、今、食堂関係についても、ほかの施設もなんですけど、ひっ翔べ！さつま探検隊ですか、これは、以前も一般質問でも町長にしつこく食い下がったことがあると思うんですけど、町の公金が、税金が使われている、そういう指定管理のところに、正式な決算書が出てきていないんです。例えば、自分たちでつくった決算書、あるいはほかの事業と合算のした決算書というのは出てきているんですけど、例えば公金が出た、例えば鶴田ダム関係のところであれば、ダム公園あるいは大鶴ゆうゆう館、こういうのがあるんですけども、それから健康ふれあい公園なんかもあるんですけども、その町の補助金が出たそのものに対する正式な決算書、これは町長ないですよ。どうですか、お答えください。

○町長（日高 政勝君）

それぞれ指定管理につきましては、状況報告ということで、それぞれ出してはいただいております。おっしゃるとおり、補助金見合いに係る分というのが、総体的な決算という形でいただいておりますので、その中でいわゆる補助に見合う分というのは洗い出しをして、しっかりこうですよというところまでは、確かにはないところもあるかと思っております。

それについて、また、こちらのほうもさらに、確かに補助目的によってこの補助金を出しているわけですので、その辺についてはさらにまた分析をしながら提出をしていただくということが必要かと思っております。今後、検討してまいります。

○岸良 光廣議員

もう時間もなくなってきましたので、特に、この指定管理については、できれば指定管理料というのは公金ですから、町のお金であるということはさつま町民の財産であるというふうになってくると思います。だから、この指定管理についても、公金の分についてはやはりきちっと、例えば税理士を入れて正式な決算書をやっぱり出していただくように、今後は早急にそういう方向性を持って指導していただくようにしていただきたいというのがあります。

と同時に、これは指定管理が恐らく旧薩摩町の物産館が初めてだと思うんですけど、途中でやめたというのは。ただ、今後については、この白男川地区についても、また鶴田ダム関係についても、ダムの工事が終わって状況は変わってきますので、食堂等についてもいろんな問題が出てくるんじゃないかなと。これも、3年後、5年後という長いスパンじゃなくて、恐らくここ1年、2年の間にそういう環境変化による経営悪化というものも出てくると思うんですが、それに対して、やはり破綻せずにしてもらうためには、本当の経営内容を見なければならぬと思うんです。

それに対して、町長、再度聞きますけど、やはり公金が出ているので、きちっとした公金に対する税理士を入れた決算書の提出、これを早急に今後は検討をしていただきたいと思います。そのことについてもう一回、答弁をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

やはり公金ということでありまして、やはり公益性があつて初めて補助金は出しておるし、またこういった指定管理料については、やはり公の施設ということで運営をしてもらつておるわけでありまして、その辺の公益性が本当明確に発揮されているかどうかについては、この財政指標の中で確認もする必要がありますので、その辺は今後そういう対応をしてみたいと思っております。

○岸良 光廣議員

最後に、先ほどからずっと話していますが、人口減少それから役場職員の適正化、それと再任用職員の件、定年延長の方々、全て、これはやっぱり人口減に伴ってくる一番大きな問題です。これを解決はできないと思うんですけど、やはり今後さつま町のかじをとっていくに当たっては、先ほども申しましたように地場産業育成、特に地場産業にどういうところがあるのか、どのぐらいの方がそこで働いておられるのか。例えば、地場産業が技術的なものを伸ばすためにどうすればいいのか、そういうところも含めて、次の6月議会にはもっと細かいところを町長のほうに質問していきたいと考えております。

また、非常に人口減少に伴って厳しい状況が続きますが、町長も、どう判断すればいいか判らないという状況もあるんですが、これはもう町のトップとして決めなければならないところは決めなきゃならんというところで判断をしなければならんと思うんですが、それについても、できるだけ方向性としては、来年改選がある前まで1年間の中で、何とか方向性を出していきたいというのを強く要請して、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、2番、上久保澄雄議員の発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思います。

まず、1番目の令和2年度の町政運営についてでございます。

町長は、3期目の最終の年度を迎えられることとなりますけれども、施政方針では、マニフェストはおおむね順調に推移しており、引き続き町民が夢と希望の持てる元気なまちの実現に取り組んでいくんだとされております。

国におきましては、令和2年度の概算要求に当たっては、引き続き経済財政運営と改革の基本方針2019を踏まえ、新経済、財政再生計画のもとに財政健全化への取り組みはもとより、歳出全般にわたり徹底した洗い直しと無駄の排除によりまして、思い切った予算の重点化が示されたところであります。

このような中、地域の活性化等を目指した戦略としては、地方創生や新たな働き方改革など、

希望を生み出す強い経済、夢をつぐむ子育て支援、安心につながる社会保障の新三板の矢と言われる一億総活躍社会の実現に向けた施策を推進することとしております。

国におけるこれらの方針等を踏まえた上で、これまで積み重ねてこられました結果等も含め、町政運営に対する町長の基本的な理念と本町振興に対する最重要課題をどのように捉え、特に新年度において重きを置かれた内容、施策等について、予算及び施政方針にどのように措置されたものかをお伺いいたします。

2番目は、広域行政の検討と推進であります。

超高齢化と少子化の著しい進行に伴い、将来における人口の減少社会に的確に対応していくため、広域的な取り組みを検討、推進していく必要があると考えるがということについてでございます。

人口問題につきましては、先ほどの岸良議員の質問の中でも出てまいりましたけれども、さつま町人口ビジョンによりますと、2060年には総人口が1万1,000人台と、現在の人口より約9,400人程度減少するとの推計がなされております。

本町の過去3カ年間の状況を見てみますと、年間約450人ずつ着実に減少し続けてきております。これは、その年度によってそれぞれ違ってくるかとは思いますが、今の状況ではそういった状況にあるようであります。

注視すべきは、この生産年齢人口の動きでありまして、2020年1万361人が2060年には7,948人になるんだと。若干、割合としては増加する形にはなっております。これは、当然、分母のほうは少なくなるわけですので、率としては高くなるわけですが。現在のような形では、今の自治組織はもとより、自治体そのものの維持まで極めて厳しい時代を迎えると、これが必定ではなかろうかというふうに思うところです。

国のあり方については、首都機能の移転、遷都、道州制、都市構想などさまざまな論議がなされてはおりますが、これも先の見えない話ではなかろうかというふうに思っております。

これまで、どの自治体も人口減少に対応していくための諸施策の推進がなされてきておりますが、私は最も根本的な問題として、現行の地方自治制度のあり方といいますか、そのような観点から議論していく時期が早晚来るのではないかと考えております。大変大きなテーマではありますが、現段階において何とも言いようはありませんけれども、この問題につきましては、地域組織の維持と活性化策として平成30年の一般質問でも申し上げ、新たなシステムの研究や本町に適した方向も検討したいとの答弁をいただいたところであります。

現在、可能な取り組みとしましては、近隣市町等の広域行政への対応の検討であると考えますが、見解を伺います。

次は、3番目の消防組織の充実についてであります。

平成30年度における本町の常備消防の活動状況を見てみますと、火災は10件発生をいたしておりますが、救急出動は1,081件で、前年度対比2件の増となっております、1日平均約3回の出動となるようであります。内容的には、急病が全体の54.6%で最も多く、またその対象者は高齢者が73.1%と圧倒的に多い状況となっているようであります。

このような厳しい状況の中で、総数48名の職員をもって対応がなされているわけですが、消防庁では、消防力の整備指針を定めておりまして、理想とする消防職員の総数についての算定の根拠も示されておりますが、これらの基準に対する充足率は、本町の場合57%となるようであります。本県の平均が69.9%という状況でありますので、若干達していないという状況であります。

国の基準どおりの対応は到底困難と考えますが、高齢化社会等に伴う救急出動の増加や複雑多

様化する災害への適切な対応を図っていくためにも、一層の体制の充実を図っていく必要があると考えますが、伺います。

次は、2 番目ですが、非常備消防に対する活動助成措置を行う考えはないかであります。

町内 2 分団のうち、団員の確保が困難な分団もあるようであります。初動については地元分団が対応できますが、状況次第では隣接する分団の協力も必要となり、現在そのような対応がなされているようでありまして、また災害支援隊の協力もあり、成果が上がっているようであります。

団の活動は、消火作業、災害救助等だけではなく、地域におけるさまざまな活動等もあるわけでありまして、それらに必要な経費は、地元後援会の支援によるところが大半ではないかと考えております。

施政方針に、組織、定員、団員の処遇改善を検討したいとありますが、町として、分団育成のための支援策を検討される考えはないか、伺います。

1 回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

上久保議員のほうから、令和 2 年度の町政運営ほか、2 項目についての御質問がございましたので、それぞれお答えをいたします。

まず、1 項目めの町政運営についての御質問でございますが。

御承知のとおり、町政の運営に当たりましては、10 年間の町の基本政策となります総合振興計画を初めとしまして、地方創生総合戦略、これは人口を中心として、人口減に歯どめをかけるか、どういう取り組みをするかというのが中心になるかと思っておりますけれども、こういった地方創生総合戦略、そして私の町政に対する政策、いわゆるマニフェストを出しているところでございます。

また、子ども・子育て支援事業の計画、高齢者介護・福祉の計画、障害者福祉計画、農林業いきいきプランなど、多くの個別計画によりまして、多面的、多角的に政策を推進しているところでございます。

これまで、町長としまして 3 期 11 年、本町の基幹産業であります農林業の振興はもとより、商工業の振興、企業誘致によります雇用環境の拡大、道路河川等の公共施設、そのほか社会資本整備を初めとする各種の施策による定住化対策、あるいは観光振興によります地域活性化対策、また健康づくり等々、また、ほかには最も基本になります財政の健全化ということを経営の重要な課題としまして捉えて進めてきております。この中では、また時代の変遷に伴って新たな新規施策も織り交ぜながら取り組んでまいったところでございます。

特に、子育て対策につきましては、今、人口減少の中で、いかにしてこの子育ての環境をしっかり整えてやっていくかというのが大事でありますので、子育て環境日本一を目指しまして、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。子ども医療費につきましては全額助成ということで、高校生まで無料、あるいは保育料の軽減、そのほか予防接種の、いわゆる任意接種につきましても助成を行うなど、また学校給食費の助成等々いろんなことを取り組みいたしまして、保護者の経済的な負担の軽減に努めてきておりまして、子育てのしやすいまちづくりとして行ってきたところでございます。

令和 2 年度におきましては、町長として 3 期目の集大成の年になるところでございます。このような視点に立ちまして、令和 2 年度も引き続きこれまでの取り組みを継続してまいりますと

もに、新たに全ての町民が情報化社会の恩恵を受けられるように、光ブロードバンドの未整備地域への整備を進めて、いわゆる交流人口の増大、あるいは移住定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

そのほかの喫緊の課題であります、やはり小学校の教育の環境整備ということで、鶴田小学校と流水小学校の再編に向けました学校施設の建設というのがございます。

そのほか、第2期地方創生総合戦略などにつきまして、重点的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

これらの取り組みと、第2期としましての新たなスタートをするこの総合戦略、これらについてはそれぞれ相乗効果を発揮しながら町民の皆さん一人一人が自分の住むまちに自信と誇りを持ち、さつま町に住んでよかったと感じていただくようなまちづくりをしてまいりたいと思っております。町の活力、魅力の向上につながっていくと考えておりますので、引き続き、全身全霊を傾けて取り組んでまいる所存であります。

次に、2項目めの広域行政の検討と推進についてでございます。

さつま町の将来人口、最新のデータによりますと、先ほどもいろいろと御議論をいただきました。40年後の2060年におきましては、当初は1万1,000人台ということ、今の人口の約半分になるだろうと予測がされておりましたけれども、最近のデータによりますと、恐らく、先ほどもありましたとおり1万1,000人を割っていくだろう、9,000人を下回るんじゃないかということまで推計値が示されております。非常に厳しい状況があります。平成27年の人口ビジョン策定時よりさらに厳しい状況となってきたところでもあります。

日本全体が人口減少の時代を迎えております。特に、東京の都市圏に人口は一極集中ということになっておりまして、いわゆる東京圏のところにおいては、非常に地方からの移住が進んで、転出よりも転入が多いという状況が報告になされているところでございます。もうほとんどの全国の都市が、地方が、人口減少に苦慮をしているという現実がございます。

なかなか人口減少が続いて人口増加が望めない、いろんな施策を行っていく中ではありますが、もう人口の奪い合いという形になっているところでありまして、なかなかこういった急激な人口減少に歯どめがかからないという状況がございます。なかなか子供が生まれないというのが一番の原因になっておるところでございます。

今後におきましても、こういう中ではございますが、行政のサービス水準というのを決して落とすことのないように、しっかりとまた対応をしてまいりたいと思っております。

県内におきましては、後期高齢者医療の広域連合でこういうことで広域的な組合ができておりますが、こういう形に、恐らくいろんな形で出てくるのかなという感じがいたしております。県内の全市町村の後期高齢者の医療制度に係ります事務が共同で行われているところで、加えて、本町におきましては、消防の一部の業務につきまして、今、特に通信指令業務というのを共同運用ができないかということで、今話し合いをいたしているところでございます。

過去におきましては、介護保険とか、あるいはごみ、し尿処理の関係について、一部事務組合方式という形でやってきた経緯がございますけれども、これが、今、広域事務組合という形に、先ほどの、前と同じであります、そういう共同化が行われてきております。

将来的にも、やはり医療とか福祉、環境、上水道、公共交通、産業振興等の事務というのが広域連携によって行われていくのではないかと思いますし、現にそういった事例もあります。

国の地方制度調査会というのがございますけれども、その中でも、昨年、今後の基礎自治体による行政サービスの提供体制についての考え方というのが示されておりますけれども、この中でも、広域連携という言葉が出てきております。地域の枠を超えた連携の必要性というのが答申に

も打ち出されているところであります。

行政サービスにつきまして、将来にわたりまして安定的、継続的に、また効率的かつ効果的に提供していく上では、広域連携による事務処理の必要性というものはますます高まってくるものと考えられますので、引き続き国の動向等も注視をしながら、また可能性等の検討、研究をやはり進めていく必要があるかと思っておりますので、そのようにお互いに研究は進めてまいりたいと思っております。

それから、3番目の消防組織の充実についてであります。

まず、1点目の常備消防組織の体制でございます。

消防本部につきましては、町民の皆様方の安心安全のために、従来の45名から3名増やしまして、今では48名体制でこの業務を行っているところでございます。しかしながら、この常備消防組織体制につきましては、国が示しております消防力の整備指針に基づきますと、町の消防本部の算定人員というのは84名ということになっております。現在の充足率は、先ほど議員のほうからありましたとおり57.1%となっておりまして、県の平均が約7割、69.9%からしますと、まだ低い状況でございます。

先ほどもありましたとおり、この辺の充足というのは非常に町民の皆さん方の命にかかることでもありますので、優先した形でこういう増員体制もしておりますけれども、これも今では限界というところにあるかと思っております。

一方では、なかなか総定員を増やせない、人口が減っていく中で総定員は増やせないという、先ほどの議論の中にもありましたとおり、非常に厳しい環境でございます。

こういう中でもございますが、最近、消防においては救急出動等の件数というのが非常に増えております。また、自然災害も増えておりますし、非常に消防署の職員においては大変な御努力をいただいているところでございます。

また、町内の医療機関では対応できない事案というのが救急の場合はありますので、やはり町外の医療機関へ搬送しなければならない、そういう方向が非常に増えております。救急隊の活動時間というのが長時間に及びますし、隊員の疲弊とか警防力の一方では低下につながっている現実がございます。このようなことを考えますと、やはりいずれかは近いうちにまたこの辺の見直しもやっていく必要があるかと思っております。非常に、人件費の問題というのは大きな課題ではございますけれども、こういう危険なやっぱ現場の、町民の命を守るというそういう尊い使命の現場については、特段のまた配慮をしていく必要もあるかと思っておりますので、今後、町の職員の定員管理計画、この中で、先ほどもいろいろ議論があったところでございますが、総合的に検討はしてまいりたいと思うところでございます。

続きまして、消防組織の充実の非常備消防についての活動助成でございます。

消防団員の皆様には、正業の傍ら、崇高なこの消防精神のもとに、町民の皆様方の安全安心のため、日夜、昼夜を問わずに献身的に御尽力をいただいているところでありまして、もう本当に頭の下がる思いでございます。

現在、消防団に対する経費といたしまして、団員に対する報酬、あるいは費用弁償、そのほか出動手当、また消防車両は消防の車庫、防災の消防の水利等の維持管理費などについては、消耗品、これらについては必要に応じて現物の支給をいたしているところであります。そのほかの幹部会等の会議に関する費用については、一部を公費で助成をいたしております。

昨年度、県が各市町村に対して行いました消防団に対する分団の運営経費に関する調査というのをしておりますけれども、ほとんどの自治体が補助金や助成金としての支給はしておりません。

ただ、近年、非常に自然災害も多発しておりますし、多くの分団のほうから、年末特別警戒とかそういうところを回ってみますと、そういった議員おっしゃるとおりの活動助成が何とかならんかというお話を承っております。

現在も必要に応じて消耗品等は現物支給をしておりますけれども、こういう実態があるとするれば、やはり消防団員の確保というのも非常に厳しくなっておりますので、そういうことを考えますと、今の各分団の状況、あるいは後援会組織がそれぞれありますので、後援会の皆様方の消防団分団に対するいろんな支援の実態等調査をしながら検討してまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○上久保澄雄議員

まず、1点目の令和2年度の町政運営についてであります。

具体的な考え方につきましては、先ほど町長のほうから答弁がございましたように、マニフェストや施政方針、それから現在提案がなされております各会計予算案等を初めとするそれぞれの議案の内容に示されているとおりかというふうに思いますが、いずれにしても、基本となるのは、町の将来あるべきビジョンが網羅されております第2次総合振興計画にあることは改めて申し上げるまでもないわけであります。

先ほども申し上げましたが、国としては、アベノミクス推進や新たな耳に響きのよい成長戦略を次々と打ち出してきておりますが、果たしてその内容を国民が十分理解し、また国が目指す方向に自治体の成果が思うように表れているのか、甚だ疑問視せざるを得ないというふうに思うところでございます。

新年度は、町が合併して16年目になります。平成17年合併でしたので、16年目になると。その点に対する一定の総括あるいは検証もまた必要かと思いますが。

一方におきましては、令和という新たな時代の2年目にも入ることから、これを一つの節目の年度とも言えるというふうに思います。

このような時期に当たりまして、計画されている具体的な政策は、真に町民の生活の安定に向けた最大限の効果が発揮される施策として展開されていくことを望むところであります。

これは、余談かもしれませんが、定例会ごとに町長のほうから定例会の四半期ごとの動静がそれぞれ報告をされるわけでございますけれども、あれを見る限り、どこでどう休暇をとって、どこでどう休んでおられるんだろうかというぐらい、ほとんど毎日が執務という内容になっておるようであります。

やはり、これも私は口幅ったいことになるかもしれませんが、じっくりと政策立案あるいはまた構想等を練る時間の調整というのもしなければならない、これはあるのじゃなくて、あるというふうに思うところです。ほとんど諸会合等への出會、それから上京しての陳情、要望活動、これでもうほとんど大半を費やされているというような状況が見られます。

これでこそ、今国が言う、まさに町長も働き方改革を、こういう面でされる必要があるんじゃないかならうかと思います。思いがあれば、一つお聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

町長職を3期目の終盤にあっているわけでありましてけれども、やはり行政推進を図るための国、県との関係のいろんな役職が、やっぱり期数を重ねるごとに増えてまいります。それだけ充て職が増えてくるんですかね。そういうことで、県の段階、あるいは全国の段階のそういう役職も幾つか回ってまいりますけれども。これは、私に限ったことじゃなくて、ほかの市町村長さんも同じようなことでございます。やはり、こういう役職が多くなりますと、確かにいろんな会合等も増えてまいりますけれども。

しかし、一方で、さまざまな行政課題に対処をしていく上では、国の政策等というのが情報はもういろいろありますので、的確な情報をいち早くやっぱり収集ができる。そして、またいろんな方々と、すばらしい人材の皆さん方との人脈をやっぱり豊かに構築できるという面がありますので、非常に勉強になるというふうに考えております。それなりに、おのずと勉強もしなければならぬということでございますし、そういう責務も当然出てくるわけではありますが。

やはり、1日は24時間ありますので、土曜、日曜もいろいろ出ている機会はありますけども、出ても、飲ん方がない限りは、もう半日とかあるいはそれ以下とかありますし、もうそれ以外あいているわけで。夜も会合がなければ、帰ったら暇でありますから、そのときにやっぱりじっくりと。

いろんな、もうさまざまな文献というのがありますので、それに、新聞にしてもいろんな機関の新聞がありますし、そういうもうすばらしいいろんな記事が載っていますので、いろんな見方、考え方というのはそれぞれ各紙で違いますし、それでそういうものをいろいろ見て、こういう考え方があるんだとか、こういう見方があるんだとか。そして、またさまざまな文献が、役場にはもうどんどん入ってきますので、そういうものをやっぱり寸暇の中で見て勉強するということがあれば、非常に参考になるところが、まだまだ未熟ではありますので、そういう点では非常に勉強になって、自己啓発というんですか、それがあろうと思っております。

政策の中、やっぱりポリシーを高めていくということになると、やはりそういうことが一番勉強になりますし、先進地のいろんな事例も豊富に資料というのが入ってきますので、これは、さつま町にとってもすばらしい政策としてやっていけるのかなというのがありますので、そういう選択をする機会も豊富にあるかと思っております。

要は、こういう責任を常に思って日々の生活を送っていますので、やっぱり緊張感を持ちながら、町民の皆さん方の信託を受けた以上は、やはりそれにお応えしていかなければならないという強い信念を持ってやっていかないとつまらんとおもっておりますので。まだまだそこは未熟でありますし、不足な点もありますけれども、こういう国、県の段階とかいろんな人脈の皆さん方との情報とか、あるいは職員の皆さん方は当然でありますけど、そういう形を一緒にになりながら、こういういろんな難しい時代を乗り越えていく必要があるかと思っております。

非常に、出張も多くて、なかなか職員の皆さんとの対話というのも少なからざるを得んわけですけども、やはり副町長を中心にし、またできるだけ職員の皆さんとはそういう時間を持ってお互いに考えていくと、そういうことを考えておりますし、そのような姿勢で今後も望んでまいりたいと思っているところでございます。

働き方改革という時代の新しい流れでございますが、今のところ、おっしゃる気持ちを尊重しながら、これからはしっかりとそういう職務が全うできるように努力はしていきたいと思っております。

○上久保澄雄議員

ただいま十分考えるような時間あると。忙しい傍ら、そういう時間をとられていろいろと取り組んでいくんだと、頑張っていくんだということでございます。

本町が抱えている課題と、これは、大体近隣町村、これは全国どこもそうでしょうけれども、似たり寄ったりの悩みを、共通した悩みを持っていると、それに向かってそれぞれが知恵を出し合いながら取り組んでいるというのが現実であります。

定住促進の問題についても、人口増のこの問題につきましても、もう絶対数は変わらないわけですので、その中で、同じパイの中で取り合いをするというようなことしかないわけです。それには、本町独自のカラーといいますか、アイデアというか、もうこれはさつま町にしかこんな

かどねえと、こやよかとこいじゃっど、というような真に町民の生活に密着した形で政策を推進していただくということが一番重要ではないかと思います。国からおりてくるのもいろいろあります。これは私が評価をする立場にもないんでしょうけれども、先ほども申し上げましたが、やはりそれが身についているのかどうか、ほとんど国がおろす、そして受け入れ先の自治体自体はもういっぱいだと。どこにおろすんだと。今度、末端の自治組織にまでおりてくるんですね、それが。果たして、そこまでおろしてもらうべきものなのか。これは行政でとめるべきものではないのかといったものまで、だんだんこの、あれは自主組織ですので、自主組織というのは。そこまでおりてくれば、地域を維持していくのも困難な上に役職のなり手がいない一つの大きな理由にもなってくるわけ。だから、そんなに急がしければもうせんど。したがって、そういうのがだんだん積み重なって今の状況がだんだん進んでいくと。これは、うちは、岸良議員の質問にありました人口減とも非常に密接に絡んでくるわけ。これがだんだん減っていくわけですから、1年に450人ぐらい人口が減っていくとなると、これはもう大変なこと、やがておらんごとなるんですよ。だからそういう中で、組織よりも組織の何ぼという話じゃなくて、もうちょっと、これはもう憲法問題にまで上がりますが、制度自体を根本から考える時代がやがては来るだろうというふうに思うところです。

そういったこともありますので、どうか、町長、そういう時間を有効に活用いただきながら本町独自のカラーを持って行政のほうを知恵と創造で取り組んでいただきますようにこれは希望を申し上げ、この件は終わります。

それから、広域行政の推進でありますけれども、国は、平成16年度に打ち出した合併特例法によりまして、当時、3,000以上あった市町村数が現在では1,700台にまで減少したわけであります。

普通交付税の合併算定がえの適用期間、いわゆる合併後15年間の経過しますと、これはもう通常の算定に帰るわけ、普通交付税は。ただ、人口の移動とかそういったもので数字が変わってきますけれども、町において、合併当初の交付税と、普通交付税、現在の、これも措置が切れた、令和2年度からもう措置はないわけですので、この時点での見込み等の比較をしてみますと、大体10億円ぐらいの減収が生じるということになるようであります。単純計算でありますので、例えば、合併特例債等の有利な部分はあるにしても、その3割はやはり町は負担をせんにゃいかんと、これただではないわけですので、その他の要因を含めてもこれは非常に財政面における厳しさというのはますます厳しくなってくるなということが予想されます。

このような情勢の中で団塊の世代がピークを迎える、いわゆる今もう言われていますが、2025年問題、社会保障制度のそのものへの影響というのは、これはもうとても避けられないと思います。というのは、現役世代に対する負担が非常に深刻なものとなってくることが容易かというふうに思います。これら年金問題かれこれにやはりつながってくるというふうに思うところですが。全国においては、既に広域行政の推進に関する事務を初め、介護保険、後期高齢者の医療制度に係る事務が広域連合によりなされております。本町でも介護保険はされているんじゃないかというふうに思いますけれども、安定したサービスの提供と町政運営を図っていくためにも早急な検討の研究検討は望むところでございます。

町長のほうからさっきございましたが、この広域行政といっても、いろんなパターンがあるわけ。一部事務組合もその一つでもありますし、広域連合もそうでありますし、また、この事務の委託等、あるいは協議会とかもろもろ方法はそれぞれあるわけ。ですが、どの業務がどれに適しているのかというのは、これは研究してみないとわからないという部分でありますので、その辺も含めて手法、それから内容を含めまして今の段階から検討していかないと。困った困ったじゃ、

その場になって困った困ったじゃどうしようもありませんので、迷惑がかかるのは町民でありますので、やはり今の段階でもう既に研究体制を整える必要があると私は思うところです。これは答弁がいただけるでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

先ほども町政の関係でもありましたとおり、過去においては、特に、この戦後の場合ですけれども、全国どこも国がお手本を示して、いわゆるミニマムアクセスという形で統一的なレベルまでこの行政水準を上げようということの取り組みでありましたけれども、もう今は地方分権という時代になって、やはり地方が自らやっぱり企画をしてまちづくりについて、そしてまたそれについてはしっかりとまた責任を持っていくんだと、もうそういう時代が変わってきておりますので、独自カラーをやはり打ち出していく。今はどちらかというと、地方の現場のその実態に応じて町の政策を出して行って、あとから国があと追いの形、今はそういうところかなりありますので、地方は地方なりに今独自カラーを出しながら、いろんな政策、予算を、また逆に、予算を国でこういうのをつくってくださいという形で今進めておりますので、本町の場合もそういった形で、いろんな町の政策に対して、県とか国のほうに直接要望に行っているような次第でございます。

それから、職員の皆様方にも、それが今はもう時代が変わっているんだよと。国がいちいちお手本は示さないから、自分たちで一生懸命知恵を出して頑張ってくれと。そういうことを職員にも指示をいたしているところでございます。

それから、広域行政の関係。確かに、今、これだけ人口が減る、職員数も減らさずを得ない、業務量は一方では増える、そして新たな業務というのが時代の変遷に応じてどんどん増えていく、サービスを高めるためには、やはりそういうのをやっていかんにかんということでございます。そういうことで、今までずっとやってきた仕事をそのまま受け継いで、新しい仕事をプラスアルファでやっていくとなると職員にも限界がある。やはり総合評価をしながら、あるいは民間の皆さん方の意見を聞いて、見直すところは見直してもうやめるところはやめると、批判も出てきますけれども、もうそうしていかないと、あるいは公共施設についても今までずっとしていたから、もうこれをやっていくというのは物すごい維持管理費もいる、とても税金だけでは足りませんということになってしまいますので、やはりその辺もその都度評価を加えながら、本当に町民にとって必要なもの、あるいはこういった政策は続けんにかんということをやっぱり取捨選択をしなければならないと思って、今事業評価制度を導入いたしているところでございます。そういうことで、その一環として、もう単独ではなかなか効率も上がらないんだと、大変だなということはあると思いますので、先ほど申し上げましたようなこの広域行政ですね、もう合併ということはなかなか難しい時代になっていきますので、もうあとは、業務によっては、もう広域的に、なら一緒にやりましょうとそういう姿をこれから目指したほうがいいんじゃないかというのが地方財政調査会のやはり意見なんです。町村会の場合は、この人口の場合はまだ合併につながるからちょっと反対だよという意見も出ておりますけれども、やはり必要な業務については、やはり町民サービスを高めて維持をしていくためには、必要なものは広域をやっぱり進めていく必要があるかと思っております。

先ほど申し上げましたように、広域連合の関係の高齢者医療とかそういうものはやっておりますし、これから、先ほど申し上げましたとおり、医療福祉問題も先ほど救急の関係ももう短期間に、なかなかもう町外搬送までしなくていかんと難しいという実態もあります。それでそういうことで、やはり川薩医療圏との関係というのは、これからやはり考えていく必要があるんだろうし、福祉の問題にしましても、福祉の関係も、これだけいろいろ高齢化が進んでいくと、福祉利

用というのはどんどん出てきます。子供に対する福祉、高齢者に対する福祉が皆さん予算見てお判りのとおり、3分の1はもう民生費なんですよね。社会保障費です。それだけまだまだこの経費というのは伸びていかざるを得ないというところになりますので、そういうことについて、ずっと今までどおり、ある業務についてはまだ単独でやっていくか、特にはこういった広域行政の中でやっていけないかということも考えていかなければならない。環境の問題にしてもしかり、上水道も今そういうところもやっておる、管をつないでもう広域的にやっていこうということ、町境を挟んでもうやっていこうとか、もういろんなあれはもう民に任せようとか。もう上水道も民間に任せたほうがいいんじゃないかという考え方も出ておりますし、実際やっているところもある。

そしてまた、公共交通の関係、いろんな分野で掘り下げていけば、出てくるかと思います。要は、相手がありますので、ならそれを一緒にやりましょう、それはいいことですねと、お互いに効率的に行える財政的な負担も少なくていいですねということになればそういう方向が見えるんですけど、まだ具体的に、今の段階では、これとこれをというところまで至っておりません。ただ、これは避けて通れない課題であるかと思っておりますので、まだいろんな機会に近隣市町等の関係というのは、このことも含めて検討は引き続き必要だとは思っておりますので、議員御指摘のとおり、御意見にありますとおり、業務をどういう形で、どういう手法でやっていくかということやら、研究会というのは、当然、これから設置をしながら進めていく必要があるかと思っております。

○上久保澄雄議員

ただいまの方向でひとつ、また、先ほどありましたこれも相手ある話ではございますので、実施に当たって非常に厳しい面もあるかと思いますが、町長は、今回、県の町村会の副会長という立場にもなられましたので、そういった場面をとおしてもやはり話題にしていいただければ、ある程度進行も早くなってくるのではなかろうかというふうに思うところです。

それで、3番目の消防関係でございます。

常備消防のこの体制についてであります。近年は、これまでも想定外と呼ばれておりました事件、事故、あるいはまた、自然災害等もう今ではいつどこで発生してもこれはもう決して不思議ではないという時代に入っております。後段でまた質問者がいらっしゃいますけれども、今猛威を振るっている新型コロナウイルス、大変な事態になっておりますが、私が1つ懸念するのは、本町の消防署の中に救急車があります。救急車の要請を仮にぐあいが悪いということで要請があった場合、その方が、これはもうコロナウイルスに感染をしているかどうかというのはわからないわけでありまして、これへの対応を署としてどういうふうにされているのか。また、県からの新たな指針が来ているのか。あるいは国からそういうのが通達でもう来ているのか。それもう独自で判断しなさいということで対応をされているのか。非常に危険なんですね。これは職員も危険なんですね。これ今度は、それでもし感染しているのを運んで、次に、今度は健常者、健常者やない、新型コロナウイルスじゃない人を運べば、当然、また感染していくわけ。どんどん広がっていく。そういった問題等もありますので、とにかく消防の果たすこの役割というのは、ますます厳しく重要になってくるというふうに思います。装備類の充実もですけども、何といってもその装備を扱うのは人間ですから、一定程度のやはり人員は確保をしないと、そこに無理が出てくるのではなかろうかと思えます。少なくとも県の平均には近づける努力をされる必要があろうかと思いますが、いかがでしょう。

○町長（日高 政勝君）

本当にこの合併は、過去においては4町で消防署というのは運営をしておりまして、そのとき、

救急車が3台いて、人口が3町の合併やから2台で足りるんじゃないかという御意見も一部あったんですけども、やはり実態として、これだけ高齢化も進む、そしてまた、さつま町の場合は国道が3本通過して、交通量もあちこちから通過地点も多いということで交通事故も多い、そういう救急事故というのもあると。結果的には、3台を2台にせんかったのは、今振れいっぱいという状況ですから、本当、今、年間にも相当な1000回を超えるようなそういう出動でありますし、先ほど申し上げましたとおり、町外搬送が今多いんですね、やはり。そこが非常に大変なところがあるか思っております。例えば救急車が出た場合に、火災でも起こったら、そういう警防体制というの、当然、やはりしっかりとしておかないと非番の方まで出てこんにゃいかんということになりますので、非常に今のところ窮屈な体制にはなっているかと思っております。

したがいまして、そうですね、平均並みということになりますと、あと相当な数ですので、一挙にはなかなか難しいと思いますけれども、できるだけ町民の皆様方の命を守るという非常に崇高なお仕事をしてもらっているわけでありますので、その辺はしっかりと受けとめて、計画的な体制づくりについては努めていきたいと。先ほど申し上げました総定員管理計画の中で、やっぱりこっちばかり増やすとなると、総定員管理計画は減らさんといかんということになっていますから、その中でやっぱりこっちは増やせんないかん。なら、あとはどうするのか。先ほども305人というのは難しいんじゃないかというお話がございました。非常に難しいんですね。もう再任用職員はある一方では、会計年度任用職員もこういう形にならといかん。まあ、総定員数には入られませんけど、新規採用もせんにゃいかん、将来の人事構成を考えたら全く採用せんというわけにもいかんし、今は非常に過渡期の難しい時代を迎えておりますので、先ほどありましたとおり、しっかりと消防の計画づくりをしてまいりたいと思っておりますが、基本的には、そういう方向で検討はしてまいります。ただ、一挙にはいかないと思っております。

○上久保澄雄議員

職員の数の関係、これについては、一つの目安として消防庁が出している基準がありますので、必ずこのとおりにせんにゃいかん。先ほど84名という数字が出てまいりましたが、個々にはじき出すとそういう数字になるわけだね。ほんなら本町の場合は84名必要かとなると、これはちょっと実態を見ながら、それなりに運営に適した数字に落ち着くだろうというふうには思うところですよ。それで、私は、県の平均並みにはと申し上げましたが、県が大体、69.9、70%近くなんですね、この基準に対して。本町の場合は57.1%ですかね、こういった状況で、今48名体制ですので、県の基準、少なくとも県下の平均に近づけるとすれば、あと2名なんですよ、数字的には。あと2名補充すれば、県下の平均には達するという状況ですので、その辺またお考えを願えればと思います。

それで、最後の非常備消防に対する活動助成措置についての質問でございます。

町長の先ほどの答弁では、ほかのところはしていないという話でございました。どういう形でやっているのかそこまでは私も把握はいたしておりませんが、消防署からこの非常備の、各分団に助成をされるのはもう装備類が多いんですね。例えば、操法大会が3年か4年に1回あると。そういう場合はホースとか、そういった物の提供ということになるようでありまして、それ以外に、思わぬところに経費がいる部分がかなりあります。こんなはだしで走って稽古するとか、ああいう2カ月ぐらい一生懸命稽古しますからね。じゃあ、自分の靴を使って走れと、これはもう2足は完全に潰します。仮に、1万円にしても2万円にしても6人で、とてもじゃないですけど大きな金額になります。そういった部分もかなりあるんですね。思わぬ出費というのが。そのほかに、決して飲み食いの経費を見ろと、見てくださいというわけではございませんので。団員が気持ちよく活動ができるように団員の育成をするんだと。それによってまた団員数も増えて

くるかも判りませんので、そういった助成措置はぜひ設けていただきたいと。ほかのところはせんでも、さつま町にはちゃんとあるというのをぜひ考慮をいただきますように、これは要望できませんので希望して、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

消防の常備消防の定員増でありますけれども、これは先ほどからいろいろありますとおり、消防の場合はやはり救急なんかに出るとなると、最低3名は要るんですよ。ほんで、ただ1人増やしたって意味がない、意味がないといえば語弊がありますがけれども、やはりそういう活動体制をとるとなると、やはり必要最小限で3名になってきますので。火災現場の場合まだ多いということになりますし。過去45名のときも3名増やしたんですけれども、やはり消防の場合は資格をしっかりと持って対応していくということですから、やはり採用しても6カ月間はまた消防学校に行って、これはもう勉強せんにやいかん、その間の場合、留守になる。そしてまた帰ってきてから、一人前の消防士になるまでまたしばらくかかるということで、非常にこの養成期間も大事な期間でありますし、増やすとなるとやっぱり早い機会がいいかと思っております。

先ほど岸良議員の質問にありましたとおり、これから消防職員も含めて総定員管理計画をどうしていくかということをしっかり議論をしながら策定をしていく、その中で御意見があったような方向のことも先ほど申し上げましたとおり、進めていきたいと思うところでございます。

それから、この非常備消防のこの活動助成の関係ですね、確かに県が実態調査をした中ではそういう意識はしておりませんが、私が最後に申し上げましたとおり、非常に消防団員の皆さん方にいろんなお願いをする、地域活動にしましてもですが、お願いをする機会がありますし、待機とかいろいろあります。あるいは、消防車の点検とかいろいろありますので、その辺については、さつま町としての実情というのをしっかりと把握をして、また一方では、後援会のあり方というのはまちまちじゃないかと思っていますので、（「町長、残り1分です」と呼ぶ者あり）後援会のそういった皆さん方の統一的な考え方というのを後援会長の皆さん方にも御相談をしながらお互いに検討していく必要があるかと思っておりますので、これはまた前向きに検討はさせていただきたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、上久保澄雄議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました教育行政について、教育長のほうに質問いたします。

小学校、中学校の再編、統合は、もう近年には既に終わるものと見ております。さつま町の教育体制の新たな出発になるんじゃないかと思いますが、学校の規模も学級人数も少数より大多数の人数で学習運動等が児童生徒への学力向上、競争力向上につながるの思いが、この再編、統合で生かされるよう願うところでありますが、近年、働き方改革で共稼ぎや女性の社会進出、男性の家庭での子供教育と時代の変化が見られます。家庭教育や地域教育にもさまざまな対応や取り組みがされるようになりますが、教育現場でも各種取り組みがとられているように感じております。さつまっ子の教育力向上対策について伺いますが、特に次の3項目についてお伺いいたします。

1項目めに、児童生徒の教育指導は、学校教育はもとより家庭教育・地域教育が大事と考えますが、現在の指導体制について伺います。

2項目めに、町内における虐待の実態を教育委員会として把握されているのか。また、いじ

め・不登校等学校統合で危惧する状況はないのか。通学経路等の変更や距離が長くなったことで、事故や児童生徒の状況に変化はないのか。現在の実態について伺いいたします。

3項目めに、これまで、児童生徒、未就学児等にさまざまな支援を講じてまいりましたが、教育委員会として、効果や支援への思いをどのように捉えておられるのか、以上3項目について伺いいたします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

川口憲男議員から教育行政についての御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、第1問の家庭教育・地域教育の指導体制ということについてであります。御指摘のとおりでありまして、教育において、家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供が基本的な生活習慣、生活能力、他人に対する思いやりや善悪の判断など、基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を果たすものであります。

また、地域教育は地域の連携全体の中で、周囲の大人が他人の子供を我が子と同様に叱責や称賛を行うことで家庭教育を補完する役割を担ってきました。

本町におきましては、さつま町教育振興基本計画を策定して、教育の原点である家庭の教育力の再生と地域の教育力の向上、これを教育目標に掲げてさまざまな取り組みを行っているところであります。

指導体制についての御質問であります。全町的な家庭教育の推進につきましては、町地域家庭教育推進協議会を開催し、幼児、小学校、中学校の教育現場の各委員の方々から、子供を取り巻く現状や家庭教育の進め方等についてさまざまな御意見をいただきながら、各種事業を実施しているところであります。

学校におきましては、例年、町内の小中学校で家庭教育学級の設置を依頼し、各学校において家庭教育の重要性、望ましい親子関係や家庭教育のあり方などの学習を通して、家庭の教育力向上に努めていただいているところであります。

また、地域においては、青少年を地域社会全体で育むための青少年育成町民会議を組織しまして、地域や関係団体と連携しながら、あいさつこだま運動や青少年育成啓発推進事業などを実施しているところであります。

なお、各地区の推進委員会においても青少年育成に関するさまざまな取り組みを行っており、地域教育の向上に努めていただいているところであります。

次に、2点目の質問であります。

本町における児童虐待についてですが、本年4月から児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律、長い名前の法律が施行され、親の子供への体罰の禁止、これが明確にうたわれました。さらに、行政や関係機関との連携を一層強化することが求められているわけであります。

町教育委員会といたしましても、この法律を受けて、今後も子ども支援課や児童相談所、さつま警察署と連携をして、情報共有や役割分担をして対応してまいります。

町内における虐待の事案等については、子ども支援課と情報を共有しているところであります。

次に、いじめについてですが、いじめは平成25年にいじめ防止対策推進法、いわゆる定義が大きく変わり、いじめられたと児童生徒が心身の苦痛を感じている状態をいじめというふうにしておりまして、冷やかしからいじめ、悪口や無視されたと外見的にはけんかにも見えることでも

児童生徒がいじめられたと感じれば、学校はいじめと認定するようになっております。

したがって調査等では、いじめの件数というものは以前と比べて大幅に増加しております。各学校においては、いじめの件数の多い少ないということではなく、軽微なものであっても積極的にいじめとして認知し、1件でも多く解消するように取り組んでいるところです。

1月の調査におきまして、過去4カ月間のいじめの件数は、小学校は81件、中学校が5件の計86件あります。このうち75件は解消しております。残り11件はまだ解消しておりませんが、これらの事例につきましては、担任等が児童生徒に継続的に指導を行い、その解消に向け取り組んでいるところであります。

また、保護者や地域からもいじめ等問題にかかる情報収集を行うなど、積極的な対応も図っているところであります。

次に、不登校につきましては、不登校はこれまでも本町の大きな課題となっておりました。ことの1月末の時点で、小学校の不登校の数は、小学校が9人、中学校は20人となっています。

不登校の在籍率、全校生徒における不登校の人数の在籍の率ですが、小学校が0.88%、中学校が3.96%で、いずれも昨年度の全国平均の在籍率をわずかに上回る結果となっておりますが、中学校におきましては、平成29年度から在籍率が下がってきておりまして、回復の傾向にあるというふうに判断しております。

現在、町の教育委員会といたしましては、いじめ、不登校ともに、学校再編による顕著な影響はないというふうに考えておりますが、今後とも細心の注意を払って児童生徒の様子を見守りたいというふうに考えております。

次に、通学経路の変更や通学距離の延長による事故及び児童生徒の状況についてであります。

本年度、再編いたしましてバス通学になったわけではありますが、走行中の路線バスに車が追突をするという車両同士の事故1件が発生をしましたが、児童生徒のけがはありませんでした。車両により通学距離は長くなりましたけれども、バス通学になったということで事故は減少しているというふうに捉えております。

通学バスの関係では、下校時の混雑が問題になり、先の定例会でも問題になったところではありますが、学校にはマナー等の指導をお願いするとともに、教育委員会といたしましても、発車時刻の調整やバス停付近における交通安全指導員の配置などにより対応してまいりたいというふうに考えております。

また、昨年7月に登下校の様子や通学路の状況を改めて点検し、親子で通学路の危険箇所について確認をしていただき、その結果を各学校において児童生徒や保護者への指導に生かしたい、各学校が毎年作成をしております危険箇所マップなどに反映したりするように指導いたしました。

今後も通学路の安全確保につきましては、機会を捉えて点検等を実施し、その都度、指導や改善に生かしてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の児童生徒等へのさまざまな支援についてであります。

現在、人的な支援といたしましては、特別な支援を要する児童生徒が在籍する学校及び鶴田幼稚園に対し、特別支援教育支援員19名を配置しています。

また、悩みなどを抱える児童生徒や保護者への助言や指導を行うために、教育相談員1名を宮之城中学校へ配置しています。

そのほか、不登校や不登校傾向にある児童生徒に対する指導、支援に対し、適応指導教室指導員、さつまる〜ムですが、指導員2名を配置するとともに、課題のある家庭を訪問してその相談に当たり助言を行う役割を持つスクールソーシャルワーカー2名を盈進小学校及び宮之城中学校へそれぞれ配置し、学校への復帰を目指した支援を行っているところであります。

学習面に対する支援としましては、複式学級を有する4小学校への理科支援員、理科教育の理科支援員1名を配置するとともに、全小中学校でALTを活用した英語の学力向上に努めているところであります。

また、保護者の経済的負担を軽減するために、要保護及び準保護児童生徒就学援助や特別支援教育就学奨励費、公立市立養護学校に通う児童生徒の保護者への給食費の助成、これらを行うとともに学力向上を図ることを目的として英語検定を受験する児童生徒等へ補助金の交付を実施しているところであります。

このほかにも、小学校におけるスクールバスの運行、小中学校における各種通学手段に対する通学費補助等も行っております。

その中で、乗り合い自動車やその他の交通用具を利用する場合は、前年度まで一部保護者負担でありましたが、関係条例を改正し、中学校の再編に合わせた形で本年度から全額を補助し、あわせて補助金額の一部見直しも行ったところであります。このことにより、保護者負担の一層の軽減が図られているものと考えられております。

これらの支援策につきましては、今後とも継続して取り組んでまいります。

また、令和2年度からは給食費助成を鶴田幼稚園にまで広げることや、新学習指導要領の実施により開始される小学校の外国語活動、外国語科に対応するため、英語教育支援員1名の配置を行うなど、さまざまな支援策を講じることにより保護者の経済的負担の軽減並びに児童生徒の教育環境の充実が図られていくというふうに考えております。

以上であります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○川口 憲男議員

教育長の御答弁いただきました。

まず、この当初お聞きしたいのが、教育委員会として、例えば、家庭教育の大事さ、重要性を、私、説いたんですが、学校教育として、どういうふうに、学校教育はどういうふうにあるべきかということは、まず1点目にお伺いしたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

学校教育側がどうあるべきかということではありますが、これは、子供たちの知徳体を健全に伸ばしていくということが学校の中で教育活動を通じて行われるものでありまして、家庭教育、それから地域教育、こういったものはそれらとやはり緊密に連携をとりながらやっていくということが一番大事であるというふうに考えております。

○川口 憲男議員

今学校教育の中で、知徳体、これはもう以前からも言われているところではございますけれども、やはり学校の現場の先生方が、子供たちに対する授業といいますか、どういうふうにして子供たちを教育されていかれるのか、この施策の中にも、確かにそのことも十分書いてございます。確かに、今いろんなところの情報を集める中で、先生たちが部活動か少年団なんですかね、小学校でも今部活動をしていますけれども、そういうふうに関心するところに力を注がれて大変、何といいますかね、苦勞されているということも聞きます。そういう中で、こういう教育の充実ということをされていくわけですが、先ほども申し上げましたけれども、このさつまっ子、以前はそういう、柏原っ子、鶴田っ子、というようなふうにして呼んでおられましたけれども、今後、さつまっ子というような子供たちを育てる中で、どういうふうな子供たちを目的とされるのか。

例えば、この教育要覧とかこういうのには、自立する力を育て、郷土に誇りを持つ、志の高い児童生徒を育成する学校教育の推進ということをやっているけれども、こういう

ことに対しまして、教育委員会として、指導される学校側にどういう要求をされているのかお聞きいたします。

○教育長（原園 修二君）

学校の教員に対してどういうふうなことを指導しているかということについてでありますけれども、今私たちが学校教育で目指している、知徳体の充実を図りながら子供を伸ばしていくところですが、一番重要に考えておりますのは、体験的な活動をしっかり盛り込んで、そしてあとは地域、郷土、これにしっかり根差して、そして郷土に誇りを持つ、そういった子供を育てていくということが一番大きなところでありまして、そういったところでは学校の先生たちにもそういったところをお願いしているところでもあります。体験活動は、国語とか算数とかのその教科の授業と別に、いろんな学校に行ける子供たち同士の活動であったり、それから地域に出かけていったりとか、いろんなそういったものをしっかり教育課程の中に組み込んで、子供たちにより体を動かして、そして地域の中で育っていくと。そういった子供たちがやがて地域に愛着を持ち、そして、どこで働いてもあとでまたやはり地域を思い出すような、ふるさとを思い出せるような、そういった子供をつくっていくということが非常に大事なことでないかなというふうに思っております。

先ほどありましたけど、部活動やそういったもので大変多忙なところもありますが、中でやはり私たちが忘れてならないのは、そういった教育していく側のそういった一番ベースとなる信念といいますか、そういったところを非常に大事にしていく、それがやはりぶれない教育を実施していくと、そういうことにつながっているのではないかなというふうに思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時04分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

学校教育については、教育長のほうから答弁いただきましたが、先生たちの一生懸命な姿というのは私もいつも見ているんですが、特に、教育長初め、宮之城中学校になりましてから、通学ですか、盈進小学校の先生と、それから教育長含めた先生方が登下校に一生懸命、教育指導されていることには十分感銘を受けているところがございます。

その中で、学校教育というのは本当に教育長からも説明がありましたように、子供たちについては、何といいますかね、学ぶべきところというか、学校で学んで、それを将来に自分が自立するために生かすところが学校教育だと思っております。そのところでは、これからも十分そういうところも含んで子供たちの教育に努めていただきたいと思います。

特に、今回、私、家庭教育のところを強く質問したかったんですが、まず、この家庭教育の大事さ、必要性を先ほど1問目の答弁で教育長のほうからありましたので、あえて触れませんが、私は、現在共稼ぎ、あるいは働き方改革によって、男性の方々にも子供の教育というのを大事だということが、家庭での教育というのが大事だということがあったんですが、

教育長に再度お聞きしたいんですが、この家庭教育が教育委員会の中の社会教育課の中でも家

庭教育学級というのが取り入れられて推進をされているんですが、私を感じるに、今どういうふうな活動をされているのか。特に、この休み、新型コロナウイルスの関係で休みになりまして、SNSを使っているいろんな媒体が外に出ているんですけども、ある新聞のところを見たときに、このSNS、ややもすれば逆な方向に使われているということも聞いておって、非常にこの使い方も大事じゃないかということがありました。そういうふうな中で、今の子供たちの親の方々に、どのようなこの庭教育学級という中で指導じゃないでしょうけど、親と先生方、あるいはそういう議論、議論ということはないですね。意見交換の場で、この庭教育学級というなるものをどういうふうに捉えられているのか、教育長がお判りのところでお示し願いたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

先ほどから庭教育学級のことを議員は御指摘になっているんです。いうまでもなく、これは教育基本法の中に、教育の第一次的な責任というのは家庭にあるというようなことが明記されて、今の教育基本法になっております。家庭教育がもう一番ベースになります、基になりますよという話をされているわけですが、特に、学校では庭教育学級が全ての学級、小学校、中学校ともに開設をされているんです。特に、庭教育学級の中で、年間を通じていろんなこまを組んで講演会を聞いたりとか、自分たちで研修したりというようなことがあるんですが、最近、特に必要になってきているのは、今御指摘のとおり、SNS関係です。

本町には、本町出身の心療内科医の増田彰則先生という先生にお願いをしまして、ゲームやそういったものが脳にどういう影響を与えているかということで、それで研究をされておまして、全国的にも多分先進的な取り組みだと思んですが、ゲームが脳に与える影響というものに脳を破壊していくんじゃないかというようなことの研究をされております。そういったことで注目を浴びているんですが、この増田先生にお願いして学校で講演会をしたり、あるいは社会教育課でやっている授業の中で講演会などはこの先生にお願いをして、昨年度でしたか、同じ内容で3会場での講演をしていただきました。多くの保護者の方、子供を育てていらっしゃる方、特に小学校の保護者の方と思うんですが、来ていただいて大変衝撃を受けられたようであります。

そういったところで、庭教育学級も従前のものから、今の現代的な課題といえますか、教育課題といえますか、それにマッチするように、形骸化しないような形で、今何が一番教育的なニーズとして取り上げられているかというようなことなども念頭に置きながら、そういったプログラムを組むように学校のほうにもお願いしているところでもありますし、また、そのようにまた実施がされているというふうに聞いているところでもあります。

○川口 憲男議員

答弁いただいたように、SNSもいい面があって、今のこの休みの期間中にはそれを発信していろんなことを使ってこの子供たちにするということも、きのうですかね、テレビのほうでも出とったし、私はやっぱりSNSを批判されている方の新聞記事も読んだんですけども、やはり取り方によっちゃいいところもあるんだなということを感じた次第で、今日の質問にもちょっと、私の質問はちょっと違ったなということを感じておったんですけど。

特に、学校現場というか、学校の中で、以前から庭教育学級、社会教育の中ですけど、庭教育学級の中でこういうところはいろんな学校で、家庭で発生したこと、いろんなことで先生と親が一緒になって議論をして、こういうことはどうしたらいいかということが議論されてきたはずだと思うんです。実際、このお休みの期間中にちょっと私のことですけども、町内におる孫が入れかわり立ちかわり泊まりにきたり、家に来て何かしているんですが、もう絶えずタブレットを持ってくるか、学校で使えないということですよ。学校に持っていけない携帯を持ってきたり、私なんぞの携帯をすつと盗んで使うということがあったりするもんですからね、ちょっと

それには私も抵抗があって、怒りといいますか、ちょっと頭ごなしに怒る面があるんですけども、親としてそこあたりをやっぱり、もう少し家庭教育の中で、みんな今、親の人たちもそういうところを危惧しているところはあると思うんですけども、例えば、地域教育のところで地域が一体となって地域の子供を育てるということがあるんですけども、教育長、いろんなところで私も子供たちと一緒に現場にいるんですけども、我々、この地域の者と交わるというんじゃないにしても、この子供たちがタブレットでいろんな操作をして、情報交換をしていると。現代の子供ですから、それが姿だろうと思うんですけども、やっぱしそういう取り扱いとかそういうところも十分教えるべき。家庭教育の学校の中で勉強をするということじゃないですけど、議論をして、どういうことであり、どういうやり方がいいよということは議論をすべきだと思うんですけど。実際、現在の家庭教育学級というのが、どういうふうな方向で行われるのか、例えば、学期ごとの年3回しかないとか、あるいは例として、この学校ではこういうことしているよというところがあったらお示し願いたいと思うんですが。

○教育長（原園 修二君）

家庭教育学級に関してですが、講師を招聘しての研修というのは大体見てみますと、年間のうち2回ぐらいはそれぞれ計画をされているようです。体を動かすことであったり、コミュニケーションであったり、人権であったり、それから悩みであったりと、そういったような講師を招聘しているものは、大体年2回ぐらいを計画されて、あとはその学校独自のメニューによって、それぞれレクリエーション的なものがあったりするでしょうし、趣味的なものもあったり、そういったものがメニューに組んでされているようです。

SNSでのことは、かなり危機感を持ってお話をなさったんですが、特に、やはり功罪といいますか、よい点と悪い点というものはしっかりやはり押さえていかないといけないというふうに思っています。今、特にそこら辺の線引きといいますか、あるいはしっかり教える時期になっていると思います。わあと、こう流行して広まってきてみんなが使えるようになって、ただ、この中で、今、本当に何が、この良さというんですか、良さと、それから気をつけないといけないところをしっかりメリハリつけたような形での指導というのが必要になってきているなということを感じています。

こういったところもここではちょっと資料としてはないんですが、お話の中等ではそういった話題になっているということは聞いておりますので、研修はなされているんじゃないかなと思います。

今ちょうど臨時休業期間で子供たちは登校していないわけですけど、この中でやはりいろいろ使ってると思うんですね、時間を潰すような意味で。議員御指摘のとおり、学習面で学校のほうから問題などのこれをタブレットやSNSを通じて配信して学習の状況を管理したりとか、そういったことをしたり、それからまた、そういうソフトも随分出ています。そういったものを十分活用していくような方向といいますかね、そういった研修というか、それをまだ、多分、十分ではないと思いますので、そういったところを学校を含めて家庭でも、そしてまた、地域においてもこれ同じようなことが言えると思います。地域で子供たちが集まってSNS、タブレットを使っているんじゃないくて、やはり先ほど申しましたが、体験をしたり、それから異年齢の集団が一緒に行動したり、あるいは年配のおじいちゃんやおばあちゃんやおじさんやおばさんと一緒に活動して、そういったことが非常に必要だと思いますので、そういったものをぜひ大事にしていきたいというふうに考えております。

○川口 憲男議員

ぜひ、教育ですから地道な活動が必要だと思いますので、ぜひそこら辺を取り組んでいただき

たいと。私も町内の子供たちを見て、いろんなことが起きていないところに安心しているんですけども、安心しているということばかりじゃいけませんけれども、ぜひそういうところをお願いしたいと。そしてまた、地域の教育力というの、やはり教育委員会から発信して、休みの日の4時半には地域の子供たちを、いや、すみません、町内の子供たちを地域で育てましょうという女性の声も聞こえてきますけど、それをやればなおさら、やっぱりそういうところにどういふうに地域として取り組むのかということも示していただきたいと思います。家庭教育とこの地域教育については、今後も鋭意努力していただけるよう、要請をしておきます。

それと、2問目の質問ですけれども、重々答えをいただきました。別に、この問題については、大きく言うことはないんですけれども。ただ1点、この私が虐待という言葉を上申しましたけれども、ないことを信じて言っているんですけれども、これが不登校、あるいはいじめにつながったら大変なことだというふうに危惧しておりますので、そこあたりの実態を教育委員会としても十分調査されて、学校でもそういうことがないように取り組んでいただきたいと。

ただ、この不登校が非常にちょっと増えてきていると、増えているということがありました。このいじめの関係から不登校になったのか、先ほどは教育長が再編によるものではないということでしたけれども。学級が、何と申しますか、多人数、平成になって、小学校で30名とやったですかね、中学校で40名ぐらいになっていると思いますけど、そういうところの中からこういういじめとか、ああいうのが発生してきているという可能性はないのか。

ただ、この不登校の人たちが何人かいると、私の聞いたところによれば、不登校が5、6人いると、何でこんなのかということもちょっとそこまでは調べはしませんでしたけれども、やっぱりそういうところがいろんないじめとか、先ほど申しました、虐待はないですから、そういうところはないとか、あるいはSNSで情報交換をして、知っちゃらんにや、わい、そげんとも知らんとやというような、あるように聞いておりますけれども。もう1回、こういう不登校について、いじめとかそういうのが原因でないのか、そこあたりもう少し追及されとったら、お示し願いたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

不登校に関しましては、本町の大きな課題であるということとはもう、過去何年も前からずっとそういう状況であったというふうに思っています。再編をするときに当たっても、それが非常に懸案事項でありました。非常に気になりました。こういうことによって、環境が変わることによって、不登校が生じたりとかそういうことが出てくるんじゃないかなと非常に危惧しました。再編をしましたことしから学校の一つの教室に触れ合いルームという教室をつくって、ちょっとおくれて出てきたりとか、ただ出てくるんだけど、毎時間毎時間は教室になかなか行けなくてというような中学生などがおりますので、そういった子供たちをそこで受け入れて、専門の教育相談員がおりますので、カウンセリングしたり、家庭と連絡をとったりしながら話すようにしております。中学校に関しては、ですから、トータルとしましても、不登校の数は今減少してきているわけです。ですから、明確に、再編したから増えたということでは、直接的にはデータの上からでは、それははっきり結論づけられないと。ただ小学校は、今までとそれだけ、若干増えてきているのかなという感じがいたします。小学校の場合は再編しているわけではないですし、やはり今までの環境の中でこう置く。毎年毎年、状況が上がったり下がったりします。

今、御質問にありましたいじめとの関係とかそういったことですが、不登校の要因として一番よく言われているのは、学校でのいじめとかそういった人間関係もありますけど、一番大きく言われるのは家庭の問題、それが一番大きいというふうに言われていますね。それが不登校を乱していく要因になると。それから、あとはそういった学校に行ったときの人間関係であるとかそう

いったのも当然ありますし、先生との関係等もちろん入っていると思います。ただ、あと本人自身が特に中学校、高校ぐらいになりますと、非常にある種怠けてしまうといいますかね、勤勉さを欠いてくるような場合があって、そういった場合で行かなくなると、それはまた不登校なんですね。そういった今ふうにタイプとしていろいろ分かれております。

ただ、いじめに関してそれが直接今不登校につながっているような状況というのは、いじめのこの調査は学期ごとに行っているんですね。特に、休み明けに、学期初めにアンケート調査をして、大概のものはそこでかかってくるんですが、いじめに関しては先ほども言いましたけども、かつて私たちが教壇に立っていたころ、20年ぐらい前、学校のいじめというのはゼロでした。問題行動調査で今と同じ調査が行われているんですが、最近ではさっき出ましたように何十件というふうに出てきますね。その1つはいじめに対する価値起因ですかね、これが非常に下がってきていることは確かだと思います。私たちのころはいじめがあると、少なかったんですが、今であると、そのころ私なんかもそう思ったんですが、それもいじめというふうにいったら何もかんもいじめになるというようなのを今は全部いじめというふうにとっておりますし、いじめられているという子供たちのほうにも結構問題があって、私が教員になり立ちのころは、そんなふうだからいじめられるのよとか、そんなふうにして、子供のそっちのほうにももっとここをちゃんとせんといかんよとか、あるいはいじめられて言われて何かしてな、君もちっと言い返したらどうだとか、そんなふうな言い方で随分接するものでした。今はそういったものはなくて、できるだけ子供に寄り添うという形になってハードルは下がっていますんで、件数そのものは非常に上がっていると思われます。

ただ、毎学期毎学期調査をしていますので、その都度、そういったいじめとかそういったものに対する不登校の者はアンテナを高くしてキャッチするようにしているんですが、漏れる場合もあるかもしれません。やはり細心の注意を払ってみていくということが必要だろうというふうに思っています。

○川口 憲男議員

不登校の要因の中で、教育長がおっしゃいましたように、家庭の関係が多いということをおっしゃいました。私も2、3の子供たちの学校に行きたくないなんかちゅうなど、ちょっと周りを聞いてみると、やっぱり家庭関係が強いのが多かったですね。ですから、家庭教育を私は強く言っているんですけど。また、そういう親御さんが家庭教育の場に出てこられるかどうかまた違ったところがあるんですけども、やはりそういうところがあって家庭教育を大事にしてくださいということを言いたかったところです。

それから、いじめに関して、いじめになるのかどうか学校に行きたくないちゅうのがあるのか、これは子供たちの思いとかいろんな何でそれというのがあるんですけど、あの先生は嫌いとか、あの先生の何かというのがあったりしてそんなのもあるんですけども、それはもう一概にそこあたりを1から10までもう解いていくというか、そこあたりもやっぱり家庭の中のお父さん、お母さんとその子供の話の中で先生を理解するということもあると思うんですけども、やはりそういう解決方法があると思います。ぜひ教育現場の中でそこあたりも、先生たちの勉強会もあると思いますので、そういうこういう意見も出たよということで教えて、話を進めていただけたらと思っています。

学校教育については非常に幅が広がったり、いろんなところがあったりするんですけども、統合以前から学校というところは地域のよりどころでもあるし、それから地域の存在として非常に大事なところがあって、行事とかないかとかいろんなところ、子供たちと交わるところの接点のところであると、これはもう昔から言われてきているんですけども、それがだんだんと規模

が大きくなっていくことによってどうなるのかということがあります。ぜひ子供たちをすばらしい子供たちを育てるというのでは、以前に同僚議員が道徳心に欠ける児童生徒であってはならないということを述べておりました。まさに、やっぱりいろんなところでそういう広い心を持った子供たちを育てられるのが一番いいことじゃないかと思うんですが、もう1点だけ。

子供たちをそういういいじめとかいろんなことをなくしていくためには、教育委員会として今後とっていく考えなのか。今はないと思うんですけど、さらにそれを深めていかれるとしたら、教育長としてはどういう方向性を持って学校現場と対応されるのか、そこをちょっとお聞きします。

○教育長（原園 修二君）

今御指摘にあったところですよ。いろんな方法といいますか、一言でこれと言うのはなかなか難しいと思うんですが、ただ一つ、先ほど学校の先生たちとの関係のことを少しお話しましたが、あの先生が嫌いとか怖いとかそういったのがあって、そういったことにはならないようにというのは、もちろん考えているところです。特に、再編するときに4中が一緒になったんですが、中学校の状況を見てみますと、やはりそれぞれ生徒に対する指導のやっぱり少し温度差があるようなふうなところを感じておりました。というのは、こういった人数が少人数のところでしたら、私も接する期間が多くて、一人一人の個に応じた指導、一人一人に応じた指導というのがよくできて、子供ともよく話ができたんですが、人数が多い学校になるとなかなか一人一人のところが時間的にもとれないというようなことなどがあったりするのかなというようなことを感じております。どうしても指導が一律的になって、線をつくって、その一律な指導でやっていく、なりがちなところはあります。今は、やはり一人一人に応じてそういった教員と接することで学校のその意欲といいますか、それを阻害することがないように一人一人に応じた指導をするようにということで、学校のほうも随分努力をしているというふうに感じています。そういった点では、学校の側のほうからの子供たちへの接し方というのも変わってきておりますし、同じようにやはり体験であるとか、これは道徳であるとか、子供たち同士の生徒会とかそういった子供同士で話し合っていくようなもの、そういったものを非常に大事にしていく必要があると思いますし、また、地域においては、先ほどおっしゃったように、学校が地域のよりどころというのはまさにそのとおりで、私たちも学校はずっと地域の中の学校として今までもやってきております。地域があつての学校ですので、その中で地域の意見をどう反映させるかということが非常に大事です。

現在は各学校に学校評議員会という制度があつて、いろんな地域の意見を聞いてそれを学校に生かせるようにしております。

また、今、学校運営協議会という、教育委員会とはもうちょっと違って、もう少し積極的に言っていた意見を学校が反映するような学校運営協議会というものができつつあります。そういったものも町内にまた取り入れていこうというふうにしているところです。こういったところで、そういった、今、懸案、懸念するようなことをなるべく少しでも潰していけたらというふうに考えているところです。

○川口 憲男議員

教育長、最後になりますけれども、先ほどのところで申し上げましたんですが、この小中学校の再編等では最初は教育だったですからね、ちょっと私のうろ覚えになるんですけども、少人数よりも大人数で一緒に切磋琢磨したほうが学力的にも、それからいろんな運動的にも伸びるという要素があるんだと、そのために、学校統合、再編をするんだということを言われました。まさに、そのところが、今後、さつま町内なのが全部統合されていけば、そういうほうに、最初の当初の目的にそういうふうにして大人数、あるいは大学級ですか、学級じゃない、学級増のところで活動ができていて、そういうところがいろんな教育に反映されていくということが理想であ

ると思いますので、ぜひそのところに努めていただきたい。これからも子供たちのために頑張っていたきたい。

それと最後に、非常にちょっと危惧するとか、危惧するということじゃないんですけど、ぜひこういうのがあるのに、なぜさつま町では学校現場でも、それから教育委員会でももう少しこう、声を挙げていろんな人たちに呼びかけられないのかというのを1点あります。

それは、盈進小学校に交通少年団というのがあります。43年ぐらいですかね、親なり、あるいはそれ上の上級の人たちまで盈進小学校を卒業された方の中に、そういう少年団の活動をしてずっと積み上げてきた活動です。月に1回ですけれども、その子供たちが屋地の交番のところで立哨していろんなことを呼びかけております。幸いにしまして、子供による交通事故というのが極端に減っております。余り聞きません、以前からすれば。そういういい活動をしている学校というか、少年団グループがあるんですけれども、ややもすれば、これは私の考えですから変なふうに考えないでくださって結構ですけど、子供たち20名ぐらいですかね、一生懸命、毎月1回頑張ったり、夏休みでいろんな活動しているんですけど、もう少しそういうところも広く町内の子供たちにも進めて、こういうボランティア活動しているんだよと、お父さん、お母さん方もしていращやる方がいたんだよということで私は奨励するべきだと思うんですけど、最後に教育長のお答えでなくてもいいです。思い入れを聞いて、質問を終わりたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

交通少年団のことが出ましたが、盈進小学校は、今、毎月20日ですかね、6年生が当番で毎回出てきてしているところです。屋地の交差点は物すごく子供が行き来するところでありまして非常に危ないところでもあるんですが、そういったところで、もう過去何年前ということですので、こういったのは本当に大事な活動ですので、議員が御助言いただいたようなふうな形で検証していけるような方向で持っていきたいと思います。

それから、各地域の学校でもやはり必ずつつじで地域の方にもそうですけど、立っていただいて、朝立哨していただいているようですので、そういったところはまた検証してまいりたいというふうに思います。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、8番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告に従いまして、質問をいたします。

初めに、農業政策についてであります。

昨年の9月議会において、中山間地域等直接支払制度に継続して取り組むための対策について質問をしたところでありますが、5期対策への不安材料として、管理者の高齢化や耕作者不足、取組活動参加者の減少、事務作業を担う役員不足などが挙げられるとのことでありました。このようなことから、全集落協定に対するアンケート調査を実施し、協定ごとの課題把握に努め、役場の担当者との意見交換会を実施したとのことでありますが、そのアンケート調査の結果がどうであったのか、新たな課題があったのか、また、その課題を克服するための対策をどのように進めていく考えか伺います。

特に、高齢化が進んでいる小規模の組織については、事務作業が大きな負担であるとの声があります。パソコンによる報告書の作成は、扱いに精通された構成員がいる組織は効率的な事務作業ができますが、組織によっては手書きによる書類の提出になっています。その場合、担当課の

ほうでパソコンによる入力を行い、報告書を作成しているとのことであります。これらの事務作業の軽減を図るため、各組織の運営の事務を専任で代行するような体制を構築できないかと考えるものです。隣接する組織の合併を促し広域化を図る、あるいは、地域おこし協力隊を活用できないかなど担当課でも協議を進められているようですが、各組織が受けている交付金の中から負担金を拠出することによって、雇用経費を捻出すれば実現できるのではと思うところでもあります。本町にとって有利な施策であるこの制度を効果的に活用するためにも、前向きに検討する考えはないか伺います。

次に、農業機械の事故防止についてであります。

日本国内における業種別の事故発生率は、これまで建設業界の比率が高い傾向にありましたが、近年は、農業従事者が犠牲となる死亡事故率が高くなっています。特に乗用型農業機械、トラクターですが、これの転倒や転落による死亡事故が多発しており、その大半が高齢者によるものです。これは、機械を操作する機会が多い農業従事者の高齢化が一因と思われますが、安全フレームを装備していない機種による事故比率が高いことから、安全装備の強化に重点を置いて、春の農作業確認運動が展開されます。

その運動の推進活動の柱は、1つに、安全フレームやシートベルトを装着していないトラクター所有者への追加装備や買換えの呼びかけ、シートベルトとヘルメットの着用徹底、2つ目に、ウインカーなど灯火器の設置促進、3つ目に、農機の日常的、定期的な点検、整備を呼びかけるとなっており、農機具メーカーや地方公共団体、JAなどと連携して農家に働きかけるとなっています。

過去に町内でもトラクターによる死亡事故が発生しております。農業者自身が安全対策に注意を払うのは当然ですが、町も事故の情報提供や注意喚起を図りながら農業機械による事故を発生させないための取組を進めるべきではないでしょうか。町長の見解を伺います。

次に、道路政策についてであります。県道407号線、本町の永野地区と伊佐市針持を結ぶ県道ですが、この道路は山際を開削して供用されているため、曲線が多く、道幅も狭小であり、台風後などは倒木や土砂崩れにより通行できなくなる状況にあります。

また、伊佐市の高校へ通学する生徒の通学路であり、伊佐市からの通勤路でもあります。平成30年の11月5日に伊佐市議会と本町議会とで共有する課題等について議員交流会を開催したことがありますが、その席でこの県道改良の件が出されたところです。伊佐市議会の令和元年度第3回定例会において一般質問がなされたようですが、執行部とされては、さつま町側の考えを聞いているところであるが、さつま町側としてこの道路がさほどの優先順位にないということ、また、県地域振興局も違うことから難しい点があると答弁されています。伊佐市側で供用されている区間については大体拡幅改良がなされており、残りはさつま町側ということでもあります。本町としては、地域高規格道路の整備促進が優先課題であり、この道路の改良については、その後とならざるを得ないところと認識しておりますが、今後の地域振興を図る意味から隣接自治体と連携し、県への要望活動をしていくべきではないかと考えます。町長の見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

1月中旬ごろ、中国の武漢市において最初の発症者が確認されたこの感染症は、その感染力のすさまじさで瞬く間に全世界に猛威を振るい、既に多くの罹患者と死者を出しております。

日本においてもクルーズ船の乗客や中国からの帰国者などからの発症が認められていますが、全国的に罹患者が発生する事態に至っては、その感染経路が特定できないまま市中感染が拡大している状態にあります。この拡大防止策として、政府は全国の小学校、中学校、高校、特別支援学校の休業を全国の自治体に要請し、本町でも今月15日までの学校休業を実施しているところ

であります。県内でも今のところ罹患者は確認されておりませんが、現在のように高速交通網が整備された中では、遠距離にかかわらず人の移動が容易にできることから、県内においてもウイルスの感染者が発生する可能性が十分に考えられます。政府は早急に簡易検査キットの実用化を進め、検査に係る費用も国が負担するとしていますが、町内においてこの新型コロナウイルス検査を希望される方があった場合どのように対処されるのか、町内の医療機関で対応は可能なのか、また、発生が確認された場合も町内の医療機関で対応できるのかお伺いいたします。

最後に、町長の所信についてお伺いいたします。

町長は施政方針の中で、3期目の仕上げの年度を迎え、これまで取り組んできたマニフェストについては、各種項目ともおおむね順調に推移している。一方、超高齢化や人口減少など新たな課題に積極的に対応するためのマニフェストを掲げ、引き続き、町民の皆さんが夢と希望の持てる元気なまちの実現に向け、全身全霊を傾注して取り組んでいくと述べられました。これまで厳しい財政状況の中、町長としてリーダーシップを発揮され、国、県への陳情活動や要望活動はもちろん、市場でのトップセールスなどさつま町の未来へ向けた取組を鋭意進めてこられたことに敬意を表するものであります。町長の職が多忙を極めることについては今さら申し上げるまでもありませんが、町政を担っていくための意欲、気力、体力は誰もが持ち合わせているものではありません。町政は継続されていくものであります。次の4年間に向けて御自分の意思を表明される考えはないかお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から、農業政策ほか4項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの中山間地域等の直接支払制度についてでございます。

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための支援を目的としましたこの本制度であります。令和2年度から第5期対策として新たに始まるところでございます。そのことにつきましては、第5期対策に向けたこの準備としまして、令和元年の8月の下旬から行いました事業説明会、そして意見交換会、これに際しまして実施をいたしました事前のアンケート調査をいたしました。全106協定のうち、回答がございましたのが94協定でございます。

その結果についてと分析の内容の概要を御報告させていただきますが、まず、第5期対策も本制度に取り組むかどうかと、取り組むか否かということの問いに対しまして、「取り組む」または「未定だが取り組む予定」だと回答をした協定が91%でございます。「今後においては取り組まない」とか、あるいはこの「未定だが取り組まない予定」だと回答した協定のところが6%となりました。

次に、集落が抱えている課題について複数回答で質問をいたしておりますが、全回答に対しまして、「耕作者不足」というのが34%ということで、最も苦慮を強いられております。将来の担い手不足とか、あるいはこの集落維持に対する不安というところが27%、そしてまた、言われたとおり、「役員不足」が24%、「事務を担う者の不足」というのが11%と、それぞれ課題が多く上げられたところでございます。

また、役員の担い手不足やこの事務作業の負担等の解決手段の一つとしまして考えられるほかの集落協定との連携、合併についてもお尋ねしておりますが、これに対しては、「実際に動いている」、あるいは「今後検討していきたい」というところが50%でございます。「考えていない」とお答えだった集落が49%でございます。そのほか、事務作業の軽減、地域の新たな取組

を始める支援として、集落外部から人材を雇用する取組に対しての質問には、「活用したい」というところが8%、「今後検討したい」というところが11%、その一方で、「活用は考えていない」というのが52%の結果でございます。

これらの数字からみますと、8月下旬の説明会前の結果であります。説明会後におきましても集落連携のことについての相談を受けております。具体的に、連携に向けて動き出している地域もありますし、これらの地域には、実際に担当職員がその集落協定の役員会に出向いて説明をいたすなど、きめ細かな対応をいたしているところでございます。

アンケート調査やこの意見交換会によって明確となりました課題であるこの役員の担い手不足とか、事務作業の負担につきましては、集落協定の広域化と地域と連携協議をしながら検討をしてみたいと思っております。

また、事務の代行ですが、御意見にありますとおり、この専任体制づくりにつきましてでありますけれども、これも集落の連携とか広域化、集落外部人材を活用した取組、例えば先ほども出ましたとおり、地域おこし協力隊を活用した事務委託とか、あるいは、複数協定によるパート事務の労働者の雇用ということなど、各集落が抱えております課題を解決するような手段につきましては、いろんな先進事例というのもございますので、そういった県内外の情報等も収集をしながら、優良な事例については、今後の研修会等を行う中で紹介をして、今後とも地域の皆さん方が主体的に取組を進められるように支援をしてみたいと考えております。

次に、2項目めの農業機械の事故防止についてでございます。

本町の農作業安全の取組につきましては、農繁期であります春、秋に全国における農作業の安全確認運動というのがございますが、これに合わせまして、町のお知らせ版とかポスター等を活用して、農作業の事故防止のための啓発活動に取り組んできております。

また、令和元年度においては、夏の農作業が本格化する前の7月に農業者のための労災保険制度、あるいは、農作業中の熱中症対策、トラクター及び動力刈払機の日常の点検方法、もうこういっただけをテーマにしまして、県の北薩地域振興局の農政普及課と連携をして、農作業事故防止の研修会を開催しているところでございます。

県内の過去の農作業死亡事故の状況につきましては、平成26年度から30年度までの5年間において、全体の75%が農業機械によるものでございます。そのうち、やはりこのトラクターによる事故、58%を占めております。先月も日置市の農道において高齢者の男性がトラクターの下敷きになるということでお亡くなりになった悲惨な事故もございます。

このような状況の中、国におきましては、農作業事故による死亡者が近年300人以上で推移をしていることを重く受けとめまして、2022年までには、この農作業安全のための協議会設置を推進するようにしておりますし、死亡事故を半減させる取組を進めていくようでございます。本町におきましても、協議会の設置については、早期の設置に向けて目指してまいりたいと思っております。努力義務でありますけれども、やはりこういう悲惨な事故がないように、いち早く取り組む必要があるかと認識をいたしているところであります。

また、本町における農地面積のうち、水田が占める割合というのが約68%でございますので、水稻を作付する高齢農業者というのが非常に多いということもありまして、トラクターの事故が増えております。こういったことで、その事故防止に重点的に取り組む必要があるかと考えております。

特に最近、圃場も大型化してそれに伴って農業機械のほうも大型化している。トラクターも当然ですが、こういっただけで圃場への乗り入れ口というのが、やはり草が繁茂して路肩が判らないとか、あるいは進入口が狭いとか、そういう状況もあって事故につながるということもあるよう

でありますので、こういった乗り入れ口については、できたら中山間の直接支払制度、あるいは、多面的な機能支払交付金というのがございますので、こういった活用をしていただきまして、安全な乗り入れができるようにしていただきたいと思うところでございますので、これらにつきましては、さらに、また関係のところには周知を図っていきたいと思っておりますのでございます。

次に、県道407号の針持永野線の整備についてでございます。

御案内のとおり、国とか県道での整備につきましては、県のほうで管理をいたしているところでございます、県の北薩地域振興局でその道路も管理をしていただいております。

御質問のありましたこの県道407号針持永野線につきましては、現在、崖崩れとか、あるいは、樹木等で通行に支障が及んだ場合においては、県のほうに連絡をいたしまして、振興局のほうで災害復旧事業とか、あるいは、年間の維持管理作業ということで業者のほうにお願いをされているところでございます。今後も早期対応が図れるように努めていきたいということでございますので、検討しまして、県との連携は十分とっていききたいと思っております。

県道も町内を走っているところが約81キロメートルございまして、なかなかこの整備、維持管理というのが行き届かないというところもあるようでございます。私のほうからも何回かそういう管理については、徹底していただきたいということも申し上げているところでありますが、財政的な厳しいところもあるようでございまして、十分満足いけるところまで行っていないようでございます。

現在、本町においては、この81キロメートルの中で、特に強く県のほうに申し上げておる路線は、山崎・久富木の原口薩摩山崎停車場線、それから宮之城祁答院線、それから中津川のほうにあります黒木新地線ですか、こういった3路線を強く整備の要望をいたしておるところでございます。こういった進捗状況も判断をしながら、今ございました県道407号針持永野線につきましても、県のほうにはまた十分お伝えをして、しっかりとした管理ができるようお願いはしてまいりたいと思うところでございます。

なお、伊佐市との両議会の中でいろんな話が出たということはお伺いをいたしているところでございますが、本町については、今申し上げたようなところでございます。

それから、新型コロナウイルスの対策についてでございます。

御案内のとおり、非常にコロナウイルスの感染症が国内外、非常に拡大をいたして憂慮いたしております。近隣県におきましても感染が確認をされまして、本当に予防対策の重要性を考えているところであります。

このようなことから、本町でもいち早く2月25日、対策本部を設置いたしまして、これまで3回対策本部を開きながら、町民の皆様方への予防対策の徹底について啓発を行っているところでございます。

御質問のとおり、仮に感染症が発生した場合は、感染症法に基づきまして国の予算措置のもと、都道府県、保健所、あるいは、この設置をされている市、あるいは、特別区ですか、そういうところの感染症対策の実施のいろんな方策もありますけれども、県も鹿児島県保健福祉保健医療計画等の中で対策が定められております。現在、県におきましては、相談窓口としまして、2月12日から帰国者・接触者相談センター、これに合わせまして、一般電話相談窓口も県内の保健所13か所、鹿児島市に11か所、計24か所ですかね、開設をされておるところでございます。

当地域におきましては、川薩保健所内に帰国者・接触者相談センターというのが設置をされております。37度5分以上の発熱が続くなどの疑いがある場合は、直接医療機関に行くということよりも、電話でかかりつけ医のほうに相談をしまして、症状に応じては、保健所へ相談をして連絡が必要となるかと思っております。現在、感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機

関に確実につなぐため、先ほど申し上げました帰国者・接触者外来というのが2月12日から順次開設をされ、3月1日現在では、26の病院に開設をされたところでございます。

症状等により、必要に応じて保健所からこの医療機関を紹介されるところであります。診察、検体採取等を受けていただくことになりますけれども、混乱を避けるため、県はこの26の医療機関名は非公表、公表されておられません。余り紹介すると、そこにどって行って、混乱するということになっているようで。

その後、感染の有無を判定する、いわゆるPCR検査、この体制につきましては、2月7日から県の環境保健センター、ここに、県内では1か所ですけど、整備をされているところでございます。ここで検体の検査が行われるということでもあります。きのう現在ですけども、この検査のところで99件、受検があったようでございますが、いずれも陰性ということになっております。

仮にこのPCR検査によって陽性と判定をされた場合には、保健所の指示によりまして第2種の感染症指定医療機関というところに入院治療ということに、川薩地区では1か所、感染症指定医療機関ということになります。

なお、この患者が搬送を必要とする場合、保健所から消防本部に協力の要請がなされますので、それで消防職員が対応することになると思っております。

国におきましては、新型インフルエンザ等の対策特別措置法の改正が審議されるということで、恐らく10日ですかね、これからまた第2弾のいろんな対策が、いわゆる非常事態宣言があるのかどうかということはいろいろ議論になるところですけども、試験の設定とかいろいろ制限も制約もあるようですから、今国会で慎重な審議をされておるようであります。今後も状況によっては大変厳しいものと言われておりますが、情報収集に努めながら、国、保健所、医療機関等との連携を含めまして、必要な対策に万全を期してまいりたいと思っております。

最後に、5項目めの町長の所信についてでございます。

次の4年間に向けた意思を表明する考えはないかということでございますが、議員御指摘のとおり、去る3月2日、今議会定例会の開会に当たりまして、令和2年度に向けましての施政方針を述べさせていただいております。

その中でも、さまざまな新たな課題には直面すると、していると思っておりますので、これらの課題にも積極的に対応してまいりたいということでマニフェストも掲げておるところであります。引き続き、町民の皆様が夢と希望の持てる元気なまちの実現に向け、全身全霊を傾注して取り組んでまいる所存であります。このようなことで申し上げます。

来年度が3期目の最終年度ということになりますが、あと任期満了まで1年少しでございます。そういうことで、施政方針で述べましたとおり、任期いっぱい、さまざまな課題に誠心誠意、取り組んで課題解決を1つでもやっていきたいという努力を考えております。私に課せられた責務と思っておりますので、今の段階で先のことについて深くまだ正直言って考えておりません。適切な時期に來たら熟慮の上、また関係者のほうにも御相談をした上、決意をしてまいりたいと思っておりますので、しばらく御猶予をいただきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

ちょっと通告する項目が5件ということでちょっと多かったですので、時間が残り少ないですけども、この最初のやつですけども、去年の12月、熊本県のあさぎり町ですか、自分の地元のほうの公民会研修ということで参加させていただきました。そのあさぎり町におきましては、農業公社みたいなところがございまして、そこ土地改良区が中心ということでございましたが、

この集落協定に関してもそこが引き受けてといいますか、専任の方がいらっしゃるしまして、そこが長寿命化とかそういうものに関する、例えば各地域からここをとというようなのが出てきた場合には、そこで協議をして発注をかけるとか、そういう専門部署といいますか、そういうところがありまして、ですから、我々が取り組んでいる長寿命化などについても、各建設会社をお願いして相見積もりをしてというような手順を踏みなさいということなんですが、そこはもう全部町内各業種を把握しておられますので、簡単だそうです。ですから、大体予算はこれぐらいでできないかという相談もできるしというようなことを聞いておりました。もし、そういうところがあれば、さつま町のほうでも研修に行かれたというような話もちょっと聞いているんですが、実際のところ、担当課で結構ですが、そういうのを聞いておられますか。

○農政課長（四位 良和君）

ただいまの御質問ですが、研修のほうには、担い手、それから農政課の職員、出かけたところであります。事例等を参考にさせていただきましたが、本町には公社がございませんので、土地改良区があるわけですが、先ほど町長答弁にありましたように、この引受け手等については、この中山間の直接支払制度の加算金等が、今後、非常に条件がいい形でできておりますので、この辺を有効に説明していきたいというふうに考えております。第5期の国の説明会が1月に県を通じて行われましたので、町としましては、4月若しくは5月ごろに確定したこの内容等について、事前の意見交換会、これを踏まえたものを参考にしながら、さらにそうした集落外からでの人材活用も含めて、そういった方向に向くように支援をしていきたいというふうに考えているところであります。

○岩元 涼一議員

耕作者不足とかそういうところについても、今答弁が課長のほうからありましたように、そういうところで情報提供するとか、そういうところはあるようでございます。ですから、その地域地域で解決できない問題については隣接する協定とか、そういうところとの意見交換とかそういう形で耕作者を何とか確保していくと。私が申し上げたいのは、先ほど言いました事務作業のほうのことです。これは、町長も前向きにというようなことでございましたが、県内でもそういう組織が、体制づくりをやっている組織があるという話もちょっと聞いておりますが、課長のほうでは把握されていますか。

○農政課長（四位 良和君）

事務支援の関係につきましては、県内いちき串木野市でそういった取組、いわゆる先ほどありました優良事例ということであるということですので、ここの情報収集もしながら、本町の事例にうまく当てはまるということであれば、先ほど申し上げました4月、5月の研修等でも紹介しながら取組をしてみませんかということで、ぜひ周知啓発をして、そういった形ができるような支援体制をしていきたいなというふうに考えております。さきの説明会、各地区で行いました説明会においても、必要であれば私どもが出向いて行って、そういった集落の協定の広域化というものには支援してまいりますよということも言っておりますので、加えて、この人材活用の支援についても取組を進めていきたいと考えております。

○岩元 涼一議員

この事務作業が、草刈り機を背負ったりとか、そういうふうな鍬を握ったりというような専門のほうはできるんですけど、パソコンの前に座って書類をつくりなさいと、この写真をここに添付しなさいとか、そういうのはどうもできないという声も聞いております。実際、そうなんですよ。ですから、そういうところを代行していただいているような、そして、先ほど申し上げました集落協定の交付金が来ますので、それを拠出して雇うというような体制づくりはできないか。

個人とかそういう協定でそういうのはできませんので、何か行政のほうでそういう雇用するとかそういうのについては専門の知識をお持ちですので、どうかこういう組織を前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それと会計検査の対象になりますので、そういう事務雇用とかそういうのが、会計検査から指摘されるんじゃないかというような話も聞いたことがございます。そういうところについてはもう専門ですので、そういうことにならないような形での推進というか、そういうのを考えていただければというふうに思いますので、どうか前向きに取り組んでいただきたいと考えているところです。

それから、農業機械の事故防止についてであります。先ほど町長のほうからも件数とか亡くなられた方々そういうものがあつたわけですが、農業機械そういうものは現在の農業機械については、私は壁というんですが、壁がついたトラクターが今ございますので、キャビンつきが、それについては、ある程度、転倒しても保護できるんですが、安全フレームのないやつ、そういうのが、今も、実際まだ稼働しています。先ほど申しあげました確認運動の中で進めているのがフレーム、安全フレームがついていないやつを国がメーカーに相談してつけられるような部品というか、そういうものを供給しなさいというようなことをメーカーに求めているようでありますので、そうなった場合、やはり行政側というか、そういうところに恐らく指示が来ると思うんですね。そういうときに、そういうのを対象にした農機具というか、そういうものを把握して、それをこういうふうにしなさいというような指導をしないといけないと思うんですが、先ほど早急にこの協議会というか、そういうのを設置するということでしたけれども、そういう協議会の中でそういう対応までできていくのか、そこらについていかがですか。

○農政課長（四位 良和君）

さきの農業新聞等にも、今議員御指摘の関係が出ておりました。特に、全産業の中で農業分野だけが非常に事故率が高いということで非常に危機感を持って、農水省のほうもテーマを設けて取り組むようにしているようであります。5月に県の農業機械連絡協議会というものがございます。この辺で具体的な新聞に出たようなことの内容が説明されて、市町村にも努力義務であります。ぜひ取り組んでくれということが出てくるのではないかなと考えております。そうしたときが出てまいりましたら、先ほど町長からも指示がありましたように、協議会の設置は町では急げということでありましたので、要綱設置から先ほどありましたように、この国が示す目的に沿った協議会という形で考えていく必要があるだろうと思っておりますので、町においても1人でも不幸な事故がないように取組は進めていきたいと考えているところであります。

○岩元 涼一議員

それと、現在の道路交通法になるのか道路運送車両法になるのかちょっとよくわからなかったわけですが、現在のトラクターといいますか、そういうものについての作業機は一応違反というか、そういう取扱いになるようでございます。しかし、今回、改正されまして、それで作業機を取りつけたトラクターについても公道を通行することが可能になるというような改善が図られるそうであります。ただ、これは、直接装着するタイプであって、牽引するタイプはこの対象ではないと。ただし、この牽引するタイプについても近いうちに改正をしたいというような国の意向もあるようでございます。そうなればまた、別な免許といいますか、そういうものも必要になってくるんですが、現在の農業機械、それによっては基準をクリアするための改善点というのが、その作業機の両端に反射板をつけなさいとか、中央に目印をつけなさいとかいろいろ改善点があるようでございますが、こういうものについては、農業者に集中しなければならないと思うんですが、そこら辺についてはどのような進め方をされていくか伺いたします。

○農政課長（四位 良和君）

先ほど質問に出ていましたスピードの問題、いわゆる、最近、トラクターの速度が時速30キロメートルで走るものも高速で走るものも出てきておりますので、こういったものについては、たしか、道路交通法か何かの規制で縛りがあったり、あるいは、後ろのものについてはつけたままで走行してもいいけれども、灯火器を設置しなければならないといった必須義務等もあるようでありますので、こうしたものについても、今後、協議会の中で、違反等になるべきものについてはきちんと周知が図られて、農業者の方がその基準の中で走行されたり、道路を走られたりすることができるように周知徹底してまいりたいと考えております。

○岩元 涼一議員

大型特殊機械とかそういうものになる機械もあるようでございますので、そこら辺についても周知をしていただくと。

それから、先ほど申し上げました作業機の幅が1.7メートルとかそういう以上の場合には、その免許が新たに必要、それから先ほど申し上げました灯火器、あるいは反射板、そういうものを設置しなさい、それが条件で公道を走行してもいいですよというような改正でありますので、そういう点については、町民の方へも周知して事故のないようにといたしますか、ハインリッヒの法則というのがあるって、1つの重大事故が発生するには29件の軽微なものがある、その前に300件ほどの人為的ミスとかそういうようなものがあるというようなことでございます。ヒューマンエラーによるもの、いろいろありますけれども、ほかから受ける事故よりも自分たちの不注意で発生する事故のほうが多いようですので、そういうところについては、周知方をお願いしたいと思います。

それから、道路政策についてでございますが、伊佐市のホームページといたしますか、議会の議事録がインターネットのほうに掲載されております。その中で、やはり伊佐市側も、行政区が違ふということで非常に苦慮されているようなことでございます。

先ほど質問の中にも言いましたけれども、答弁の中で、さつま町側としては、この道路がさほどの優先順位にない、それはもうはっきりしているということで、そこに伊佐市側が踏み込んで言うのはできないと、これはもう当然のことです。さつま町側の考えとして積極性はないと、今の段階では言えるというような答弁をされています。

建設課長のほうからは、現地のほうでうちの建設課のほうとですかね、協議もさせていただいたと、町道もあるけれども、この町道については、もうちょっと実現不可能でございますので、現状が、あとはもう急カーブ、急勾配の場所が結構あるから、それを解消したいというようなことを打ち合わせしたというようなことでございます。

そういうことからいいますと、やはり伊佐市側としては非常に苦慮されているというのが見え見えというか、そういうことでございます。町長も先ほど言われましたように、県道にはあと3つほどさつま町の優先順位が高いものがあると、それは私も理解しますし、ここを先にというようなことでもございませぬが、伊佐市側のほうでそういうことであるとするならば、ある程度、本町側も誠意を見せるべきかなというところがあったもんですから、こうして聞いたんですが。あと、伊佐市側も本町側も地元の県議さんというのがいらっしゃるわけですが、これについて、これについてというのはちょっと失礼ですね、この方々を交えて県のほうに働きかける、そういうのを町長はされているということでございますが、実際、県議との協議とかそういうものをされているのか、その点についてお聞かせください。

○建設課長（小永田 浩君）

この国道407号については、県議の方々とは話はしておりません。一応、さつま町で県道が

13路線あるんですけれども、ここの国道407号については交通量が少ないということで、平成27年に交通量調査をしてあるんですけど、交通量センサスというのがあるんですけれども、上り下り合わせて百三十何台しか通っていないということで、県のほうも優先順位は相当低いということでございます。

以上です。

○岩元 涼一議員

通行車両そういうものは、ほかの道路からすれば少ないというのはもう私も理解しますし、現状がそうであろうと思います。伊佐市のほうは、やはり空港への幹線道路といいますか、大口の南部のほうにおかれては、この路線を使われたほうが空港に近いのかなという気がして、そちらのほうからは、恐らく、要請が上がったんだと思うんですが、この質問を、伊佐市議会のほうで質問された議員さんが私のところにお見えになって、さつま町側にもというような話もされました。その中に、伊佐市のほうの県議は、県議さんにも相談をしたというような話をされておりました。県道でございますので、そういう働きかけをこっちからもしてくれないかという話もちよっとございましたので、ここでこうして取り上げているんですが、伊佐市側としても非常に苦しい立場というのはあるようでございまして、そこを前向きにさつま町側としても優先順位は低いんですけれども、その中にというような形で県議さん当たりにも働きかけるといいますか、そういう話を通すというようなことを、町長のほうはいかがお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

この路線についても先ほど申し上げたようなところでございますけれども、確かに、この伊佐市の地域の一部の皆さん方においては空港との関係ですね、アクセスということを考えますと、やはり重要な面もあるかなと思っておりますので、このことについては、県議なり、そしてまた、直接、私のほうからも県のほうにはそういう要望がありますよということはお伝えをしていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

町長も経験年数が長くなって、いろいろ役職も回ってくるというようなことでございましたので、ぜひそういう機会に、やはり地元の現状はこうであるということを県のほうへもつないでいただいて、すぐどうこうということではございませんけれども、将来に向けた布石というものを打っておかれればいいのかと思ったものですから、こうして取り上げさせていただきました。

次に、新型コロナウイルスでございますが、今、非公表というようなこともあったんですが、具体的に、町内において本町の住民が医療機関を受診されて、そこでこういう状態であるというのを、感染したかどうか確認する方法というか、町民の方はそこが、今県内に来ていませんから、そこまでは認識されていませんけれども、もしということになれば、町内の医療機関を受診されるわけなんですけれども、その時点で検査というか、そういう体制というのはあるのかどうか、そこら辺についてお知らせください。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

先ほどありましたように、症状がある場合につきましては、直接、医療機関に行かれるより、まず電話でその37.5度以上の熱、そういう渡航歴はちょっと余りないかと思いますけど、そういう接触がある場合などにつきましては、まず電話でかかりつけの医院のほうに、でないとほかの患者さん、一般の方もいらっしゃいます。その中で、ちょっとインフルエンザとかそういう症状ではないよというようなことであれば、保健所のほうにそれから連絡をしていただきまして、それから、その中でもやはりちょっと怪しいというようなことがありましたら、帰国者・接触者外来というのがあります。それが、先ほど言いました26機関です。ここでないと、診察、検査、

その中であります要件の中で、やはり通路、そういう可能な限り動線を分けると、一般とか。それから、診察等も分けると。それからまたこれが一番にですが、医療従事者の十分な感染対策、こういったところができる病院というようなことになります。そこで検査を受けまして、その中でもやはり疑わしいということがあれば、PCR検査、それは県の環境保健センターのほうで検査が行われて、そこで陽性であるのか、陰性であるのかということがわかってくるということになります。

○岩元 涼一議員

町内の医療機関、37.5度以上が4日でしたっけ、続くようであればというようなことありますけれども、そこに行くまでの間に、恐らく、町内の医療機関を受診されると思うんですよ。37.5度以上が続けば、新型コロナウイルスを疑ってかかるよりも先にインフルエンザを疑って近くの医療機関に行くというようなことになると思います。ほいで、そこ辺のところ、水際防止ではないですけれども、そういう体制づくりができるのかどうか。先ほど医療機関のほうに回して検査をしてということでございますけれども、そこでも陽性というのがわかった時点では多くの方と接触されているような状況もありますので、例えば医師会病院とか、そういうところで町内の医療機関がありますので、そういう方は医師会病院で対応するとかそういう対策はとれていないのか、そこら辺について伺います。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

現在につきましては、そのような体制はできておりません。まずは、やはり保健所のほうを通すという形からなっております。

以上です。

○岩元 涼一議員

保健所は、今保健所を通さないとやっぱり、そのPCR検査は今含めて民間でできるようになっているということではなかったんですか。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

民間のほうでもできるということで改正はされております。ただし、県のほうに聞きますと、県内でそこをされるところは今のところはないというような形でございます。ただ、今からそういう保険適用等になりましたので出てくるか判りませんが、私が聞いた時点ではそういうところはないと、先ほど言いました環境保健センターだけが県内ではまだ1か所というようなことでございます。

○岩元 涼一議員

県で1か所といいますか、町内の高齢者の方とかそういう方についてはもう、もう医師会病院が一番手取り早いというか、ここ辺では一番大きな病院でございますので、そういうところを受診されるのは多いと思うんですよ。

それと、先ほど課長のほうからありましたように、この動線を分けるとかそういうところはもう医師会病院ぐらいのものであって、個人の民間の医療機関ではそういうのはできませんので、そこ辺が医師会病院のほうと協議というか、県のほうにもやはり働きかけてといいますか、そういう近場で検査できるというか、そういう体制づくりというのは、現状では県の機関とかいろいろありますから、検査をすべきあれを送って判断するしかないわけ、医師会のほうではもう全然そういう受付していないという認識でいいわけですね。

○町長（日高 政勝君）

この検査機関の関係は先ほどありましたとおり、県内で1か所ということですので、あしたですかね、また国のほうの本部会議が行われて、いわゆる第2弾の対策ということが話し合われる

ようであります。検査機関を、やはりどっちかという、公的な機関のところですけど、今度は民間のほうでもそういう検査ができるようにということで進めていきたいというようなことになっておるようでございます。大体、検査の機器なんかもやはり二、三千万円するみたいですから、そういう機器をやはり民間が、そういう大きな病院があるのかそこはよく判りませんが、それを設置して民間で新しく設置という、そういう投資も必要だと。それについてはお金が要るから、なら国が半分は助成しますよとか、そういう対策を今後の、あしたですかね、そういう閣議で決定をしていこうという話になっておるようですから、その状況を見て、鹿児島県内に幾らそういう機関が可能なのかというのは、これからだと思いますよね。

○岩元 涼一議員

私の言い方が悪かったのか、検査用の二、三千万円のやつを準備しろというんではなくて、不安に思っておられる町民の方にすぐ対応できるような体制づくりとか、そういうところをしっかりとつくっておかないと、先ほどで出ましたように、それこそ救急搬送しなければならないと、そうなった場合は知らずに接触する。今度は消防職員の方が感染する点もあろうかと思しますので、そこ辺については十分対応していただきたいと思うところでございます。

それから、もしなければ、小学校、中学校学校休業については15日で一応終了した後は平常の授業に返ると、15日以降、返るというようなことで先ほどありましたけれども、学童保育とかそういうところでも発生した場合、今度、保護者が対応できないということで、場所の実態によっては、学校を開放するとかそういう自治体もあるようですけれども、そこまで踏み込んだ考えというのを持っておられるか伺います。

○町長（日高 政勝君）

基本的なところでお答えをさせていただきますけれども、25日にいち早くこの本部を設置いたしまして、町民の皆様方への予防対策の呼びかけもいたしたところであります。その後も国のこういった対策本部が開かれた都度、情勢変化等があるということで、また会議もいたしたところでありますけど、学童保育については、当初の段階で28日やったですかね、予備日の活用までいたして、恐らく、低学年の皆さん方が今のそれぞれの学童を利用されている施設にたくさんおいでだろうということで予測をして体制を整えておったんですけど、実態は、皆さんやはり心配されているのか、今の定員数の中でおさまっております。今後のなりゆき状況次第でまた増えるのかどうか判りませんが、学校まで開放するところまで今のところ行ってないんですよ。今それぞれの学童保育も定数に、まだ定員に足らないという状況になっております。皆さん、心配されて、やはりおじいちゃん、おばあちゃんのところとか、あるいは、そのほかいろいろ面倒見ていらっしゃるのか判りませんが、そういう実態でございます。

○岩元 涼一議員

これも私の言い方が悪かったみたいで、学童でそういうのが、対象が出た場合は、当然、それは学童のほうを閉鎖しなければならないというようなことになろうかと思えます。そうなった場合、先ほど申し上げました勤めに出ておられる、学童に預けておられる保護者の方、今度は学童まで閉鎖になれば、今度、じゃあ、子供をどうするかという問題があるから、そこを、例えば今度は学校のほうでされる考えはあるとか、そういうのをちょっと私はお聞きしたつもりでございましたが、その時の状況といいますか、そういうのについては、臨機応変な対応をされるべきだと思います。

でも、本町についてはいち早く対策本部を設置されておられまして、いろんな会合自粛とか、そういうことまで要請されているようでございます。場合によっては、これについて、国は休業補償という、そういうことまで個別には考えているようですけれども、業種によったり、個人

経営であつたりとか対象にならない部分も大分あるようですので、もしそういう対応を町のほうに相談とかありましたら、担当課のほうでしっかりと対応していただきたいと思うところでございます。

あと3分ですが、今回、町長が先ほど申し上げましたように、3期目の最後の年であるということ、それから残された任期に全身全霊をかけてやっていくというようなことは表明されましたけれども、次の任期については、今のところまだ表明する時期ではないというようなことでございました。残りが1年ございますので、私のほうも十分それは理解しますし、残りの任期を全身全霊で取り組んでいただきたいということは申し上げておきたいと思いますが、ただ1年間の中で、やはり次の新しい首長というものを、町長がどうされるか判りませんが、目指される方が別におられれば、そういうところのためにもなるだけ早い時期に自分の表明をしていただければ対応をとれるのかなということも考えますので、そこ辺についてはまた適当な時期が来ましたら、町長のほうからまた表明をしていただければと思うところでございます。

差し出がましいところではございましたが、以上で私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岩元涼一議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後2時45分とします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時43分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6番、田野光彦議員の発言を許します。

〔田野 光彦議員登壇〕

○田野 光彦議員

事前通告いたしましたように、1つは、ドローンの活用の位置付けについて、2点目、部活動の在り方についての2項目について伺います。

まず、ドローンの活用の位置付けについてですが、ドローンはさまざまな分野で利用されております。例えば台風や大水害後の災害対策、鳥獣害被害対策の一手段、農薬の散布、生育調査、播種、火災発生現場の視察、山間部を含めた測量、境界の確認など幅広いものであります。

そこで、本町のドローンの導入状況はどのようになっているのか。また、今後の活用方針と操作する人材の育成をどのように考えていらっしゃるのか伺います。

2点目に部活動の在り方について。児童生徒が部活動に励むことは、健全な心身を育む上で極めて大切なことでありますが、一方で、学力向上とのバランスが大切であると考えます。本町での部活動について、児童生徒別にどのように指導しているのか伺います。

これで第1回目の質問を終わります。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

田野光彦議員のほうから、私のほうからについては、ドローンの活用についてでございます。お答えをさせていただきます。

まず、ドローンの利用状況についてであります。町では、本年度、森林環境譲与税を活用いたしまして、森林の現地調査及び災害発生時の被害状況把握等を目的としまして、小型の無人航空機、いわゆるドローンを整備し運用をいたしております。

ドローンの導入の際には、本来の目的であります森林調査等の担当職員のほか、業務においてドローンの活用が必要と思われる各課の職員に呼びかけをいたしまして、飛行における法的な規制の認識とか、あるいはこの飛行技術の習得を目的に座学と実技講習を実施いたしました。7課26名が受講をいたしたところであります。

また、ドローンの運用につきましても、さつま町小型無人航空機の管理運用規定を定めまして、適正な運営に努めているところであります。

利用条件につきましては、導入から2月末現在、耕地林業課によります森林調査、そして、北薩2号線の林道災害というのがございましたので、そういった現況調査のほか、建設課におきましては、町道の丁場段線の災害現況調査、そして、公共土木施設災害復旧査定時のこの査定官への説明に活用をいたしました。

消防本部におきましては、泊野と柏原で発生をいたしました2件の建物災害の原因調査に活用をしております。延べ9件の調査業務等に活用しているところでございます。

今後の活用方針といたしましては、新たなこの森林経営管理システムというのが平成31年4月から始まったところでございます。森林の経営管理に関する意向調査等に係ります現地調査、台風など異常災害によります森林の被害調査、林道災害調査などのほかに利用可能なこの各分野におきまして、運用規定に基づき活用していきたいと思っております。

人材育成についてであります。ドローンを飛行させるに当たりまして、資格、免許というのは、特段、義務付けがないところでございます。航空法、道路交通法などの関係法令によりまして、規制を受ける飛行禁止空域というのがあります。そしてまた、飛行の方法などもございますので、利用に際しましては、関係法令等や安全運用に向けました学習をすることが必須というふうに考えております。

今後、いろんな分野でのこのドローンの活用が予想されるところでございますので、職員を対象にしました研修会等を行い、人材育成に努めてまいりたいと考えておるところであります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

それでは、続きまして、田野光彦議員の2問目の部活動の在り方についての御質問にお答えをいたします。

部活動は中学校における学校教育の一環であり、スポーツや芸術文化に興味関心のある生徒が参加をし、異年齢との交流の中で生徒同士や教員との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感や責任感、連帯感を高めたりするなど、その教育的偉業は大きいものであるというふうに考えております。

宮之城中学校においては、現在、本年度17の部活動があります。令和元年5月時点で78%の生徒が加入をしております。大変部活動の盛んな学校でありまして、県大会等で優勝や準優勝したり、部活動以外の学校の教育活動にも意欲を持って取り組んだりするなど、部活動は生徒の健全な成長に大きく寄与していると考えております。

学校が部活動を実施するに当たっては議員御指摘のとおりでありまして、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送れるようにすることが肝要であり、平成30年3月にスポーツ庁から運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが通知されました。

このガイドラインは、スポーツ医学、スポーツ科学の見地やバランスのとれた健全な成長の観点から、週2回程度の適切な休養日をとることや行き過ぎた勝利至上主義にとらわれずに過度な練習に陥らないようにすること、1日の練習時間は平日2時間程度、休日3時間程度とすること、生徒の人格を傷つける言動や体罰は絶対に許されないことなどが主な内容として示されています。

これに引き続き、文化庁からは文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものが通知をされました。

さらに、県教委からは、鹿児島県部活動の在り方に関する方針が通知文として発出されました。

さつま町教育委員会といたしましてもこうした国や県の方針を踏まえ、さつま町における部活動の在り方に関する方針を策定しており、年度内には宮之城中学校に示すこととしており、中学校ではこれにのっとった活動がなされるように指導してまいりたいと考えております。

次に、小学校では、学校の特色である教育活動の一つとして、吹奏楽を行っている学校もありますが、多くの児童は社会教育の一環であるスポーツ少年団で活動をしております。

本町においては、本年度21のスポーツ少年団があり、令和元年8月時点で353人の児童が活動をしております。

このスポーツ少年団は、人間づくり、体力づくりが大きな目的であり、そのためにスポーツ競技の活動だけではなく、野外活動や社会ボランティア活動、レクリエーション活動などにも取り組んでおります。

スポーツ少年団においても中学校の部活動と同様、少年期の発育、発達段階を考慮しながら無理な負荷をかける運動を行わないこと、活動は週2、3回程度で1日の活動時間は2時間程度とすること、体罰、言葉の暴力を決してしないことなどを指導しているところであります。

町教委としましては、各少年団に対しましても中学校に通知した先ほどの部活動の方針を基本としながら、活動回数や活動時間については、現在と同様に、小学校の実態を考慮して活動するよう指導することとしております。今後も子供たちの心身の健全な成長と学力向上のバランスに配慮して部活動等の運用を行うよう、各学校より各少年団へ指導してまいりたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○田野 光彦議員

まず、ドローンの活用の位置付けのほうから質問いたします。

先ほど、町長のほうから、9件の活用事例があるということでございました。私は、町でドローンを買われたということで、きららの楽校のときに飛んできてやっていましたけれども、その程度かなと思っていたんですけれども、今、町長答弁されましたように、9件も調査をやっているということであります。さつま町は、ほかの近隣と比べて、行政管理面積も非常に広くて、現在の役場職員の人数だけでは現場での対応というのはなかなかできないだろうと思うんですね。

先ほども同僚議員からありましたように、人数も減っていくだろうと、高齢化に伴って人口も減っていく、さらに職員数も減らざるを得ないということで、そういったことを考えますと、いろんなところで何か起こった場合に、現場に職員が車で走らせてというよりもやはりドローンで現場に行って、場合によっては、例えば消防の場合なんかは、全消防車が行く必要もないところでもすぐ状況をつかめるような状況があるだろうし、それから、災害の場合にもそういったような状況をつかめるというメリットはあるんじゃないのかなというふうに思います。今後、職員数も減っていく中で、やはり少数精鋭の人員を確保しながら、あるいは、先ほどありました中途採用でもよろしいですし、研修でも26名ですか、参加しているということでありましたけれども、そこに長けた人を採用しながら、この人数が少ない状況の中で、今後、予想される中で対応

していくということは非常に重要なことだろうと思うんです。ただ、まだ免許は必要ないとか、あるいは、そういったいろんな航空法の問題だとかいうことがありましたけれども、町では既に運用規定みたいなやつはもうつくっているのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

町のほうでは、運用規定のほうは設けております。（「持って」と呼ぶ者あり）運用規定を設けております。（「設けている。はい」と呼ぶ者あり）

○田野 光彦議員

判りました。ドローンのパイロットというんですかね。パイロットと言っていいのかどうか判りませんが、26名の参加者は、町の職員であるという認識でよろしいのか。それから、もしそうであれば、今後、もっとうまいというか、技術に長けた人を採用する予定はないのか。あるいは、ドローンの基地というんですかね、あるいは、教習所みたいなものがあってもいいのかなというふうに思ったりしますが、その辺はいかがでしょうか。町長のほうにお尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

こういうドローン操作については、先ほど職員も、関係の職員が一応講習を受けて操作が可能ということですので、そんなに専門的に、今のところ、職員を採用してということまでいかんのかなと思っております。それぞれの業務の範囲の中で活用して効率的に行われたい、そういうことができるかと思っておりますので、特段のそういう、職員については今のところ考えていないところであります。

○田野 光彦議員

実は、民間の企業でもそういったところを運用している会社があるんですけれども、聞いたら、例えば私が聞いたのは、ちょっとミカンの消毒を頼もうかなと思ったんですが、私が今やっているのは大体600リットルぐらいのSSなんですね。それを押すのも大変で、ちょっと今、私も手をけがしているんですけれども、そういった中で、ドローンのほうを聞いたら、大体、今のところは10リットルぐらいの運搬量だという、そうすると、何回も何回も行けばいいわけなんですけれども、そういった面と、それからドローンの場合は、山の中で人が行けないようなところにも行けるメリットがあるわけ、小さなところで。狭いところ。そういったところでは、町の職員の対応だけでいいのかなというふうには思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

現在での航空防除、民間の方がやっていらっしゃいますが、それ以上の重量のもっと範囲が広くてということでしょうけれども、今、非常に高齢化が進んで、こういう方々に航空防除の依頼をされる方がかなり増えてきておるようでございます。やはり、場所にもよりますけれども、余り広範囲なところだったら、そういうことが可能です。非常に中山間の迫田の多いところもありますし、余り大型になっても無理なところも出てくるようでもありますので、ここでは民間のほうにお任せをして、町がそういう機械をもって、町がやるということについては、今のところは考えておりませんので、先ほど申し上げましたとおり、山の関係もこれから経営管理法の関係が出て、そういうための整備というのは必要になってきますけど、そこまでは専門的には考えていないところでございます。

○田野 光彦議員

耕地林業課のほうにお尋ねしますが、山間部で境界が現状と実際の図面上と少し違ったり、現状を把握するにはドローンの利用なんか非常にいいだろうと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

現在、町のほうでは林地台帳のほう整備をしていまして、そちらのほうで台帳上は可能なんです、ドローンで撮影した場合、なかなか精度的に厳しいところがありますので、現状把握ぐらいいまではですけど、境界の確定まではなかなか厳しいものと考えております。

以上です。

○田野 光彦議員

次に、部活動の在り方についてですけれども、教育長のほうにお尋ねしたいんですが、学習指導要領の中では、現在、クラブ活動、部活動、特別活動、その辺の位置付けで、先ほどは小学校ではスポーツ少年団ですか、それから中学校は17部活あると、その辺の学習指導要領面ではどういうふうな位置付けになっているのでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

中学校のほうに関しますと、部活等は学校教育の一環ということはどうなっております。スポーツ少年団に関しましては、そこまでの定義はなされていなかったと、こういうふうに記憶しております。

○田野 光彦議員

今の中学校で、17部活動、その部活動の中は分けると文化部と、それから体育のほうとの比率はどのくらいなのか。

それから、体育のほうで一番多い部活は何なのか、それが2点目。

それから、指導する先生方は、全員なのか、特定の人なのか。それが、例えば特定の人であれば、教員の働き方改革等との関係はどうなっているのか。そこ辺の3点、続けて申しわけないんですが。

○教育長（原園 修二君）

宮之城中学校の部活動ですけど、17あるというふうに申し上げましたけれども、文科系なのは吹奏楽部があります。それと美術部があります。美術部は、県内にも幾つかありますが、どの学校にもあるというわけではない。美術部があります。この2つが文化部で、あとは運動の部活動になります。一番人数の多いところは、剣道部が男子30名、女子30名の、これが一番人数としては多いということになります。

それから、顧問ですが、今の部活動の顧問は、教員がやっている場合は、全員顧問制をとっておりますので、中学校の教員はほとんど全員がどっかの部に所属をするようになっています。ただ、それが具体的に指導しているかどうかというと、必ずしもそうではなくて、指導に長けた人を外部からお願いをして指導しているという例もあります。

先ほど働き方改革の話をちょっとされましたけど、これは、本来は顧問に教員がつく場合は、誰か命令をして、あなたはこの部を顧問しなさいというふうなこと、そういったふうにはならなくて、教員のほうと校長と話をし、校長が依頼するという形をとっております。なぜかという、学校教育の一環ではありますが、時間外に関することが多いということがあって、そこまでが命令ができないということになっている。学校教育の一環というふうにするのは、例えば学校の退校時間、帰る時間は何時ですとか、だから、いつまでも夜間までずっと練習するんじゃないですよとかね、ある程度の学校のルールに従ってやっていくと。それから、テストの前などはもう休みますよと。そういったことで学校教育の一環というような形をとっています。全員顧問になっているのは、1人誰か顧問をして、それが土曜も日曜もずっとかつて練習した時代もありますけれども、それで、何もやっていない人は非常に何も無いわけ、時間が。非常に不均衡だと、不公平感があるということで、みんながしましようというようなことで、ほとんどの中学校で申し合わせたようにルールではないんですが、全員がどっかの部活の顧問に入って、指導は

できないけど、朝、始めと終わりの点呼のときには行くとか、ただ試合のときなどは引率をしていくとかそういった形で参加をしているというのが現状のようです。

済みません、修正があります。人数が多いのは、野球部、ソフトテニス部、こっちのほうが人数は多いということです。失礼しました。

○議長（平八重光輝議員）

質問は1問ずつ願います。

○田野 光彦議員

先ほど1日の部活の時間が、スポーツ庁、文化庁のガイドラインということで、2時間程度というお話がありました。週2回ということ。

学習院大学の長沼教授の調査では、都道府県ごとの中学生の運動部活動時間と全国学力テストの分析から、活動時間が短いほど学力が高いという傾向にあるという調査結果が出ておりますけれども、ちなみに、鹿児島県は、部活動に充てる順位、長いほうからは全国で19位、上から、それから学力の順位は高いほうから低いほうの45位と、こういう結果になっておるようです。そして、部活動は1日当たり一、二時間と、さっきガイドラインは2時間と、ここで一、二時間と、充てる生徒は学力が高いと、こういうふうな結果が出ているということなんですが。教育長は、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

学力テストの結果、あと、その関連ということでしたけれども、部活動と今先ほど調査の大学の先生が研究された調査結果ありましたけれども、そういう傾向もあるというふうに聞いてはおりますが、ただ、数字的にせつかく、例えば部活動して盛んだから学力が低いとか、確実に、因果関係というのはまだきちんと証明されていないのかなというふうに思っています。これはやり方だと思うんですね。一生懸命部活もし、そして成績もいいという場合もありますし、その中で逆の例もあるということでもあります。一般的には統計としては、いろんなデータが出てくると思います。また、今おっしゃったように紹介されたようなものと別な切り口からのデータというのも出てきているんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、明確なデータはありませんが、今おっしゃったような傾向というのは、鹿児島県は中学校非常に低いですが、全国でよく言われる石川県とか秋田県とか、非常に学力が上位である県というのが言われています。こういうところを見ますと、部活動というよりも運動能力、体力、あいつたところなどを見ると、そちらの子は割と両方ともいいようですね。それから、因果関係は明確でないですが、両方バランスのとれたものがやはり一番いいんだろうというふうに思いますので、部活動も体を動かす、体を鍛えるということも大事なことで、学習も大事です。バランスを考えてやっていくということが必要だろうというふうに考えております。

○田野 光彦議員

今教育長が言われたように、まさにバランスの問題だろうと思うんです。さっき私が紹介したのは、日本教育新聞のほうからの紹介なんですけれども、やはり児童生徒の部活動、あるいは、スポーツ少年団ですか、それがやはり長くなると、いろんな障害も出てくるんだろうということで、これからもバランスのとれた部活動の在り方について、ぜひ御指導願えればというふうに思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、田野光彦議員の質問を終わります。

次は、5番、米丸文武議員の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

それでは、通告に従いまして、農業振興対策について、町長にお伺いいたします。

内容については、先ほどの同僚議員との質問とも重なるところもございますけれども、順次お答えいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

町長は、本議会の開会に当たりまして、令和2年度施政方針の中で3期目の最終年度を迎え、これまで取り組んできたマニフェストの各種項目はおおむね順調に推移をしている。一方、超高齢化と人口減少など新たな課題に直面しており、これらの課題に対応するマニフェストを掲げ、3期目の仕上げの年度として引き続き、町民の皆様が夢と希望の持てる元気なまちの実現に向け、全身全霊で取り組むと表明されました。私も高齢社会がますます進みまして、町内の地域地域の活力が少しずつ減退をしていくように感じられてなりません。まちを初め、地域の活性化は急務であると考えておるところでございます。

施政方針の中で、農林業振興の基本的な推進については、農林業いきいきプランに基づき、本町の産業基盤を支えてきた農林業が将来にわたっても持続可能な形で発展するよう積極的に取り組み、農業中核都市の創造を目指すとしております。

新年度予算129億3,100万円の中で約7.3%の9億4,499万6,000円の農業費が計上されております。これは同様、町長を初め所管課の皆さんの真剣さを感じるところでございます。しかし、現状はその成果が顕著にあらわれてきているのか大変不透明に感じられていることから、次の事項についてお伺いをさせていただきます。

1番目に、本町の農業従事者も高齢化が進み、後継者不足で今後どのように農業を維持していくのか、大きな課題である。今後の農業の維持存続について、町長の考えをお伺いいたします。

2番目に、本年度予算にもあらゆる事業支援、振興対策の予算が計上されておりますが、耕作放棄地の増加が見えてきております。中山間地域の農地対策は現状でいいのかどうか、この点についてお伺いを申し上げます。

3番目に、高齢化により維持管理できなくなった耕作地を生かすために、農業経営規模の拡大による生産コストの削減や収益拡大のために農地中間管理機構活用などでの農地集積状況や作業受委託の状況はどれぐらい進んでいるのかお伺いします。

4番目に、中山間地域等直接支払制度の改正による緩和要件や加算措置要件を説明して制度の有効活用による農業農村の多面的な機能の維持・発揮をするとともに定年帰農を促し、農業従事者の増加と少量多品目の推進を図るとされておりますが、農家所得の確保対策はそれで十分なのかどうか。

以上、この点についてお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員から、農業振興対策についての御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の農業従事者の高齢化に伴う農業の維持存続についてであります。

本町の農林業を取り巻く状況につきましては、少子高齢化による人口減少、あるいは担い手の不足に加えまして、農林業従事者の高齢化、鳥獣被害等に伴う耕作放棄地の増加など、農林業を取り巻く課題が山積をしているところでございます。農業農村の維持存続に向けました取組が喫

緊の課題というところに来ております。

町におきましては、農業者の皆さん方が希望を持てる農政新時代、夢のある農林業の実現に向けまして、関係機関、団体との連携強化をさらに図りながら積極的な取組を進めていく所存でございます。

具体策としましては、農業農村環境の維持保全を図るための第5期中山間地域等直接支払交付金事業を有効活用し、農業農村の持つ多面的機能の発揮の促進と中山間地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、後継者不足対策につきましては、人・農地プランの話し合い活動を進めながら、Uターン者やIターン者の掘り起こしについても取り組んでまいります。

また、地域の認定農業者等の中核農家だけに営農活動を任せるのではなくて、兼業農家を巻き込んだ集落営農法人の組織化によります農地の維持管理を推進しながら、あわせて、新規就農者が農業を始めやすくなるような農業経営、継承事業なども検討を進めまして、魅力ある農業の担い手確保に向けた取組を進めてまいります。

次に2点目の耕作放棄地に伴います中山間地域の農地対策についてであります。

中山間地域の農地対策としましては、先ほども申し述べましたが、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等を活用しながら、農業農村のもつ多面的機能の発揮の促進と中山間地域の活性化、農道や水路を含めた農業用施設の維持管理に取り組んでまいります。

中山間地域におきましては、有害鳥獣対策も併せて実施していく必要がございますので、餌付け防止のための放任果樹の伐採、あるいは、この落下果樹の除去、こういったことを行うなど、地域に有害鳥獣を寄せつけない対策を集落ぐるみで取り組みながら、そういった指導をやってまいります。場所によっては、電気柵とか金網柵の設置に向けた補助事業の導入も引き続き実施をしてまいりたいと思います。

また、営農対策としましては、町内の新たな地域において、柵野地区で実施をしておりますような農地中間管理事業の関連の農地整備事業、これも県内初めての導入でございますが、農家負担なしというような事業でありますので、非常にこれ有利な事業かと思っております。

こういったことの事業の検討とか、あるいは、水田の汎用化ということも必要でありますので、排水対策の事業等も導入しながら高収益の作物である野菜の作付の推進などによりまして、農地の荒廃防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の農地集積についてでございます。

国におきましては、平成26年度から農地中間管理事業の活用で農地の集積を図り、担い手の経営向上、あるいは、この地域の活性化につなげることを目的と定めているところでございます。

県におきましても、公益財団法人鹿児島県地域振興公社に県の農地中間管理機構を設置しまして、運営をしているところであります。本町では、担い手育成支援室が農地中間管理事業の業務委託を受けまして、農地の貸借りを推進しております。

実績としましては、平成26年度に一ツ木地区を県のモデル地区として12.9ヘクタールが同機構を活用し、貸借りを成立しております。平成30年度末で383.3ヘクタールの契約が成立しております。

この集積面積は、県内41市町村中9番目の集積面積となっております。これまで農地集積の推進につきましては、地域農業の将来を担う各区の農業を考える会におきまして、担い手確保や農地の集積について、その役員とか担い手の農家、農地利用最適化推進委員などの御協力をいただいて、地道な推進活動を進めてきているところでございます。特にこの地域集積協力金が令和元年見込みで350ヘクタール、金額で5,652万円というのが、地域のいろんな課題解決に

活用されているところでございます。また、集積面積の約半数が認定農業者と担い手農家に集積をされております。国におきましては、担い手農家に農地を集積する方向で進めておりますが、各区の農業を考える会での意見には、引受け農家もいよいよ手いっぱい水路管理等への出会もなかなか厳しい状況になっているという声も聞かれております。

また、兼業農家が地域貢献をしてくれて助かる、といった意見もありますので、地域の農業の課題解決に向けたこういう話し合いというのは、皆さんを含めて続けて行く必要があるかと思っております。

事例としまして、杵野地区におきましては、農地集積への取組と、さらに、この課題解決に向けての話し合いの結果、基盤整備が6.7ヘクタール、パイプライン等の整備が24.6ヘクタールの事業に取り組むということで事業は進行中であります。町といたしましては、各区の人・農地プランを基本にしながら農地中間管理機構の活用を進めまして、地域の実態に合った取組を更に推し進めてまいりたいと考えております。

なお、町の新規農業就農者につきましては、1年間に5名から10名を確保しております。水稻農家、あるいは、この畜産農家を中心とした方々であります。農地も集積もこれらの人で進んでいるところであります。

次に、農作業の受委託につきましては、さつま地域農業管理センターでの報告においては、耕起、田植え、収穫などの受委託面積が平成30年度においては108ヘクタール、令和元年度の見込みにおいては114ヘクタール、117%の伸びであります。WCSなど、子牛農家との連携作業も順調に拡大をしているところであります。しかし、ここ数年を見ますと、やはり高齢農業者の離農とか、あるいは、担い手農家の集積というのが横ばいというところにあるようでございます。

次に、4点目の農家所得の確保対策は十分であるかということですが、これについては、平成27年度に策定をいたしました第3期のさつま町農林業いきいきプランによりますと、農業産出額の目標数値を定めております。年1回開催するさつま町農林業振興対策協議会、農家、あるいは、この関係機関の代表者の皆さん方ですが、この中でいろいろ審議をしながら進行政管理に努めているところであります。

この中で定めました農業産出額の目標数値におきましては、5年後である令和2年度において、140億8,850万円の目標数値でございました。直近であります平成30年度の農業産出額の実績においては、子牛価格の上昇等もございまして、目標の140億8,850万円をもう既に145億360万円ということになっておりますので、2年早く目標数値を4億1,510万円上回っているところであります。

農業所得につきましては、農業総産出額に農業粗収益を掛けた中から、物的な経費を控除して補助金等を加えた所得でございしますが、簡単に申し上げますと、この農業産出額に加え、農業が目指した付加価値額でございます。以前は、市町村単位の推計値で出ていたわけでありましたが、平成19年度からは市町村ごとのデータというのは、公表されておられません。また、御案内のとおり、全国の農林水産統計の平成30年度の農業産出額については、鹿児島県が4,863億円ということでございまして、平成29年度に引き続きまして、北海道に次ぐ全国第2位であります。また、都道府県別の生産農業所得におきましては、鹿児島県は平成30年度数値におきまして、1,424億円ということで、生産農業所得の割合は29.3%ということであります。こういった割合で、さつま町が公表しております平成30年度の先ほど申し上げました農業産出額145億360万円に、県のこの生産農業所得の割合を乗じてみますと、本町の生産農業所得というのは、42億4,950万円となるとところであります。これから見ますとおり、

農業を取り巻く経済効果というのは非常に大きなものがあるということでございますので、やはり基幹産業としての農業振興は、これからも重点的に取組を進めてまいりたいと考えておるところであります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

今いろいろ答弁をいただきましたけれども、この一番目の後継者不足というようなことで高齢化も進んでおりまして、さつま町のいろんな中心地、これは商店とかいろいろあるわけですが、周辺においては、いろいろこれまでのように多額のいろんな事業を導入して取り組んできていただいているんですね。耕作の放棄地というのは、ますます目に見えて目立ってきておりますし、また、高齢化というようなことでいろんな生産者の方々にしてももう後継者もいないし、このままずっともうどっかお願いしなきゃいけないと、耕作を、というような形でされている部分がたくさん聞かれるもんですから、今後の本当に本町の基幹産業であるといわれる農業が存続していけるのかどうかということに大変不安感を持っておりますのでお伺いしているところではございますけれども、後継者の方々がなかなかおられないという根本の一つがこの最後に質問をしました農業所得です。毎日生活していく所得というのは、本当に厳しい状況にあるので、今、町長の説明されました生産額については、金額も上がっているんでしょうけれども、実質的にいろんな経費を引いたり車両の償却をしたりと、そうしていきますと生活をしていくための農業所得というのが本当に厳しいので。だから、後継者もあとを引き継いでしようとか、また新規についてもよほど農業に対しての意欲と大規模農家でも目指していくような方でないと就農していただけないんじゃないかというような気がしてならないんですが。

現在のところ、新担い手農家も年間に5名から10名というような方が農家に認定されて希望者が出てきておりますが、さつま町の今の高齢化がしてだんだん耕作も縮小していかれるような状況の中で、これを担っていける状態になっているのかどうか。

それからまた、集積でこれをカバーしていけるような状態なのかどうか、そこいらの対応については、今の答弁の中では対応はできているような話はお伺いしますけれども、果たして厳しいんじゃないかというふうに思うんですが、この点については、どのように御判断をなさっているのか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

さつま町内の農業の就業人口の高齢化率というのは69%、町内全体の約2倍ですか、それぐらい高齢化率は高まっておりますけれども、やはり元気な方が一生懸命こう頑張っているわけですので、余り悲観的に将来を見ていろいろこう大変だ大変だばかりでは前に進んでいかんわけでありますので。

先ほど申し上げましたとおり、やはり後継者の方も両親の後ろ姿を見て、ああ、これなら頑張っていこうという方々がやっぱり毎年出てきていらっしゃるわけでありまして、時にはIターンとか、そういう方々も見えて、今では都会の方々も田舎のほうで農業をやってみたいという方々も増えつつあるわけですので、そういうところに目を向けながら、しっかりと支えていく、支援体制はやっぱり組んでいくということも非常に大事です。

また、現状で頑張っている皆さん方についても話合いをして働きやすい環境整備、土地基盤の整備、そういったことをしっかりとやっていって担い手を育てていく、そのところはやはり大事なことではないかと思っておりますので、行政がやるべきことについては、将来を悲観するということだけではなくて、やっぱり前向きに何事にも取り組んでいく、そういう姿勢が大事ではないかと思っておりますので、いろんな関係機関の皆さん方とともに、よい方向性づけを見分け

ながら、頑張ってくださいということで取り組んでまいりたいと思うところであります。

○米丸 文武議員

少し担当課にお伺いいたしますけれども、ここ近年でも結構ですが、今の農家戸数の推移についてはどのような状況なのか、お伺いしたいと思うんですが。その推移の状況によって、たとえば、いろんな中間管理機構への集約の状況ですとか、いろんな認定農業者への移行とかというような形の対応が十分であるかどうかということが判断できるんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○農政課長（四位 良和君）

今、議員御質問の農家戸数の推移、それから、農家人口の推移であります、これを根拠としますのは農林業センサスがございます。

これについて申し上げますと、平成27年に直近では行われておりまして、販売農家戸数であります、1,561戸、それから農家人口で申し上げますと3,463名、これは販売農家になっております。推移ということでおっしゃいましたので、平成17年、10年前と比較しますと、率で戸数のほうが約7割になっている、いわゆる3割ぐらゐの減、それから、人口で申し上げますと46%ほどでありますので、人口減と同じように農家戸数、販売戸数等は減少しているところであります。

こうした対策として、高齢化率も高くなっておりますので、少しでも明るい取組ということで、一昨年から定年帰農事業とかいったものを行ったり、先ほど町長の答弁にもありましたように、後継者がいない農家、農業の資産として大きなものを持っているけれど後継者がいないというところについては、今後、農業経営継承事業というのも事業としてあるようでありますので、そういったものも活用しながらやっていければというふうに考えておるところであります。

以上です。

○米丸 文武議員

先ほどの今の人口の推移、戸数の状況もでしたけれど、平成17年と27年の対応で戸数70%、それが10年間で30%減少しているというようなことで、人口に対しては46%減っているというような実績があったわけでございますが、この状況の中で今、高齢化で実際に地元で農業を営んでいただいている方で60歳は若いほうでございまして、もう70代、80代という方が多いように感じるんですが、これが今から5年、10年続けていくのは本当に難しいんじゃないかというふうに思うんですが。

先ほどから言っていますように、中山間地域を守っていくためには、町長が言っていたいた対策でこれをカバーし切れるのかというのを本当に考えるわけですが、面積拡大とかいろんな対応もあるんでしょうが、この点は本当に難しいんじゃないかということと、またその中山間地域の直接支払もありますから、中山間地域についての耕地保全の問題とか耕作の存続というようなことについても、事業を活用することでそれが運営はなっていくんだというようなことでございます。

本当にこの人口のそういうような形で従事者が減っていくのは、対応ができてくるのかなあというような不安があるんですが、そこいらについて、もう一度お伺いをしたいと思うんですが、対応はそれで安心してやっていけるのか。高齢の方々が今一生懸命支えていただいているんだけど、この方々が3年、4年経ってきたときに本当に体力的に継続できていくのかなというようなことを思うんですが、その点についての御判断をお伺いしたいというふうに思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

現状は非常に先行き厳しいところがあるかと思っておりますけれども、そういう状況があるだけに今何をやっていくべきかということでいろんな事業を取り入れて、やっぱり担い手を中心に確保しなければならんということで、いろんな手だてを講じているわけでございます。それだけ担い手を育成するとなると、この農地を集積する、やっぱり規模拡大をしてそれなりの収入をはかっていかなければならんということでもありますので、そのためにやっぱりこの基盤の整備というのは環境整備をしっかりとやってくれんといかんということになりますので、そういった方向でいろんな事業の導入を進めているわけでございます。

やはり従来どおりのこの狭い土地をあちこち散在をしているということになってしまうと、担い手もなかなか引受けられない、効率も悪いという状況がありますので、そういった条件整備ということが非常に大事なことになってくるかと思っております。やっぱりこの担い手の確保をするためには、それが第一条件になるかと思っておりますし、新たな確保についてもやはり農地中間管理機構という国の一つのよい制度がありますので、農地を荒らさないためにもそこに預けていただくと。そしてまた、担い手にしっかりと引き継いでもらうと。そういったシステムをしっかりと地域ごとに取上げていくことが大事だと思っておりますので、今の制度の活用というのをフルに行いながら、農家の皆さん方が本当に将来に向かって夢を描いていけるような取組というのは大事かと思っております。

○米丸 文武議員

おっしゃるとおり、本当に不確定というんですか、努力をして、そういう方々を確保しながら地域の農業を守っていくということでございますので、これはぜひとも町民一体となってそういうような方法を取り組んでいかないと、人口減少でいろんな産業にも大きく影響をしてくるわけでございますので、農業についても本当に真剣に取り組んでいただく必要があるというふうに思っていますし、私どもも一緒になってそういう方々をこうして就農していただいたり、引き継いでいただく方々を確保するというようなことに取り組んでいかなきゃならんというふうに思うわけでございますが。

先ほど柊野の事例を申し上げられましたけれども、本当に私は大変厳しい中でのこの柊野の今回の中山間の事業については、よい形で結果が出てくるものだというふうに期待をしておるところでございますし、それが成功することがまたほかの地域もそういうようなことの活用で地域農業を支えていく、また基盤整備もしながら、いろんな生産活動がますます元気になってくるんじゃないかというふうに思って期待をしておるところでございます。

この柊野の方々には水を差すようでございますが、この協議会のメンバーの方々の年齢というのはどれぐらいで構成をされているのか、この方々も本当に先ほどと同じような状況であれば、これが5年、10年先、次から次へと若い方をその中に取り込んでいかないと、これも存続が厳しくなってくるんじゃないかという気もするんですが、現実としてはどのような状態なのか。それに対してはどのような対応を皆さんがしていこうとされているのか、その点について伺いたいと思うんです。

○担い手育成支援室長（寺脇 伸治君）

私のほうから、柊野の関係についての事例と、その中でそこに構成している農家群の話の報告とさせていただきますが。

柊野地区においては、人・農地プランの話し合い活動が平成25年からスタートしまして、その中での課題は、水路でなかなか水が上流から下流まで通らないとか、それから、基盤が不整形なものが多いという課題があったということでありまして、話し合い活動が平成28年度に終えたときに解決をしたいということでありました。

その当時、認定農業者といわれる方はお茶農家が2名と畜産農家が1名、この方々も50代という方々でありましたが、現実この基盤整備等々の農地中間関連事業を進めるに当たっては、事業要件がその地域の農地を8割以上、認定農業者に集積することとありましたので、話し合いの中で地元の農家群のほうから認定農家になるという意味が表明されまして、その4名の方が認定農家になりましたが、1名は70代、2名が60代、1名が50代ということでありましたので、平均すると60代半ばから後半といわれる方々であります。

その中では農地集積とパイプライン化が進めば、その後のこの地域、柵野地区の農業は私たちが支えていきますということが、その認定農家のほうから話が出ました。あと、人・農地プランに載っている名前の中には担い手、認定農家ではないですが、地域の担い手というのがあと10名程度いらっしゃると思いますが、その方々の年齢構成はもう70歳前後といわれる方々であります。

そして、その後の営農形態がしっかりとした所得を得られるという方向に行くように、米にかわる里芋の生産、加工、それから、農業の機械の共同化に向けての話し合いというものもつながら、それぞれの農家所得を安定的に確保する方向で今、話し合いが続けられておりまして、まだ形態が共同化の仕組みづくりまでには至っておりませんが、話し合い活動を今随時やっている最中であります。

○米丸 文武議員

柵野地区の方々の50代、60代、70代というような方々の構成メンバーでこれだけの事業に取り組んでいかれる。本当に敬服するような覚悟を持って取り組んでおられることは十分感じておりますし、また、こういうような方々を本当に考えるというものをほかの地域にもどんどんやはり紹介していただくなり、そういうようなことで、今後の言えば自分たちが年齢的に働けなくなったときのあとの対策ということ。いろんなこともそれぞれに考えながら続けられていくような体制というのをやっぱり広くほかの地域にも知らせて普及させていただくというんですか、そういうような形での取組というのも本当に大切ではないかというふうに思っております。

また、いろんな負担金がなくていろいろな改良もなされていくわけで汎用化もできるわけですので、コスト削減にもつながって最終的には農家所得の向上にもなっていくだろうというふうに期待もするところでございますので、ぜひそういうような広げる取組をもっともっと町内で一気にいくような取組というものをさせていただきたいというふうに思っております。

また、中山間地域の分については、本当にきょうもいろんなA・B・Cというランクづけで今後、山林を残して原野に戻すんだというような判断も農業委員会のほうでもされていたし、地域もあるわけでございますけれども、だんだん一つの大きな迫というんですか、山合いの中山間については、もう一体が管理なされないで自然に原野に戻っている状態というのを本当に余りにも目につくもんですから、この対策は本当に耕地に戻すのは難しいのかなというふうに思うところでございますが、そういう地域はそういう地域で、本当にもう原野に戻すのかどうか。

今後、やはりはっきりとしながら、つくりやすいところで集積をして維持していくのかどうか、そこいらのところをはっきりと地域にも説明をしながら、今の生産者の方々がいろんなよい集積できる場所で運営ができるような推進というものもしていけたほうがいいんじゃないのかというように気もするんですが、その点等についてはどのように、もうこのまま山に返していくんだという考え方なのかどうか。その点についてはどのようにお考えなのか、町長にお伺いしたいと思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

今の20の地域に人・農地プランのほうの策定をしていただいております。いろんなお話し合い

のほうもしていただいております。やはり担い手を中心に農地集積、あるいは、将来のこの農村社会そのものをやっぱり担っていただくという非常に貴重な存在の皆さん方でありますので、今ありましたとおり、柘野地区はそういう形で年齢的にも若干高いわけではありますが、やはりこの地域を何とか守っていかないと強い意志のもとにこれを第1号として受入れをしたわけであります。

したがって、今こういう話を聞いてほかの地域でも、あの事業をぜひうちでもいれてくれんかというのがもうあちこち出てきております。ただ、そこはもう十分な話合いをしてそういう担い手を育成していくんだと、農地をちゃんとやっぱりそこに預けるんですよという形をやっていると、そしてまた、やった後は何をしていくかということまでしっかりと話合いをしていくことが大事かと思っております。

それで、柘野の場合はこういう形でスタートをしておりますけれども、この方々がリタイアする時期にはそれだけのやはりしつかつとした基盤ができれば、兼業される方がやめたあとそこを継いでいく、そういう一つの引き継げるような基盤、条件、整備というのができていけるようにせないかんと思っておりますので、そのためにやっぱり今は年齢が高いですけれども、そういうリタイアの段階においては後継者がちゃんとできると。そういうつながりがやっぱり大事なことになるかと思っておりますので、そこまでしっかりとお互いの話合いも大事かと思っております。

事業の導入については、とにかく皆さん方の地域の話合い、熱意ですから、そこがないと、やっぱりもう年だからとかお金を出すのも大変だとかいろいろありますけれど、この事業は農家負担なしということになっておりますので、そういうメリットをやっぱり生かすためにも、とにかく熱意を出して将来の地域を守っていく、農業を守っていくんだという熱い思いはやっぱりお互いに語っていただきたいと思います。

そのことは担い手育成支援室もありますし、農政課もありますし、農業委員会もありますし、いろいろ農地の貸借りは、農業委員会を中心に今一生懸命頑張ってもらっておりますので、お互いに連携をしながら、先ほどありました農林業振興対策協議会、あるいは、関係機関ともいろんな話合いをしておりますので、皆さんが一体となって取り組んでいくべきだと。やっぱり基幹産業をしっかり守っていく、持続可能な農業を守っていく、農村社会を守っていく、このことが大事かと思っておりますので、我々はそういう責任をこれからも果たしてまいりたいと思っております。

○米丸 文武議員

今、町長も力強く本当に厳しい状況の中で、この基幹産業である農業と一緒に頑張って取り組んでいくというふうなことも言っていただきました。私どもも今、目に見えて周りが本当にこうだんだん高齢化して放棄地が見えてきているので、不安感を大変持っているところではございますが、ぜひ今申し上げていただいた町長、それぞれ所管の課の皆さん方も協力して地域農業、また、耕作地を守っていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ今後とも頑張って取り組んでいただくよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、米丸文武議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね16時10分とします。

休憩 午後3時53分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、3番、三浦広幸議員の発言を許します。

〔三浦 広幸議員登壇〕

○三浦 広幸議員

通告に従い、2件の質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。テレビでも幾度となくニュースで流れておりますが、2件目ということで念を入れということであろうと思いますので、質問いたします。

通告時点では、九州では3件でした。それで、3月の4日の夜に宮崎県でも発生し、日を追うごとに各地で新たな感染者が発生しています。プロスポーツや選抜野球、大相撲などは無観客開催となり、過剰に心配することなく通常の感染症対策に努めるよう呼びかけがなされていますが、テレビをつければ毎日新型コロナウイルスに関するニュースを各局が繰り返し報道し、過剰に反応するようあおられているような気がいたします。

我がまちは今のところ大丈夫ですが、一人でも感染者が発生すれば学校の休校延長、地域の会合の延期・中止、商工業、流通業などにあらゆるところで計り知れないほどの負の影響が出てまいります。これらを防ぐためには、感染者を絶対出さないという感染予防対策が今最も重要であると思います。

町内では不特定多数が往来する役場、各公共施設、学校が休みであるため開設せざるを得ない学童保育施設からの発生懸念の声を聞きます。また、発生地域からの流通業者が出入りしている企業、介護施設などの感染防止対策の取組状況について、お伺いいたします。

次が、中山間地域等直接支払制度第5期対策の取組についてでございます。

岩元議員、米丸議員も前におっしゃいましたが、町長の答弁としては、中山間の第5期が大事であるというようなこともおっしゃっております。

第5期対策では集落戦略策定を行えば10割の単価を交付すると。加算措置として広域化の拡充、集落機能強化、それから、都会からの移住までを見込んだ営農ボランティア、農福連携、高齢者見守りなど、従来の福祉分野にも対象を広げているようであります。

生産性向上では、農産物のブランド化、加工販売、俗にいう6次産業化、担い手の農地集積、ドローンによる防除作業、自走式草刈り機導入など、今の細々とした各協定ではかなり厳しいものがあり、広域化しないととても対応できないと思われます。加算措置を含めた中山間地域と直接支払制度は、農地・農村地域存続のために大変重要なことであります。農業・農村生産活動の維持を通じて農業の多面的な機能の維持・発揮ができるよう、集落戦略策定に当たっては、今以上に踏み込んだ指導・助言が非常に大切であると考えております。第5期対策についての進め方をお伺いいたします。

1回目を終わります。

〔三浦 広幸議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

三浦広幸議員のほうから、新型コロナウイルス感染症対策ほか1項目についての御質問にそれぞれお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生状況等については、先ほどの岩元議員への回答のとおり、現在、国内外の各地でこの感染が拡大しているところがございます。また、九州管内でも福岡県、熊本県、大分県、宮崎県で感染が確認され、大変憂慮する事態となっております。鹿児島県内、本町内での感染が発生しないこと、早期にこの感染症が終息することを願うばかりでございます。

御質問にあります予防対策としまして、防災無線によります感染症対策の啓発、役場のホームページでの新型コロナウイルスへの注意喚起と、あるいは、この庁舎入口付近での消毒液の設置などを行っているところであります。

また、学童保育の現場におきましては、消毒液を常備しまして手洗いを小まめに行い、検温をしっかりと記録したり、窓やドアをあけて換気をしっかり行っているところであります。なお、水分補給にも心がけておりますが、保護者の皆さん方にはこの保健だよりを作成しまして、新型コロナウイルスの予防対策等をお知らせしております。消毒液も確保をいたしております、確認をしながら配布をいたしております。

社会福祉施設への対策であります、町から国、県の情報を随時提供しております。各施設で感染症対策が講じられているところであります。なお、町内の企業へは、ものづくり企業振興会組織がありますが、こういったところに新型コロナウイルスの対応等のお知らせをいたしているところであります。

町民一人一人が感染予防を行うことによりまして、各企業等での感染予防にもつながると思うところであります。まずは町民の皆様には基本的な手洗いとか、咳エチケット等の徹底、不要不急の外出は避ける、こういった御理解もいただいているところございまして、これからも引き続き啓発に努めてまいります。

町内の事業所にあります、国内外への出張を中止とか延期とか行っているところもありますし、従業員への感染予防対策の徹底も行ってもらっているところであります。

次に、2項目めの、中山間地域等直接支払制度についてであります、制度の詳細につきましては、現時点で明らかではない部分もございますけれども、第4期対策までと比較しますと体制整備、単価要件のこの集落戦略作成への一本化とか、あるいは、営農が継続できなくなった場合の交付金の遡及返還措置の見直しがされております。

それで、今もございましたとおり、いろんな加算措置が増設をされておまして拡充があります。こういった変更が出ておるようです。加算措置につきましては、複数の集落協定など、広域で集落協定を締結した際の集落広域化加算の拡充とか、認定棚田地域の振興活動計画に基づきます対象地域への加算措置の新設、新たな人材の確保や営農に関するもの以外の集落機能を強化する取組に加算を行う集落機能強化加算、及び生産性向上を図る取組に加算をする生産性向上加算、こういったものが新設をされることとなっております。

この加算措置につきましては、これまでの農業生産活動等を継続するための活動に加えまして、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合に加算をされるということでもあります。

本町におきましては、第5期対策を見据えまして、集落連携等に関する他市町村の取組の紹介とか集落協定間の意見交換の場、こういったことなどを盛り込んだ説明会を令和元年度の8月から9月にかけて実施を行ってきたところであります。

さらに、制度の概要が明らかになりました、1月からは資料の配布とか個別相談に応じる形で制度の周知、地域課題の相談対応を実施しております。また、特に今回の制度改正により、集落機能の強化加算とか生産性向上加算というのが新設をされましたので、議員おっしゃるとおり、踏み込んだ形で町としましても対応をしてきているところであります。

集落機能強化加算につきましては、営農ボランティアの導入に係ります経費とか農福連携の推進に係る経費、コミュニティサロンの開設、今この各地域で取り組んでいただいております高齢者の見守り、送迎とか買い物支援とか、こういったことまで中山間の対象になってきますので、できればそういう地域の福祉団体と十分やっぱり連携をとっていただきたい。

中山間は中山間、福祉団体は福祉団体と今まで別々だったんでしょうけれども、同じ集落のことですからお互いに連携をとって、やっぱりこういう方も取り込んで加算をしてもらおうというのがこれから大事じゃないかと思っておりますので、ぜひそういう取組をしていただきたいと思います。各集落協定の合意があればこれを取り組むことができるようになりますので、担当課には関係課と連携をして、内容について協議をしたあとに地域の福祉部等に対しても説明をするように指示をいたしております。

また、生産性向上の加算につきましては、農産物のブランド化とか加工販売に係る経費、担い手の農地集積・集約、農作業の受託に係る経費、機械・農作業の共同化に係る経費、農作業の省略化に寄与する機械の導入経費などが対象となるようでございます。今後とも引き続き、この制度の積極的な周知を行うとともに、地域の積極的な取組について加算措置等も活用の上、地域の魅力発掘とか課題解決の提案など、中山間地域がさらに活性化するように積極的な支援、あるいは、地域集落協定の連携強化を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○三浦 広幸議員

いろいろ対策を立てられているということでございますが、まずは学童保育の関係でありますけれど、学校は休みで感染リスクはゼロであると。学童保育は、児童は学校でなく、別施設で集団生活をする一種の密集空間であり、一般的には感染リスクが高くなるというふうに言われます。学童保育関係者からは、感染リスクのある学童保育の開設は矛盾しているとか、感染リスクを避けるため利用者が少ないと。先ほど町長も少し言われましたが、感染リスクを避けるため、少ないというようなことでございますが。

まず1点目ですけれど、町内の学童保育利用者、利用率です。

それと2点目が、新聞報道によると消毒剤は足りるということでしたが、マスクや消毒液などの十分な対応が供給されていない。密閉空間ですからエアコンで換気はいいんでしょうけれど、加湿器等による適切な湿度管理がなされていないなどとも言われておりますが、本町の学童保育における感染防止備品、例えばマスク、消毒液は足りるということでしたが、それと加湿器です。加湿を50%、60%にしないと町のホームページでも予防法として出ておりますが、それらの備品の充足状況はどうなのかが2点。

また、完璧な感染防止のためには……。

○議長（平八重光輝議員）

三浦議員、1問でいいです。

○三浦 広幸議員

はい。なら、まず、1点目。その利用率、お願いします。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

3月3日の午前8時に開設をしまして、初日が全体の登録者が286名に対しまして79名の28%、そして、最も多かった3日目が91名で32%、それから、土曜日は日ごろかねてよりも少ないんですが、特に今回の場合は少ない状況でございまして、9か所の学童保育全体で34名で12%の利用率という状況でございます。

これにつきましては、今までお話もありましたけれど、いわゆる上に兄とかお姉さんがいる場合は家庭で一緒に過ごす、あるいは、祖父母の協力がある。あるいは、職場に連れていける環境の方もいる。そして、仕事を休める場合はできるだけ自宅で保護者と過ごされるなど、特に土曜日の場合は日ごろも保護者が休みの場合もございますので、こういう形で利用率が低くなってきておりますが、今回特に低くなっているような実態であるという状況でございます。

○三浦 広幸議員

利用率は低くてもやっぱり密閉空間にいるわけでございますから、その感染防止の備品、マスク、消毒剤は足りるということでしたが、そういう加湿器です。湿度を管理する加湿器の充足状況はどうか、お伺いします。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

現在、加湿器につきましては、学童保育には設置はしてございません。国からいろんな情報も流れてきていることは保育園も含めまして学童にも流しているんですが、とにかく換気の関係がございまして、風通しのよい環境づくりということが一番言われているところでございまして、どこの学童も換気に心がけていらっしゃる。入り口をもうほとんどあけていらっしゃる。窓もほとんどあけていらっしゃる。特に今の時期は2月と違ひまして、3月はそんなに寒い日が発生しておりませんので、一日中暖房等を使うということが発生しないことから、そういったことに心がけていただいているところでございます。

あと子供たちがずうっと中にいるということが余り、返ってストレスがたまるということで、天気のよいときには、隣接する学校のグラウンド等の許可をとって利用させていただいているというような状況でございます。

○三浦 広幸議員

了解しました。

あと、入ればもう大変なことになるわけですから、入らんための完全感染防止のため、入室前の検温、それから、部屋に入る前の問診など、こういうことは徹底されているのか、体制が確立しているのか、お伺いします。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

検温につきましては、各学童検温をしまして、検温の記録簿をつくりまして、施設のほうに設置をしております。学童保育も内容によっては障害者の分が放課後等デイサービスというのがございますが、こちらの場合は体調を悪くする場合は特にあり得ますので、そういう場合も午前、午後しっかりと検温をして、もし体調が悪い場合は、早急に保護者に連絡するというような体制をとっているところでございます。

○三浦 広幸議員

はい。了解しました。

次が、不特定多数の来庁者がある役場でございますけれども、それぞれ対策はとられているということですが、万が一あればいかなるわけですが、もしあれば支援等の最前線に立つのが消防職員、役場職員であります。広がっていくのが換気の悪さ、密集空間、不特定多数の場所というふうに言われておりますが、不特定多数が往来する役場もある意味、密集空間であります。窓口の職員を見ていると、ほぼ対応するときは1メートル以内の距離で対応をしていることから、飛沫感染の危険性がある濃厚接触者という定義に当てはまるわけで、職員自体、内心は心配していると思います。数人に聞いてみましたところ、ほぼ半数はマスクを着用していないということでした。

ちょっと聞いた話ですけど、以前、SARSとかMERSとか発生したときがあるんですが、

そのときの対策のためにマスク、消毒液、防護服などを備蓄してあると聞いております。不足する場合はそういうのを活用すべきであると思いますが、現在、市販の店にはマスクがもう全くな
いと、買いたくても買えないというような状況でございますが、職員の身を守るためにもそうい
う総合窓口でマスク未着用者が半分いるというようなことでございますけれども、備蓄してある
マスクを着用するぐらいの配慮をしてはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

職員の関係ということで総務課が対応させていただきたいと思います。

現在、庁舎内で保管をしておりますマスク等備蓄につきましては、消防とかその他それぞれの
部署で保管をしている分がありますが、消防等につきましては、危機管理も含めまして何かあつ
たときのための必要最低限の措置部分がありますので、余り乱雑に使えないということもありま
すので、保健福祉課で幾分備蓄品がありますので、それにつきましては窓口、特に1階部分のカ
ウンターで窓口対応をする職員について、そこが不足しているようであれば提供していただき
たいということで声をかけて連携をとっているところでございます。

○三浦 広幸議員

来庁者が半分ほどしかマスクをしていないと。それはあくまでもアバウトでございますけれど、
それらに対する対応はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

来庁者の部分につきましては、協力をお願いする以外にありませんけれども、市場でもマスク
がもう不足しているということで、買い求められても実際に店舗等にも置いていないというこ
とで、その願いもかなわないというところが実情でございます。身を守るというところもありま
すので、職員側でそういった防疫のほうの管理をしているところでございます。

○三浦 広幸議員

先ほどもちょっとお伺いしましたけれど、前の感染症SARS、MERSが発生したときにそ
ういう感染症対策のためのいろんな感染症用のマスク、消毒液、防護服が備蓄してあるというふ
うに聞いておりますけれども、それらの活用は考えられないのか、お伺いします。

○総務課長（崎野 裕二君）

SARS等で備蓄したのかどうかは別としまして若干数、四、五百とか300とか、そういっ
た数が消防とか危機管理の部門にあるわけですが、それとは別に保健福祉課のほうで数千
を備蓄しておりますので、そちらのほうを必要なところに提供していただくということで連携を
とっているところでございます。

○三浦 広幸議員

先ほど学童保育でもちょっとお伺いしましたが、室内が乾燥するときは加湿器で適切な湿度を
保ちなさいというふうに書いてありますが、職員も来庁者もですけど、そういう加湿は適切な
数値になっているのか。必要であればぜひ入れないための感染症対策のためにきちんとやる必要
があると考えますが、見解をお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

換気の話が注意喚起の中で防疫の関係で言われておりますが、少し寒いですが、朝の段階
から時々換気をしてくださいというようなことで、この一、二週間は注意喚起をしているところ
でもございます。

それから、都合これまでに本部会を3回ほど開きましたけれども、その都度、職員向けに課長
を通じてでありますけれども、職員若しくは、その職員の家族も含めてですけれども、防疫体制
に気をつけていただくような取扱い、換気啓発は行っているところでございます。

加湿器につきましては、十分な数はないわけですが、あるところについては利用していただければということでは考えているところでございます。

○三浦 広幸議員

何度も言いますけれど、入れば終わりですから、徹底した感染防止策をとっていただくことを要請しておきます。

次が、中山間の件でございますが、第5期対策。まず、全ての同僚、前におっしゃった同僚議員の話によりますと、第5期を非常に有効活用せないかんということでございますが、第一に集落協定の広域化でございますけれども、先ほど同僚議員の中でアンケート結果が、広域化について「動いている」が約50%、「考えていない」が49%ということで約半々でございました。

第4期も広域化の対策があったわけでございますけれども、お聞きしますと、わずか1件であったというようなことから、やっぱり今さっき福祉まで入るあれは機械が変わらないかん、いろんな加算措置があるということであれば、小さな協定ではリーダーシップをとる人もなかなか人材が不足している。また、それを実施する財源も少ないと。同僚議員が言いました事務処理も面倒なため、する人がなかなかいない。これらを解決する方法は、もう広域が一番ベターであると考えますが、前の第4期でも考えしているけれど、わずか1件であったというようなことでございます。

将来にわたって維持が可能で発展するような組織をつくるためには、情報を持っている行政が広域化を具体的に示し、地域とよく協議しながら進めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○農政課長（四位 良和君）

制度の内容と考え方ということで、これまで説明してまいりました関係で少し御報告させていただきますが、8月29日から9月3日にかけて地区に分かれて説明会をいたしました。旧町ごとの3地区で実施をしたところでありまして、これにつきましては、各協定の代表者2名から3名の方においでいただいて制度の説明をしたところであります。

まだ第5期対策が見えない中での説明でありましたので、少し不十分な点もあったかなあと考えておりますが、このときに議員御指摘の広域化の概念も説明したところであります。広域化のメリット、注意点、こういったものを含めたあとでグループに分かれ話し合い活動を持っていただきました。その中で私ども職員もそれぞれに分科会方式で分かれて入って協議と、いわゆる広域化を進めましょうということをやったところであります。

なぜそういうことをしたかと言いますと、これまで第1期対策から第4期対策まで約20年をかけてやってまいりましたが、この間、非常に先ほど前の議員のほうからも質問がありましたように、高齢化してきて非常に地域が弱ってきているという、こう私どもも危機感を持って県内でまだ取り組んでいない段階でこういった話し合い活動をやってきたところであります。

今後は先ほどありましたように、最終的には国が方針をきちっと出したので、4月若しくは、5月に向けての説明会では、更にこの広域化が進むように、先ほどアンケートの中でありましたのは、説明会の前でのアンケートの集計でありましたので、更にこの広域化が進むメリットも含めて説明してまいりたいと考えております。

○三浦 広幸議員

おっしゃることは判るんですが、この中山間がもう非常に地元も大事な制度であって、これはなきやいかんというふうにも理解しているんですよ。ただ、なかなか第4期も合併はしたいしたいと、恐らくこのアンケート結果と一緒にしょう。半分は動いている、5割は動いていると。しかし、実際に実現するのは、たった1件しかなかったということでございますから。

先ほどありましたとおり、串木野がそういう例で成功しているとか、いろんな情報を持っているし、行政としては、そういう例えば推計ごととか基盤整備ごととか、いろんなデータを持っているわけですから、ある程度そういう例えば私は久富木ですけど、久富木も幾つかありますけれど、いつどこで合併したらどうですかとか、そういう具体例を示しながら進めていかんと、せっかくよい制度がありながら8割交付の単価に終わる可能性が大きいんです。私が言うのは、そこをもっとリーダーシップを持って進めてくださいというふうに言っております。再度お願いします。

○農政課長（四位 良和君）

今回の第5期対策につきましても、集落戦略の作成ということが盛り込まれております。ここにつきましても、今ありましたように、リーダーシップを持って説明のほうはしたいと考えております。ただ、この戦略策定に当たっては一番基本になるところは話し合い活動でありますので、私どものほうもこの話し合い活動で出てこいということがあれば、足を運んで細かな説明もさらに踏み込んでやっていきたいなと考えているところであります。

○三浦 広幸議員

何度も言うようですが、今回、3要件が一本化されて集落戦略の策定をするということでございますが、一番の原因は暗渠排水とか基盤整備の耕作条件が悪いと、それがもう第一。だから、それを改善するような計画をつくらないかんわけですけど、その地元ばかりでそれができるのかということもありますので、例えば農政課だけじゃなくて今度は耕地林業課の技術系とか、そういうところもまとまって人・農地プランが各地区で出ていろいろ指導していますよね。やっぱりそういう形をとらんと、ただ地元の話し合いがという、そのぐらいじゃあなかなか進まんと思います。

ぜひ、そこら辺を強力に進めるように踏み込んだ指導をやっていただくことで、この農業、農村の先ほど同僚議員が言われましたけれど、維持・発展ができると。それから、農福連携も一緒ですよ。区がやるようなことをしなさいというわけですから、それはもう広域化せなできんわけですから、やっぱりそこら辺を十分認識されて農政課だけでなく、各課とタッグを組んで進めていっていただきたいと要請しておきます。（発言する者あり）みんな早く終わるのを期待しているようでございますが、終わりません。（笑声）

最後になりますけれど、今後、中山間も高齢化なり、認定農家、あるいは、大規模農家にまとまるんです。そうすると、もう今度はしきらんわけですよ。先ほど町長もおっしゃいました、なかなか横ばいで伸びないと。それはしきらんですよ、人間なわけだから。やっぱりそういう意味で今後ちょっと、これはもう踏み込んだことになりますけれど、第5期対策、あるいは、第6期対策を進めていく上で課題となってくることがあります。それは何かと言いますと、公共施設です。河川や道路は県や町では一般財源をやりくりしながら、予算の範囲内で一生懸命されているということは十分理解します。

農村地帯の、のり面はほとんど耕作者が伐採して耕作している作物に影響がないように管理をしているわけですが、これはもう一昔前までは当たり前のことだったんです。当たり前のこと我が達でするのが当たり前と。ところが、最近では高齢化によって、もうしやならんごとなつたと。大規模農家、あるいは、認定農家に集まったところが、今度はどっさり集り過ぎて管理が行き届かなくなったというようなことで大きな土手とかのり面とか、高齢者が管理している道路沿いの農地の管理に苦慮している協定もあります。外注すればいいんでしょうけれど、外注すれば……。先ほど農業所得の話も出ましたが、外注すれば赤字です。農業所得は赤字。そういうことでしていけば、将来的には集落協定から除外されていくと心配しているところであります。

す。

そのようなことで道路も一つの農村地帯から見れば道路・河川、それから農地というのはもう一体的な施設であって、そこがうまく機能して国土保全が図られるわけですから、ぜひこの伐採はもう維持管理なので、一般財源だということじゃなくて、こういう道路の伐採にも財政支援要望をやっぱり町長が国や県、それから国会議員に働きかけて、その支援措置をとっていただきたい。それを強くお願いするわけですが、見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今、町道、県道、あるいは、河川についてもですけれども、一部は本当に町民が身近にお使いいただくということで自主的なそういう取組をしていただいて感謝を申し上げているところでございます。しかし、この高所の伐採とか、そうすると非常に危険を伴うということでございますので、町のそういう機械等も活用をしていただくということにはしておりますけれども、なかなか完全に行き届かないという面があるかと思っております。

国道等については、これもなかなか県のほうに申入れても、予算の関係もありまして実現がうまくいかないというのがございます。もうとにかく、この身近なところの国道、県道については県のほうに申入れているわけでありましてけれども、それが何かそういう助成措置でもあれば、これはまた、皆さん方も元気を持ってできることはできることになると思うんですけれども、今はそういうボランティア的なことしかありませんので、もう一步踏み込んだそういう制度ができるようであれば、それはもうありがたいことですので、そういう御意見があるということは今後、機会を見て意見としては申入れていきたいと思っております。

○三浦 広幸議員

確かに維持管理ということで難しい点はあるかと思いますが、河川は河川の寄り洲除去とか使用物件がこれは去年ですか、令和2年度地方債で補填する制度を調べてみますと、緊急浚渫推進事業として推進をされております。これも長年の要望があつてできた制度で、これについては浸水防止が主たる目的でございましょうけれど、やっぱり町長あたりが一生懸命タッグを組んで頑張っていければ、維持管理もいずれはそういう財政補填ができる可能性もあるわけですから、ぜひ早い段階でそういうのを要望して。維持管理はもう一般財源よというようなことでは、もうやっぱりなっていかなければ、田舎は。

国会議員もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ早い段階で要望されることを要請しまして、早いですが、終わります。（笑声）

○議長（平八重光輝議員）

以上で、三浦広幸議員の質問を終わります。

通告に基づく一般質問を以上で終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は全部終了しました。

あすは午後1時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後4時45分

令和2年第1回さつま町議会定例会

第 3 日

令和2年3月10日

令和2年第1回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和2年3月10日 午後1時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町民環境課長	丸 田 忠 君
保健福祉課長	櫻 伸 一 君	高齢者支援課長	有 村 哲 君
子ども支援課長	鍛冶屋 勇 二 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
商工観光PR課長	岩 元 義 治 君	ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
教育総務課長	中 間 博 巳 君	耕地林業課長	野 田 真一郎 君

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 1 | 議案第 4 号 | さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 第 2 | 議案第 5 号 | さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について |
| 第 3 | 議案第 6 号 | さつま町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について |
| 第 4 | 議案第 7 号 | さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第 5 | 議案第 8 号 | さつま町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第 6 | 議案第 9 号 | さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 第 7 | 議案第 10 号 | さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 8 | 議案第 11 号 | さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について |
| 第 9 | 議案第 12 号 | さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について |
| 第 10 | 議案第 13 号 | さつま町営住宅等条例の一部改正について |
| 第 11 | 議案第 14 号 | さつま町水道事業給水条例の一部改正について |
| 第 12 | 議案第 15 号 | 令和 2 年度さつま町一般会計予算 |
| 第 13 | 議案第 16 号 | 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 14 | 議案第 17 号 | 令和 2 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 15 | 議案第 18 号 | 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 |
| 第 16 | 議案第 19 号 | 令和 2 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 17 | 議案第 20 号 | 令和 2 年度さつま町上水道事業会計予算 |
| 第 18 | 議案第 21 号 | さつま町建設計画の一部変更について |
| 第 19 | 陳情について | |

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	4	さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
	5	さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
	6	さつま町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
	7	さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	8	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
	9	さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
	10	さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	15	令和2年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳 入
		1 款 町税
		2 款 地方譲与税
		3 款 利子割交付金
		4 款 配当割交付金
		5 款 株式等譲渡所得割交付金
		6 款 法人事業税交付金
		7 款 地方消費税交付金
		8 款 ゴルフ場利用税交付金
		9 款 環境性能割交付金
		10 款 地方特例交付金
		11 款 地方交付税
		12 款 交通安全対策特別交付金
		13 款 分担金及び負担金（関係分）
		14 款 使用料及び手数料（関係分）
		15 款 国庫支出金（関係分）
		16 款 県支出金（関係分）
		17 款 財産収入（関係分）
		18 款 寄附金（関係分）
		19 款 繰入金（関係分）
		20 款 繰越金
		21 款 諸収入（関係分）
		22 款 町債
		歳 出
		1 款 議会費
		2 款 総務費（関係分）
		3 款 民生費

委員会	議案番号	件名
		4 款 衛生費 8 款 土木費（関係分） 9 款 消防費 1 2 款 公債費 1 4 款 予備費 人件費全部 第 3 条 地方債 第 4 条 一時借入金 第 5 条 歳出予算の流用 1 6 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 1 7 令和 2 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 1 8 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計予算 1 9 令和 2 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 2 1 さつま町建設計画の一部変更について
文教経済 （第 2 委 員会室）	1 1 1 2 1 3 1 4 1 5	さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について さつま町営住宅等条例の一部改正について さつま町水道事業給水条例の一部改正について 令和 2 年度さつま町一般会計予算（関係分） 第 1 条 歳入歳出予算 歳 入 1 3 款 分担金及び負担金（関係分） 1 4 款 使用料及び手数料（関係分） 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 7 款 財産収入（関係分） 1 8 款 寄附金（関係分） 1 9 款 繰入金（関係分） 2 1 款 諸収入（関係分） 歳 出 2 款 総務費（関係分） 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費（関係分） 1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費 第 2 条 債務負担行為 2 0 令和 2 年度さつま町上水道事業会計予算

△開 議 午後１時３０分

○議長（平八重光輝議員）

ただいまから、令和２年第１回さつま町議会定例会第３日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、３月２日に提案がありました議案第４号から議案第２１号までの議案１８件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を行います。

△日程第１「議案第４号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第２「議案第５号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、日程第３「議案第６号 さつま町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」、日程第４「議案第７号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第５「議案第８号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第６「議案第９号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、日程第７「議案第１０号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第８「議案第１１号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第９「議案第１２号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について」、日程第１０「議案第１３号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第１１「議案第１４号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第１「議案第４号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」から日程第１１「議案第１４号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」までの議案１１件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案１１件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岩元 涼一議員

議案第１２号、建設課長のほうにお聞きいたしますけれども、流水占用料徴収条例の金額については、この発電用水については、国土交通大臣が定める額とだけ記載されていますけれども、これは別に計算様式とか、そういうものがあって額の決定をされるのか、そこについてをお伺いします。

○建設課長（小永田 浩君）

河川法施行令の中に、国土交通省が定める額の範囲内ということで記載されております。この中で、町村が額を決められるということに、範囲内で決められるということになっておりますが、うちとしては、国土交通大臣が定めた額で占用料を取るという形になります。その占用料の計算式というのは、国土交通省からもう決められた計算式がありまして、その中にうちのほうに申請

があった水量について、その式に当てはめていって、その中で年間の金額が出るという形になります。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○宮之脇尚美議員

財政の関係でございますが、財政の当初予算の概要というところでございます。３ページの一番上でありますけれども、今回の自主財源の比率というのが、前年度に比較をしますと３％、４％ですかね。

○議長（平八重光輝議員）

宮之脇議員、議案何号目ですか。

○宮之脇尚美議員

失礼しました。ごめんなさい。

○議長（平八重光輝議員）

日程第１１まで。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案１１件については、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第１２「議案第１５号 令和２年度さつま町一般会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１２「議案第１５号 令和２年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○宮之脇尚美議員

失礼しました。財政の概要の説明のところで、自主財源の関係であります。前年度と対比をしますと３％強少なくなっているようではあります。これの主な要因というのは何になるのか説明を求めます。

○財政課長（原田 剛志君）

自主財源の主な減の状況といたしましては、まずは保育料です。これが無償化によりまして、昨年の１０月から無償化になって、保育料は徴収しないということと、あと、ほかに町営住宅の家賃、それと町民税等が、特に法人税等がちょっと若干減っているというような形で、自主財源が減少しているところでございます。

○宮之脇尚美議員

前年度が３４％、３５％近くということでもあります。自主財源の状況としては、その下の表にありますけれども、今後こういう形で推移をしていくとなりますと、やはり経常収支比率というのは、おのずともう一般財源が減少してくるわけですから、上昇するということも予想されるところでありますが、それらについての財政計画の中で、光ブロードバンドについては今年度から手がけるようになっていきますけれども、今後大きな事業として見込まれることを想定しま

すと、やはり自主財源の確保というのは、非常に重要になってくるかというふうなふうに思います。そこら辺の財政計画の中で、全体の予算枠というのをどの程度設定していこうとされているのか。そこら辺について、再度財政課長の考えをお伺いします。

○財政課長（原田 剛志君）

今後、先ほど宮之脇議員からも御指摘のとおり、経常収支比率につきましては、自主財源、あるいは、交付税等が減っていく中で、経費の削減を徹底的にしない限り、経常収支比率は上昇の傾向にあると考えているところでございます。

それに関連いたしまして、予算規模に対しまして、各年度こちらのほうである程度の事業計画等を把握しながら、予算規模も年度年度でその事業をどのような形でやるか、どのような事業をするかで予算規模は変わってくるかと思えますけれども、やはりそういう経常収支比率あるいは、公債費率、そういう部分が上昇しないような形で予算編成をしていきたいと考えているところでございます。

○宮之脇尚美議員

ある程度理解をいたしますが、今回の予算編成のときにも、財調を取崩しされているようです。9億円ほどだったのでしょうか。こういう形で、財政調整基金も若干、まあ潤沢とまではいかないでも、積立てがあったようでありますけれども、その他の団体と比較をしますと、やはり減少傾向にあると。他の団体、大体平準化して財政調整基金は補充しているようでありますけれども、そういう形でいきますと、今後ともやはり文化センターの建設事業も非常に多額の経費を要するというふうなふうに考えておりますけれども、今後予想されるそういうものも含めて、やはり財政全体をもう再度見直す必要もあるんじゃないかというふうなふうに思っているところであります。今後、十分そこら辺については、もう説明は必要ではありませんが、留意をされながら、不要不急の事務については、極力避けながら財政運営を行っていくということが必要かと思いますので、これについては、町長を含めて財政課のほうに強く要請をいたしておきたいと思えます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○三浦 広幸議員

3番です。当初予算説明資料の59ページの高等学校振興対策事業費なんですが、高校の薩摩中央高校の倍率も、新聞にありましたとおり、去年が0.33、ことしが0.23と、普通科に関しては10人を切っているというような状況でございます。今までも教育委員会のほうでは一生懸命中高連携でされていらっしゃると思っておりますが、なかなか伸びないということで、何ですかね。高等学校振興対策協議会で振興対策助成金の766万5,000円の中で、⑥ですね。ことしから出てきておるんですが、魅力ある高校づくりに資するための事業に要する経費、ソフト事業ということで、これはどういうことをやられるのか。

○企画政策課長（角 茂樹君）

町におきましては、令和2年度からこれまでの補助制度を見直しまして、魅力ある高校づくりに資するための事業に力点を置いて、その情報発信に努めていくということとしております。具体的には、今後、高校側とも詳細な事業計画の詰めをしてまいりますけれども、学校と地域、あるいは、高校生や学校職員と児童生徒、町民、あるいは、関係者が積極的に交流をし、お互いを理解し、薩摩中央高校への関心を向けていただけるよう、また、まち全体で薩摩中央高校を盛り上げていただけるよう取り組んでいくことを計画してまいりたいと考えております。

一例を申し上げさせていただきますと、薩摩中央高等学校の情報発信のための、例えば横断幕

であったり、ポスターであったりチラシ、SNSを活用した情報・映像編集、応援グッズの作成、スマート農業など先進的技術研修への支援、部活動の応援など、いろいろと取り組むべき魅力ある取り組みというのはございますので、これについて学校とも十分協議を進め、計画的に実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○川口 憲男議員

町長に一点だけ。合併特例債が5年間延長されましたけれども、今後の事業の中でこれを活用していくということがありましたが、先ほど宮之脇議員からもありましたけれども、財政調整基金の繰入金を大体9億1,000万円ぐらい今年度の予算の中に、まあ流用という言葉はおかしいですけど、繰り入れられたわけですが、こういう、何といいますか、財源を繰り越して、この財政調整基金はそのまま基金として積み残すとか、そういうような考え方、あるいは、多分光ブロードバンド基盤整備事業も、これは国の事業で今は町債とか一般財源でしてありますけども、こういうところにも使えるようなところがあるんですけど、この合併特例債の使い道を今後どのようなふうに変えられているのか、ちょっとお聞きいたします。

○財政課長（原田 剛志君）

合併特例債の今後の使途状況につきましては、今年度予算計上してあります光ブロードバンド基盤整備事業がありますけれども、このほか小中学校の再編事業、あるいは、町道の整備事業等に使う計画で予定しているところでございます。ちなみに、合併特例債の起債の充当率は95%でございまして、交付税措置が元利償還の70%が措置されるということで、有利な起債ということで、こういう合併特例債の適債事業につきましては、今後活用していきたいと考えているところでございます。

○川口 憲男議員

もう一点。合併特例債、こういう有利な事業、特例債というか、こういうのを使って、例えばこの光ブロードバンドの事業もそれに持っていかれるという考え方なんですけど、そういうことによって、町債、あるいは、一般財源の予定した予算が浮いてくるという言葉はおかしいですけど、ほかに流用できるような状況ができてくると思うんですが、そこあたりでやっぱり予算の活用策というのが出てくるんじゃないかと思います。今の予算の編成の中で、こういうことは削ったよという点があるんじゃないかと思うんですけど、そういうところに使えるような事業というのはなかったですかね。各課から上がってきている分で。

○財政課長（原田 剛志君）

当初予算の編成の段階におきましては、やはり町の原点となります総合振興計画を初め、あるいは、まち・ひと・しごと総合戦略、あるいは、町長マニフェストに基づきました事業を優先しながら、重点的に配分したところでございます。

今回も光ブロードバンド事業につきましても債務負担行為等を設定して、4か年事業でやることで計画しておりまして、その部分を合併特例債ということで充当したわけでございますけれども、これを充当したから、ほかの財源、要は財政に余裕が出たということではなく、やはり財政状況というのは、やっぱり以前からも言いましたように、交付税等が減少する、あるいは、町税等が減少する中で、今後どのようにして財政運営を健全な運営にやっていくかとなりますと、やっぱり経費の歳出の部分の行革に伴って、歳出の縮減というのが非常に今後課題になってくるかと思っておりますので、そういう部分を踏まえながら予算編成をしたところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○米丸 文武議員

私は、6款1項10目の農地の一般管理費で、羽有地区計画の策定業務が令和3年度新規事業の採択ということで事業費が計上されておりますが、どれぐらいの規模でこれを、言えば、令和3年度なのに今回こういうような事業費が上がっているということの説明と、その内容等について少し説明をいただければと思うんですが、所管が違いますのでお願いしたいんですが。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

今回の羽有地区につきましては、策定の業務委託ということで委託料を計上させていただいたところであります。

以上です。

事業につきましては、後年度にハード的な事業は進める予定となっております。

以上です。

○米丸 文武議員

3回しか質問はできませんのですが、事業は、細かいことを聞くようですが、どれぐらいの規模でこれを策定するようになったのか、その規模等がどうなっているのかとちょっと聞きたいというようなことで質問をさせていただいているのと、令和3年度の新規採択ということで、これは令和2年度の予算になっているわけですから、それが結局どういう形で1億6,000万円以上の事業費を計上されたのかということでお聞きしているんで、もう一回御答弁をお願いしたいと思います。

○耕地林業課長（野田真一郎君）

失礼しました。新規採択といたしまして、6.67ヘクタールの農地中間管理機構関連事業として事業を行う予定としております。よろしいでしょうか。

失礼しました。（「区画整理関係」と呼ぶ者あり）済いません。区画整理関係の事業を行う予定としております。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○新改 幸一議員

ことしの令和2年度の一般会計予算129億3,100万円、この総額につきましては、きょうから鋭意2つの委員会で審議をさせていただくわけですが、ことしの一般会計の予算額というのは、特異なといいますか、3月議会が開会されまして、コロナ対策云々というのは全然、その時点で恐らくこの予算の中には見ていなかったと思うんですね。そういう流れで今事態が来ているわけですが、そういう流れで、今回の当初予算ということでの形では129億3,100万円ということになると思います。

そういう流れの中に、私が聞きたいことは、実は、きょう午前中、会議がなかったものですから、家でずっとテレビを見ておりますと、まさに世界はどうなっていくのかなということを感じる。コロナだけじゃなくて、びっくりする今日はニュースもやっておりました。恐らく職員の皆さん方、執行部の皆さん方は出勤であったから、恐らくテレビは見ていらっしやらないと思いますが、きょう言っているのは、アフリカでバッタが大量発生をしたということで、アフリカからずっと、近隣国をずっとバッタが移動して、もう中国に入ってくると。その一集団が、バッタの集団が1億匹から2億匹のバッタの数で動いているというのを報道しておりました。それで、そのことが、このバッタが大体100キロメートルから150キロメートルぐらい飛んで移動するんだそうであって、中国にも入ってくるといようなものの中で、国連が緊急体制で各

国に140億円の支援を要請したというようなことも、きょうテレビで言っておりましたが、こういうことが数年は続くんだという専門家が言っておりましたが、これが中国を通じて日本に来ると、日本も相当な食料関係に危機が来るというようなことの報道もしておりました。

そういうことをテレビで見ながら、この令和の年、令和の2年というのは大変な年になっていくのかなというようなことも危機感を持ったところでございます。本来の今回の関係で、私は、1点目が教育長にお聞きしたいんですが、実際の129億3,100万円の関係で云々ということではないんですが、令和2年度の向こう1年間の流れの中に、今回の予算は、先ほど言いましたように審議をしていただきますけれども、コロナの関係で今こうして子供たちが休校になっております。それで、テレビの中で言っているのが、19日は、当初は国が15日といっておりましたが、19日までの体制云々を言っておりましたが、今後、国の政策云々が変わってくるかもしれませんが、その中で、国のとった政策はやむを得ないという見方が国民の中で69%、過剰な対応だと言っているのが24%、判らないという方が7%というような報道もありました。私が教育長に聞きたいのは、今後の流れの中で、特に予算の関係につきましては、今のこういう子供たちが長期に休みますと、当然子供たちの学校での学習時間が足りなくなってくるよ。そのことはもう確実だと思っておるんですが、そういう流れの中に国・県・各市町村の対応というのがどういうことになるのか。ちょっと私も判りませんが、現時点で考えていらっしゃることをお聞きするんですけれども、仮にこういう形が19日ごろまで伸びてきますと、それから、春休み云々も来ますと、子供たちにそういう学習時間が足りないということになりますと、当然1年間を通じて、どこかでかはまた取り返しをせないかんという時期が来ると思うんです。そうしたときに、私たち素人からいきますと、夏休みの返上云々というのとも来るんじゃないかということも想定をするんです。そうなった場合に、やっぱり今の学校施設の整備をいたしました。仮に夏休みにそういう、返上して学校に登校するようになりますと、冷房代とか、もろもろのいろんな夏に対するそういう、登校させますと、そういう形で、また予算関係を含めて、いろんな形で町村のやり方というのは違ってくると思うんですけれども、こういう形が想定されると思うんです。そこあたりを考えていきますと、もう次のステップに、現時点でも教育委員会としては、何かのこういう策をというか、そういう流れをやっぱりうたないかんと思うんですけれども、そこあたりの見解というのは、現時点ではどんな考え方を持っていられるものかお伺いいたします。

○議長（平八重光輝議員）

新改議員、令和2年度のさつま町一般会計予算の中の項目について質問をしてください。

○新改 幸一議員

申しわけございませんでしたが、先ほど言いましたように、129億3,100万円というのは令和2年度の当初予算ですが、今後一年間じゃそういうことが想定されるんじゃないかと私は思ったもんですから、こういう質問をするんですけれども、現時点で審議をするのは129億3,100万円ですが、今後一年間に、当初3月議会で私なんかそういうところを想定せんないかんのじゃないかなと考えたもんですから、こういう質問をするんですけれども、そのことについて答弁はいただけないものでしょうか。

○議長（平八重光輝議員）

私がしてもよろしいんですが、するわけいきませんので、町長でいいですか。教育長、されます。

○教育長（原園 修二君）

こういったことで、授業の実数とか、そういったものが不足したことへの対応ということでお

答えさせていただきますが、当然のごとく今臨時休業をしておりますので、学習指導要領で定められた年間学習すべき時間というものからすると、ちょっと下回ってくることになります。そのことは、どこかでやはりカバーしていけないといけないわけですので、現段階では、新年度に入ってから一定期間を設けて再学習といいますか、不足している分を学習したりやっていくカリキュラムを新たにつくる必要があると思います。法で決められている授業時間というものありますけれども、前の津波があった、向こうの震災のですね。あのときなども、ある一定の地域だけではなくて、一斉に広範囲に授業ができないというような状況がありました。そういった場合については、必ずしも定められた実数を上回らなくてもいいというルールはあるわけですが、そういう場合は、やむを得ない事態の場合はですね。しかし、それでも、やはり子供たちの学習保証をするという意味では、いろんな形で休みを短くしたりとか、そういう対応は当然出てくると思います。

現在は、ちょうど今臨時休業で、本町は15日までという判断はしているわけですが、やはり現在見ておきますと、まだ回復の傾向というのは全く見えておりませんので、現在、今の対応を継続、延長をするというか、それか、今の段階でどうか判断できるのか、そこら辺は今鋭意協議をしているところであります。もう緊急に結論は出さないといけないというふうに思っております。

授業の感じでは、当然何かでバックアップしていけないといけません。幸いなことにして、夏休みの暑い時期も、本町の場合はクーラーを入れていただいておりますので、そういった場合に対しては対応できるとは思っております。予算のほうについては、まことに申しわけありませんが、ちょっとお答えできませんので御了承ください。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○新改 幸一議員

はい。

○議長（平八重光輝議員）

新改幸一議員が心配なさるのも判りますけれども。ほかにございませんか。4回目になりますけれども。（発言する者あり）

○宮之脇尚美議員

済みません。先ほど漏れておりましたが、もう一点だけお伺いします。今回の資料の12ページ、予算の概要のところですが、基金の状況ということで、令和2年度の取崩し額が記載をされております。先ほど申し上げればよかったんですけども、町長にお尋ねをいたしますが、今回全部含めると、特別会計まで入れますと12億6,900万円と、非常に大きな基金の取崩しがあるようであります。129億円に対しまして、約10%近く of 基金の取崩しかというようなふうに思っておりますが、こういう財政運営というのは、なかなか、先ほども財政課長のほうからの説明があったわけですが、総額を抑えていくという手法というのは非常に難しい部分がありますけれども、やはり経常経費の節減というのは、かなり今後は厳しくなってくるのかなというような感じがしますけれども、会計年度任用職員制度とか、いろいろ制度的にも変わってきますし。そういう面で、やはり基金を取り崩すのは、もう当然財源が不足をすれば必要なんでしょうけれども、この中で、以前から私は申し上げているんですが、ふるさとさつま応援基金5,100万円ですね。この使い道等を、ほかの基金についてはそれぞれの目的基金でありますから取崩してありますけれども、それを含めて、5,100万円は、まず何の財源に充当されたのか。それとあわせて、全体的なそういう財政運営というのは、町長としてどのようなふうに考

えていらっしゃるのか。そこ辺を含めて説明をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回、約12億7,000万円の取崩しになっております。財調については、昨年が10億円でしたので、それからしますと、9,000万円ぐらい少なくなっておりますところではありますが、やはり当初の段階で財調取崩しをしなければならないということについては、運営的に厳しくなっているということの表れというふうに受けとめをいたしております。一つは、交付税がちょうど昨年の段階で特例債、特例的な加算というのはなくなりましたので、それが非常に大きな影響になっているというようなことでございます。累計で12億円ですかね。それだけ交付税が減ってきておりますので、その分がやはり財調に跳ね返りが来ているというふうに考えております。

あと、ふるさとさつまの応援基金、そのほかいろいろ特定目的がございますけど、中には公共施設の関係が、やはり毎年老朽化して、営繕のための費用がかなり上がってきているものですから、取崩しをするということになったところでございます。

後々、ふるさと応援基金につきましては、いろいろ今かなり、これがじわじわと応募をしていただく方が増えてきておりまして、昨年ですか。ことし……。ことしの分で、ちょうどもう1億円を突破する状況になってまいりましたので、そういった方々へのお返しというんですかね。その返礼品というのが主になっておるかと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに。

○財政課長（原田 剛志君）

このふるさとさつま応援基金の充当先とかにつきましては、今年度は5,100万円充当しているわけですが、主には福祉給食ですね。福祉給食に1,200万円、それと、学校給食センターの給食助成に2,850万円と、あとは、子どもの関係とか、そういう部分に充当をしているところでございます。

○宮之脇尚美議員

理解、了解いたします。特に、町長にも以前から申し上げているわけですが、ふるさとさつま応援基金については、子供に特化した形での基金とか、そういう形で目的を明確にしていることが、やはり寄附をされる方もやりやすいし、また、気持ちいいんじゃないかというようなふうに思うところであります。ぜひ、以前から申し上げているんですが、これについて町長はどのようなふうに考えていらっしゃるか、再度説明を求めます。

○町長（日高 政勝君）

これは確かに御指摘ありますとおり、やはり一般的に何に使われるかとなると、寄附のほうもやりづらいところがありますので、やはりこれはおっしゃるとおり、明確にやっぱこういうものに使うということで、子育ての関係、そういったこととか、明確に定めて寄附を募っているところであります。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号については、配付してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第１３「議案第１６号 令和２年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第１４「議案第１７号 令和２年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第１５「議案第１８号 令和２年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第１６「議案第１９号 令和２年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第１７「議案第２０号 令和２年度さつま町上水道事業会計予算」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１３「議案第１６号 令和２年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から日程第１７「議案第２０号 令和２年度さつま町上水道事業会計予算」の議案５件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案５件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案５件については、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第１８「議案第２１号 さつま町建設計画の一部変更について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１８「議案第２１号 さつま町建設計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第２１号については、配付しております議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第１９「陳情について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１９「陳情について」であります。

２月２６日に受理した陳情については、配付しております陳情文書表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から３月１３日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第１委員会室、文教経常任委員会が第２委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月30日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時08分

令和2年第1回さつま町議会定例会

第 4 日

令和2年3月30日

令和2年第1回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和2年3月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	下 田 良 二 君	町民環境課長	丸 田 忠 君
保健福祉課長	櫻 伸 一 君	高齢者支援課長	有 村 哲 君
子ども支援課長	鍛冶屋 勇 二 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
商工観光PR課長	岩 元 義 治 君	ふるさと振興課長	市 來 浩 二 君
建 設 課 長	小永田 浩 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
教育総務課長	中 間 博 巳 君	薩摩支所長	佐 藤 秀 樹 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議会活性化調査特別委員会報告の件
- 第 2 議案第 4 号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 5 号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 号 さつま町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7 号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 8 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9 号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 10 号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第 11 号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第 10 議案第 12 号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について
- 第 11 議案第 13 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 12 議案第 14 号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 13 議案第 15 号 令和 2 年度さつま町一般会計予算
- 第 14 議案第 16 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 15 議案第 17 号 令和 2 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 16 議案第 18 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 17 議案第 19 号 令和 2 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 18 議案第 20 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計予算
- 第 19 議案第 21 号 さつま町建設計画の一部変更について
- 第 20 議案第 23 号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 21 議案第 24 号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 22 議案第 25 号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 議案第 26 号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 24 議案第 27 号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 議案第 28 号 さつま町教育長の任命について
- 第 26 議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第 27 議案第 30 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 28 議案第 31 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 29 議案第 32 号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 30 議案第 33 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 31 議案第 34 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 32 発委第 1 号 さつま町議会基本条例の一部改正について
- 第 33 報告第 1 号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 34 報告第 2 号 令和 2 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第 35 議員派遣の件
- 第 36 閉会中の継続審査・調査の件

△開 議 午前９時３０分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和２年第１回さつま町議会定例会第４日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第１「議会活性化調査特別委員会報告の件」

○議長（平八重光輝議員）

日程第１、「議会活性化調査特別委員会報告の件」を議題とします。

議会活性化調査特別委員会委員長から、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議会活性化調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化調査特別委員会委員長の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○議会活性化調査特別委員長（米丸 文武議員）

おはようございます。議会活性化調査特別委員会のこれまでの調査及び審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、平成２９年６月議会定例会において、議会活性化、議員定数及び議員報酬について調査研究するため設置され、同年６月６日に第１回目の会議を開催して以来、１２回の委員会を開催しました。また、これらの事項について具体的な取組み方策等について検討するため、小委員会を設置し、１０回の小委員会を開催いたしました。

このたび、当委員会の調査及び審査の経過と結果について、ここに中間報告を行うものであります。

まず、議員定数及び議員報酬についてであります。

議員定数については、町合併後３回の定数削減が実施されたところでありますが、平成２９年４月の議会議員選挙において無投票での当選でありました。

議員報酬については、途中、期限を定めての削減があったものの、平成１７年１２月から現行の報酬額となっており、改選後の議会において、議会の活性化や議員定数及び議員報酬について調査研究を行い、次期選挙の１年前となる令和２年３月までに結論を出すべきであるとしたところであります。

当委員会では、これまで積極的に検討を進めてまいりましたが、今回、次期選挙の議員定数及び議員報酬について意見を集約し、意思決定を行いましたので、ここに報告するものであります。

具体的な調査に当たっては、県内市町村や類似団体の議員定数及び議員報酬についての調査、検討とあわせて、平成３０年５月に、町内２０地区で開催した「町民と議会との意見交換会」での意見聴取や、本年度実施した町民１，０００人を対象にしたアンケート、さらには、参考人制度を活用するなどして町民の意見をお聞きし、その結果を踏まえ、委員会における意見集約を行うことといたしました。

令和元年８月に、１８歳以上の各年代男女１，０００人にアンケートを実施したところ、

380人から回答を得ました。

議員定数の項目では、現行の16人が47.1%、現行より少ない15人以下が46.8%とほぼ同数の意見でありました。

議員報酬の項目では、現行の報酬額が41.3%、現行より低い報酬額が34.7%、現行より高い報酬額が22.1%となり、現行の報酬額が最も多い結果となりました。

令和元年11月12日に第1回参考人会議を開催し、11人の参考人に、本町議会の活動状況、県内の市町村や全国の類似団体の議員定数・議員報酬の状況及び町民アンケートの結果等について説明を行いました。

また、11月29日に開催した第2回参考人会議において、参考人全員からそれぞれ意見を聴取いたしました。

議員定数については、「現状維持」、「削減」、「増加」を求める意見が出されました。「現状維持」を求める意見では、「削減すると逆に議員のなり手がなくなる」「多くの町民の意見を酌んでほしい」という意見であります。

「削減」を求める意見では、「報酬額に対して活動日数が少ない」「無投票で決まるのはよくない」という意見であります。

「増加」を求める意見では、「議員は町民の代弁者でもあり、女性議員の活躍も期待したい」という意見もそれぞれ出されたところであり、「現状維持」と「削減」が同数で、ほかに「増加」の意見が幾つかありました。

議員報酬については、「現状維持」と「増額」を求める意見が出されました。「現状維持」を求める意見では、「報酬増は町民の理解を得られない」「財政状況を考慮すべき」という意見であります。「増額」を求める意見では「若い世代に踏み出してもらう環境をつくってほしい」ということで、「増額」の意見が若干多くあったところであります。

令和2年2月21日、第10回の委員会において審議を行い、次期選挙の議員定数及び議員報酬について、委員会としての意思決定を行いました。

まず、次期選挙以降の議員定数についてであります。

これまで実施してきた町民と議会との意見交換会、議員への個別調査、町民アンケート及び参考人からの意見聴取等を踏まえ、議員定数の適正数について意見を出していただいたところ、現行の「16人」、削減の「14人」と「12人」の3つの意見に分かれたことから、委員長を除く委員14人で起立採決を行いました。

その結果、「16人」が7人、「14人」が4人、「12人」が3人であり、いずれも過半数に達しなかったことから、上位2つで再度採決を行った結果、「16人」が7人、「14人」が7人と同数となったことから、委員長裁決となり、これまで実施してきた町民アンケートや参考人の意見等を踏まえ、また、地域のさまざまな御意見を吸い上げるためにも、現行の「16人」が適当であると、当委員会としては「16人」が適当であるとの結論に至りました。

次に、次期選挙以降の議員報酬額についてであります。参考人からは、報酬増額の意見もあったところですが、委員からの意見として「定数が現状維持となれば報酬を見直す必要はないのか」など、「現状維持」の意見が大半であったことから、「現状維持」とすることの起立採決を行いました。

その結果、起立多数であったことから、当委員会としては「現状維持」が適当であるとの結論に至りました。

以上が、議員定数及び議員報酬に関する調査及び審査の経過と結果であります。

次に、議会の活性化についてありますが、さつま町議会基本条例の検証・見直しについて調

査研究を行いました。

本町議会基本条例は平成21年4月に施行され、鹿児島県内の町村議会では最初に制定されております。本条例は、議会の基本的な部分のみで構成されており、条例施行後これまで、改正がなされておりました。そこで、議会活性化の基本となる本条例について、先進事例の調査や現在議会で行っていることなどを新たに加えるため検討してまいりました。

特に、今回の見直しでは、町長等への反問権の付与、自由討議の拡大、議会改革の推進、議会事務局の体制整備、議員定数・報酬及び政治倫理等の項目を追加いたしました。

令和2年3月2日、第11回の委員会において、さつま町議会基本条例の一部改正案の審議を行い、委員会として、本条例の一部改正についての意見の一致を見たところであります。

以上が、さつま町議会基本条例の検証・見直しに関する調査及び審査の経過と結果であります。

本日の会議において「さつま町議会基本条例の一部改正について」を当委員会より提案することと決定したところであります。

以上、議会活性化調査特別委員会の中間報告といたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで、議会活性化調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第2「議案第4号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第5号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、日程第4「議案第6号 さつま町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第7号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第7「議案第9号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第10号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第9「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、日程第10「議案第12号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について」、日程第11「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第12「議案第14号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、日程第13「議案第15号 令和2年度さつま町一般会計予算」、日程第14「議案第16号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第15「議案第17号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第16「議案第18号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第17「議案第19号 令和2年度さつま町農業集落排水

**事業特別会計予算」、日程第 18「議案第 20号 令和
2年度さつま町上水道事業会計予算」、日程第 19「議
案第 21号 さつま町建設計画の一部変更について」**

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 2「議案第 4号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」から、日程第 19「議案第 21号 さつま町建設計画の一部変更について」までの議案 18件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第 4号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、「議案第 5号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、「議案第 6号 さつま町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」、「議案第 7号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、「議案第 8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、「議案第 9号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」、「議案第 10号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第 15号 令和 2年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第 16号 令和 2年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第 17号 令和 2年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第 18号 令和 2年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第 19号 令和 2年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第 21号 さつま町建設計画の一部変更について」

以上の議案 13件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第 4号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、印鑑登録できない者の対象となっていた「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者」に改正することで、成年被後見人ということだけで不当な扱いをされることがないよう欠格事項を見直すものであります。

なお、今回の改正により、成年被後見人については本人による申請があり、かつ、法定代理人が同行している場合に限り印鑑登録の申請受付が可能となるものであります。

質疑の中で、意思能力の有無の判断基準についてただしましたところ、基本的には判断能力が欠けていることが通常の状態であるかどうかの判断を行うことになり、申請時において個々に判断していくとのことであります。

次は、「議案第 5号 さつま町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化及び効率化を図るものであり、上位法の一部改正に伴うものであります。

次は、「議案第 6号 さつま町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、4月から導入される会計年度任用職員のサービスの宣誓について、各団体の任用形態で工夫できるよう委任条項を加えるものであり、具体的には、任命権者に限らず、所属長の面前や宣誓書の提出で宣誓させようとするものであります。

質疑の中で、宣誓の内容についてたまたましたところ、一般的な地方公務員と同様の内容を考えているとのことであります。

次は、「議案第7号 さつま町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、会計年度任用職員の期末手当の支給額について、年間2.6月の支給とする一方、経過措置により、令和4年3月31日までの2年間は一部減額としていたが、交付税措置により対応される旨の通知があったため、経過措置の条項を削除し、令和2年4月1日から年間2.6月を支給するものであります。

次は、「議案第8号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、上位法の改正により、国民健康保険税の課税限度額を引上げ、軽減判定所得の基準額を見直すものであります。

質疑の中で、町民への税負担の影響をたまたましたところ、課税限度額に届かず軽減措置も受けられない中間層の被保険者については、今回の改正の影響を受けないとのことであります。

次は、「議案第9号 さつま町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、災害援護資金の貸付けについて、上位法の改正に伴い、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等を図るものであります。

質疑の中で、町内で該当事例はあるのかたまたましたところ、本町の災害援護資金については全て償還済みであるため、該当するような事例はないとのことであります。

次は、「議案第10号 さつま町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、国の基準により、学童保育の支援員の資格要件等が見直され、新たな大学制度として創設された専門職大学の追加やみなし支援員制度に対する経過措置を延長しようとするものであります。

質疑の中で、支援員の認定資格研修の期間等についてたまたましたところ、4日間の研修受講により支援員の資格が与えられ、受講できなかった項目があれば翌年度の受講まで猶予されるとのことであり、今年度は鹿児島県主催で年4回開催されたとのことであります。

次は、「議案第15号 令和2年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項2目行政管理費の秘書事務費について、町長等の旅費として210万円が計上されております。

質疑の中で、県内の他自治体において、特別職の旅行チケットを一旦払い戻して、割引後の価格で再度購入しているケースがあったが、本町では何か対策はとられているのかたまたましたところ、離島などにおいては、欠航等のキャンセルが想定されるためホテルパックで購入していないことから、このようなケースが発生していると認識しており、本町においては、キャンセルすることがまれであることから、他の割引制度よりも安いホテルパックで最初から購入しているため、このようなケースは発生していないとのことであります。

次に、2款1項6目情報システム費の光ブロードバンド基盤整備事業について、3億8,320万円が計上されており、光ブロードバンド未整備地域の全域を3年間で整備しようとするもので、初年度となる令和2年度は、宮之城温泉、紫尾温泉などの観光地を抱える鶴田及び

紫尾の交換局エリアをまず整備する計画であるとのことであります。

質疑の中で、交付税措置や合併特例債を考慮すると、当初より単年度経費がかなり抑えられるようであるが、計画を前倒して一気に整備する計画はないかたまたしたところ、近年、東日本大震災後の復旧や東京オリンピックなどの関係で、人材や機材等が不足している状況であるため、困難だとは思われるが、補助金の枠組みや業者が対応できれば検討していきたいとのことであります。

次に、２款１項８目地域振興費の薩摩中央高等学校の振興対策について、１,０１８万４,０００円が計上されております。

質疑の中で、魅力ある高校づくりに資するための事業の内容についてたまたしたところ、このソフト事業としては１００万円程度を見込んでおり、内容としては、横断幕、ポスター、チラシ、SNS等を活用した情報発信やまち全体で盛り上げる応援グッズの作成、スマート農業などの先進的技術への支援、部活動への支援などであるとのことであります。

この回答を受けて、積極的な取組を計画しているようだが、今後も学校側と協議をして、全体的な支援について取り組まれるよう要請いたしました。

次に、２款２項２目賦課徴収費の地籍図管理システムクラウド移行業務について、７０５万４,０００円が計上されております。地籍図管理システムのサーバー管理の軽減とデータの安全管理を考慮し、クラウド型へ移行するとのことであります。

質疑の中で、クラウド型を検討した経緯、移行作業の内容、移行後の経費等についてたまたしたところ、現在は情報政策係の電算室に専用サーバーがあり、運用開始から５年が経過するため、メーカー補償を受けることもできなくなることから、機器更新かクラウド型への移行かを検討したとのことであります。委託業務の内容は、データの移行や回線の設定費用などであり、クラウド型への移行後は、ライセンス利用料として月額２０万円程度発生するとのことであります。

次に、３款１項１目社会福祉総務費の権利擁護センター設立等に係る経費として３４３万４,０００円が計上されております。認知症高齢者や障がい者など、日常生活を送る上で十分な判断ができない方が安心して暮らせる環境を整備するため、センター機能の整備に向けた準備を進めるとのことであります。

質疑の中で、同センターの設立に向けた経費が計上されているが、これまで成年後見制度利用についてどのような支援をしていたのかたまたしたところ、令和３年度末までに成年後見制度利用促進基本計画を策定する必要があり、この計画に基づき、同センターを設立しようとするもので、現在は介護保険事業特別会計の中で権利擁護事業を地域包括支援センターに委託することで相談業務等を実施しているとのことであります。

また、専門的な相談員として弁護士等を配置する考えはないのかたまたしたところ、運営委員として県弁護士会や県司法書士会などから推薦していただいた方を委嘱する考えであり、委託予定先である町社会福祉協議会の顧問弁護士に相談するなど、活用を図っていきたいとのことであります。

次に、３款２項３目保育所運営費の副食費負担金助成として６９６万円が計上されております。保育料の無償化に伴い、新たに負担となった副食費の一部助成として月額２,０００円を助成しようとするもので、対象人数は２９０名を見込んでいるとのことであります。

質疑の中で、一部助成額２,０００円の算定根拠をたまたしたところ、副食費の額は保育園によって異なり、単純に平均すると月額４,６００円程度であるが、これは３歳以上の保育料無償化に伴い発生するものであり、３歳未満については、これまでどおり平均で月額１万円以上の保育料が発生することや、小中学校の給食費の助成が月額２,０００円であることから、負担額

のバランス等を考慮したとのことであります。

次に、4款1項1目保健衛生総務費の地域医療再生事業補助として1,480万円が計上されております。

質疑の中で、本町の医師不足は深刻だが、医師確保支援事業についてどのような状況であるかただしましたところ、薩摩郡医師会病院には、現在4人の常勤医師がいるが、新たな医師確保は困難な状況である。新しく医師を雇用した場合に、1人当たり年額480万円の補助を予定しているとのことであり、これらの事業を活用し、薩摩郡医師会病院と連携をとりながら、新たな医師確保に努めたいとのことであります。

次に、9款1項3目消防施設費の常備消防施設費について、4,938万9,000円が計上されております。消防・防災拠点施設における消防用資機材の整備充実等を図り、町民の生命、財産の保護に努めるとのことであります。

質疑の中で、新型コロナウイルス感染症に対する関連経費は計上しているのかただしましたところ、新型コロナウイルス感染症に特化した予算計上となっていないが、これまでの感染症対策により、防護服、マスク、ゴーグルなどを400セット備蓄し、これらの更新費用については予算計上しており、新型コロナウイルスにも対応可能であるとのことであります。

また、これとは別に、原子力防災関係の防護服等も400セット備蓄しており、緊急時には使用可能であるとのことであります。

また、感染者の救急搬送についてはどのようになっているのかただしましたところ、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、指定感染症であるため、消防による搬送義務は生じず、原則、保健所による搬送となるが、救急隊員の感染リスクはゼロではないため、日ごろから感染防止対策を十分に徹底しているとのことであります。

次は、「議案第16号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費や国民健康保険事業納付金等が、歳入では、国民健康保険税、県支出金、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が31億5,329万1,000円となっています。前年度当初予算と比較すると7,591万3,000円、約2.5%の増額となっています。

質疑の中で、新規事業である30歳代の若年者健診について、どの程度の受診者を見込んでいるのかただしましたところ、対象者は200人程度であるが、受診者については50人を見込んでいるとのことであります。

また、30歳代まで受診者範囲を拡充した理由をただしましたところ、なるべく早い段階から健診を受けるきっかけづくりをしてもらいたいため予算計上したとのことであります。

次は、「議案第17号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金等が、歳入では、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が3億7,030万1,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、3,571万7,000円、約10.7%の増額となっています。

後期高齢者医療広域連合納付金については、主に被保険者の保険料と基盤安定負担金で、連合会に納付する負担金であり、予算額は3億5,637万5,000円で、全体予算の96.2%を占めているとのことであります。

次は、「議案第18号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費等が、歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金

交付金等が計上されており、予算総額が35億3,640万4,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、8,866万2,000円、約2.6%の増額となっています。介護サービス給付費については、介護度が要介護1から要介護5までの方を対象とする保険給付費であり、予算額は29億165万3,000円で、前年度当初予算と比較すると3,668万2,000円、約1.3%の増額となっているとのことであります。

次は、「議案第19号 令和2年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。

歳出では、施設管理費、公債費等が、歳入では、使用料のほか一般会計からの繰入金等が計上されており、予算総額が4,864万4,000円となっています。前年度当初予算と比較すると、33万8,000円、約0.7%の減額となっています。

北薩横断道路計画に基づき、農業集落排水施設配管の移設が必要となることから、北薩地域振興局の仮移設後における豆漬線及び篠田線の配管を元の状態に復旧する工事費として354万2,000円を計上しているとのことであります。

次は、「議案第21号 さつま町建設計画の一部変更について」であります。

現在のさつま町建設計画は、計画期間が令和元年度までであるが、改正法が施行されたことに伴い、令和6年度まで合併特例債の発行が延長可能となることから、計画期間についても5年間延長しようとするものであります。

また、小・中学校再編準備事業、光ブロードバンド基盤整備事業については、事業を追加しようとするものであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」、「議案第12号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について」、「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第14号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」、「議案第15号 令和2年度さつま町一般会計予算」関係分及び「議案第20号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算」、以上の議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第11号 さつま町公設地方卸売市場条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正に伴い、取引の自由化を推進する観点から国が関与を減らし、地域の特性を生かして、知恵と工夫で市場活性化を図ってい

くことを狙いとして、6つの遵守事項の規定、共通の取引ルール の制定と県条例等の廃止に伴う規定を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、青果市場と魚市場の利用状況についてただしましたところ、令和元年1月現在で、買受人では、青果市場が54名で、そのうちほぼ毎日仕入れに来る業者は約20名となっており、魚市場の買受人は15名で、ほぼ毎日仕入れに来るとのことです。

次は、「議案第12号 さつま町流水占用料等徴収条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、町管理の河川である泊野地区の泊野川に小水力発電施設が計画されていることに伴い、発電用水の流水占用料を追加するもので、国土交通大臣が定める発電用水の単価と金額を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

次は、「議案第13号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、町営住宅の入居者が不正行為により入居したとき、近傍同種の住宅の家賃の額との差額分の利息の利率改定であり、これは民法の一部改正に伴い3年ごとに法定利率が自動的に見直される変動性になることから改正するものであります。

また、老朽化により維持費がかかり、入居者も見込めないことから、町営住宅湯田団地と4戸と神子団地については、1棟2戸をそれぞれ用途廃止し、神子団地は13戸を11戸に改正しようとするものであります。

次は、「議案第14号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、水道法の一部改正に伴い、水道手数料に新たに給水装置工事事業者指定更新手数料を加えるものであります。平成8年度の水道法改正により指定給水装置工事事業者制度が導入され、1回の申請で有効期限がなく、永年指定を受けられたが、指定事業者の実態が把握できないなど課題があったことから、今後は5年ごとの更新が必要となり、書類審査手数料として1万円を新たに加えるため、本条例の一部を改正するものであります。金額については、国のガイドラインに基づき設定しており、県内ほとんどの自治体と同額であります。

次は、「議案第15号 令和2年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

1目農業委員会費には、農業委員会事務費として2,020万2,000円が計上されています。

質疑の中で、非農地については、年間何件ほど認定しているのかただしましたところ、今年度は716筆、約57ヘクタールとなっており、調査方法は農業委員1名、農地利用最適化推進委員2名の班体制で調査を行い、非農地の可能性がある農地については、翌年に再度調査した後に、総会で非農地として認定されとのこととあります。

5目農産園芸振興費には、6次産業化推進事業費として農産物加工施設整備事業補助金に250万円が計上されています。

質疑の中で、さつま町産の農産物を使ったドレッシングなどを開発されているが、町内での販売箇所が少なく、町民へ商品のPRをなぜしないのかただしましたところ、直売所等での商品のPRを行ってきたつもりでいたが、町民への周知不足ということであれば、今後は直売所の連携会議などで販売戦略も検討し、販売促進に努めていきたいとのこととあります。

次に、6款2項林業費の関係であります。

1目林業総務費には、森林環境譲与税積立金1,653万4,000円が計上されています。

質疑の中で、積立金の目標額はあるのかただしましたところ、今年度の森林環境譲与税の額は2,600万円で、将来的には4,000万円を超える歳入予定とのこととあります。積立て目標額を設定し積立ててから使うのではなく、森林経営意向調査や森林整備など、必要なときに随時使っていく形となるとのこととあります。

次に、7款1項商工費の関係であります。

2目商工振興費には、商工業新規参入者支援事業補助金360万円、空き店舗対策事業補助金87万円が計上されています。

質疑の中で、この2つの事業で重複して補助を受けているところがあるのかとたどしましたところ、これまで両方の事業を活用した事業者は9件あるとのことであります。

5目開発振興費には、関係団体負担金18万6,000円が計上されています。

質疑の中で、町内企業への就職採用者は何名であったかたどしましたところ、薩摩中央高等学校からの報告では、12月末現在で15名、昨年度は7名であり、成果があったとのこと、企業も喜んでいるとのことあります。

次に、8款4項都市計画費の関係であります。

2目公園費には、宮之城運動公園園路整備費700万円が計上されています。

質疑の中で、県外ではクッション性がよいということで木材チップを使って整備した事例があるが、ゴム製と木材製の耐久性に差異があるのかたどしましたところ、鹿児島県では竹チップなど木材チップを使ったところはなく、現在は通常のゴムチップを考えており、耐久性の差異については把握していないとのことあります。

次に、10款2項小学校費の関係であります。

1目学校管理費には、盈進小学校警備業務委託費30万4,000円が計上されています。

質疑の中で、他の小学校の警備業務はどのようになっているのかたどしましたところ、昨年度から学校規模の大きい盈進小学校と宮之城中学校で開始した。他の学校については、建物の数等も比較的少ないことから、校長や教頭の見回りで対応していただいているとのことあります。

この回答を受けて、校長や教頭の業務負担も大きいことから、町内全学校での実施を検討するよう要請しました。

また、小学校再編準備事業費には、旧鶴田中学校校舎解体工事費6,900万円が計上されています。

質疑の中で、校舎の耐用年数は50年程度と予想されるが、鶴田小学校、流水小学校の今後の児童数の推移をどのように把握しているのかたどしましたところ、開校時の令和4年4月時点の児童数は約120名予定しており、その後5年ほどは100名程度で推移する。将来的に新たな再編が計画された場合、ある程度児童数の増減があっても対応できるとのことあります。

この回答を受けて、教育委員会内部において、今後児童数の推移を見据えた新たな学校再編計画を検討するに当たっては、学校施設の改修等についても財政計画等を考慮し実施されるよう要請しました。

次に、10款5項社会教育費の関係であります。

2目生涯学習推進費には、家庭教育学級推進事業費110万1,000円が計上されています。

質疑の中で、家庭教育啓発に伴うお風呂ポスター、睡眠メディア日誌、家庭教育啓発チラシを各家庭に配布しているが、いつから実施されているのか。また、その効果についてたどしましたところ、平成29年度から、本町出身の心療内科医の増田先生の御協力をいただき、その年度にお風呂ポスターを作成し、新入園児等の家庭に配布している。本年度は睡眠メディア日誌を作成し、子供たちのゲームや勉強、睡眠の時間などを記入して生活を振り返り、保護者や学校の担任の先生が確認するというので、生活の見直しができる。保護者からは生活がよくなった、学習意欲が上がった、ゲームの時間が減ったなどの効果があったとのことあります。

次に、10款6項保健体育費の関係であります。

3目学校給食費には、保護者負担の軽減を目的に、学校給食費の一部助成を来年度も実施して

いく計画であるが、助成額は変更するのかわかりましたところ、今後については、引き続き町内に通う小中学校生に対して月額2,000円を助成する計画であるとのこととあります。

次は、「議案第20号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算」についてであります。

給水人口の減少による水道料金収入の減少や、減価償却費、施設維持管理費など固定的な経常経費もあり、収益的収支における当年度純利益では1,252万1,179円の単年度損失となっていますが、建設改良積立金等の利益剰余金で補填することとなっています。

質疑の中で、五日町配水池増設事業では160トンの配水タンクを設置するようだが、設置予定箇所は現地調査も踏まえ、地形的に問題はないのかわかりましたところ、基礎工事をしっかりと行う予定であり、支障はないとのこととあります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第4号から議案第14号までの議案11件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「議案第4号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」から「議案第14号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」までの議案11件について、一括して採決します。

議案第4号から議案第14号までの議案11件に対する各委員長の報告は原案可決です。お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第4号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」から「議案第14号 さつま町水道事業給水条例の一部改正について」までの議案11件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「議案第15号 令和2年度さつま町一般会計予算」について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する各委員長の報告は原案可決です。お諮りします。各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案第15号 令和2年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第16号から議案第20号までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「議案第16号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第20号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件について、一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号から議案第20号までの議案5件に対する各委員長の報告は原案可決です。お諮りします。各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案第16号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計」から「議案第20号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算」までの議案5件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、「議案第21号 さつま町建設計画の一部変更について」を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第21号 さつま町建設計画の一部変更について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第20「議案第23号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第21「議案第24号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第22「議案第25号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第23「議案第26号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第24「議案第27号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第20「議案第23号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」から、日程第24「議案第27号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

2号)」までの議案5件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第23号から議案第27号まで、一括して説明を申し上げます。

まず、「議案第23号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」についてであります。

これは、財政調整基金費に要する経費及び文化センター費、財政管理費、学校管理費、住宅管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,061万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億6,630万円とするものであります。

次に、「議案第24号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、一般被保険者療養給付費に要する経費及び償還金、退職被保険者等療養給付費、特定健康診査等事業費、保健衛生普及費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,221万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,980万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第25号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費及び健康保持増進事業費、一般会計繰出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,466万円にしようとするものであります。

次に、「議案第26号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

これは、介護サービス給付費に要する経費及び高額介護給付費、特定入所者介護サービス費、介護認定審査会費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,982万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億939万6,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第27号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、農業集落排水施設管理費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,446万7,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第23号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ここで、しばらく休憩いたします。再開をおおむね午前11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第24号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

続きまして、「議案第25号 令和元年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは、「議案第26号 令和元年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第27号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第23号について、質疑はありますか。——ありませんか。

○上久保澄雄議員

これはちょっと一般質問的な内容になるかも知れませんが、この7ページ、繰越明許費の考え方について、ちょっと質問をしたいというふうに思います。

従来、過去にはこの繰越明許費というのは予算の例外的な措置ということで、特別な事情がない限りですね、災害等は別として、ほとんどこの取扱いというのはなかったわけでありましたが、最近はどうも何とていばもう繰越明許費と、ここにもありますように、かなりの、11件あります。これをもって終了ということになるんでしょうけれども、新年度の予算には計上されておられないので。

ここには、金額を見ると50万円とか何百万円とか、これは当然当初の段階で議会としても承認をしておりますので、この金額はどうこう申し上げませんが、予算のあり方として、国は、年度末の状況を見て、そして新たな制度を設けると。そして、とても単年度で執行できるような額の予算じゃない、予算を補助事業として決定をすると。

市町村の段階では、とてもじゃないけど、あと二、三カ月となつてからとても執行できるような状況にはないんです。ですから、そういった意味で、この繰越明許費が本町の、あるいは、予算を計上する上で、また、執行する上において、財源を繰り越して、一般財源を持ち越していくわけですが、何らかの影響があるんじゃないかというふうには思うんですが、国の

政策であると言われればそれまでであります、この辺について町長のお考えをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

最近の傾向としまして、今こういう姿がかなり多くなってくると。基本的には予算ですから。会計年度というのは4月から3月まで決まっております。そういう単年度主義が基本ではありませんけれども、最近国の場合も非常に財政が厳しい。通常予算では、なかなか借金が多くなって組めないということもあって、そしてまた、いろんなあとあとの税収の状況を見ながら、あるいは、今は特に配慮がされておりますのは、経済対策、景気回復をせんにやいかんというのが、もう大前提になっております。それで通常予算プラス補正予算というのが、もう今、ほとんど毎年のごとく、年度末あたりでそういう編成がなされてきております。

いわゆる、受ける側については、やっぱり景気対策ですから4月か3月に組んで、それで一応は終わりと。それでまた4月の段階の当初予算がこの議決になって、それからまた執行となると、あそこに幾らかこの間隙が出る。そうすると、非常に公共工事の場合は特にやっぱりこの仕事が無くなってしまうと。それだけの抱えている雇用の人件費を払わんにやいかんということになっているんで、できたらもう公共工事を請け負っていらっしゃる業者の皆さんからも、通常予算としてもちょっと継続の形で、何か予算を執行できないかというのがずっとここ最近は特に出されてきております。

国がほとんど財政の都合を見て、ほとんど国債を発行したりということで、あるいは、税収の見込みを立てながら、また補正予算も景気対策の一環で、それがもう通常にこうなってきております。年度末になってからというのがかなり多いわけでありますから、当然として3月の年度末までには執行が終わらないということになって、繰越明許費を出さなければならない。ほとんどもう、今、そういう形に流れが変わってきておりますね。もう3月で終わって、あとは出納整理期間の5月で執行が終わるとというのが、今までのやり方でありましたけど、今はとにかく景気対策、景気対策ということで、補正予算、補正予算という形で、第1次、2次とかそういう形で行われてくるようになって、市町村のほうも当然この補助事業とか、起債を使うものについても、こういう繰越明許費がもうふえて来ざるを得ないというのが実態でございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

○宮之脇尚美議員

まずプレミアム付き商品券が、1億4,100万円ほど減額ということでありますが、この主な要因について説明を求めたいと思います。

あわせて、今回も学校のほうでは、国の施策としてそれぞれパソコン児童1人1台というようなことで、町内のそういうLAN整備もあるかと思うんですが、役場の庁舎のWi-Fiの対策といいますか、つける計画はないのか。私もよく携帯使うんですが、特にいろんな情報の取り方になかなかこの役場の、今、議会の議員の控室にもパソコンが1台あるんですけども、時間のないときは非常に立ち上がりが遅いし、またアクセスしてもなかなか出てこないというようなこともありますし、できればもうWi-Fiをつける時期に来ているんじゃないかと。

あるいは、町民の方々もそういうことで、いろんなイベントとか、今は新型コロナウイルスの問題等もありますが、そういうなかでも庁舎に来たときにもすぐに携帯でも見られるような対策というのを考える必要があるのではないかと考えるんですけども、これについて、プレミアムは担当課長でよろしいんですが、このWi-Fiについては、町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今回、新しく光ファイバーの整備をどうしてもやっぱりやらないと、非常にいろんな利用者の皆さん方にとっても、今、おっしゃったとおり、立ち上がりが非常に遅いというようなことでございますので、どうしてもこれは、もうこれからの必需的な要素になってくるんじゃないかなろうと思っております。その中で、このW i — F i についても公共施設については整備をしていきたいと。そういう考え方で、今回、計画も入っているところであります。

○企画政策課長（角 茂樹君）

プレミアム商品券につきましては、もう御承知のとおり消費税10%引上げに伴う経済対策ということで打ち出されたところでございます。

本制度の取組に関しましては、商品券を購入するために商品券引換券が必要になってきたということで、対象の子育て世帯の方には、直接引換券を送付したところでございますけれども、非課税対象者の見込みの世帯には、非課税対象者である旨の確認要件が必要であることから、一旦申請書を出していただかないといけないという手順がございました。

それに関しましては、非課税世帯に該当するであろうという世帯に対しては、個別通知を8月と、さらにまだ申請されていない方々へは10月にも別途個別に申請を出したところでございます。ただ、結果といたしまして、このような購入に至らなかったという実績がございます。私どものほうもそういった原因については、二、三お聞きをしたところではございますが、このプレミアム商品券については、額面、最大ですが対象者が1セット10枚つづりの5,000円を最大5セット購入できるということでございますが、10枚つづりの5,000円の券を4,000円で購入すると。一旦4,000円自分で負担をしないといけないというところがございました関係上、お金を一旦負担せんないけないというようなのを私のほうでも直接、二、三の方からは受けております。それが直接原因であったかどうかはわかりませんが、我々としては広報、周知については徹底してやらないかんということで、申請期間等も伸ばしをしたりしながら対応をやったところですが、結果としてこういった結果になったということでございます。

○宮之脇尚美議員

今、課長の答弁である程度理解しますが、特にこの1億円4,100万円は非常に大きいわけですね。できればそういう対策というか徹底してやって、やはり町内の買い物等もやっていただければ、町内の経済対策にも大きくなってくると。役所がこういうことで、来ないから申請主義だと思えるんですけども、来ないからしょうがないというような形ではおかしいんじゃないかというふうに思いますので、今後、十分留意されながらこういう対策については、徹底をされるように要請をいたしておきます。

以上です。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第２３号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第８号）」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２３号 令和元年度さつま町一般会計補正予算（第８号）」は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２４号から議案第２７号までの議案４件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第２４号から議案第２７号までの議案４件は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第２４号から議案第２７号までの議案４件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第２４号から議案第２７号までの議案４件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第２４号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」から「議案第２７号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」までの議案４件を一括して採決します。

お諮りします。議案第２４号から議案第２７号までの議案４件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第２４号 令和元年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」から「議案第２７号 令和元年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）」までの議案４件は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前１１時２２分
〔教育長 原園 修二君退席〕

再開 午前 11 時 23 分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第 25 「議案第 28 号 さつま町教育長の任命について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 25 「議案第 28 号 さつま町教育長の任命について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第 28 号 さつま町教育長の任命について」であります。

さつま町教育長の原園修二氏が、令和 2 年 5 月 9 日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を任命しようとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第 28 号 さつま町教育長の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 28 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第 28 号 さつま町教育長の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第 28 号 さつま町教育長の任命について」は、同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 26 分
〔教育長 原園 修二君出席〕
再開 午前 11 時 26 分

△日程第 26 「議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 26 「議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員の坂口正治氏が、令和 2 年 5 月 9 日付けをもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を任命しようとするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 29 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第 29 号 さつま町教育委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

△日程第２７「議案第３０号 さつま町固定資産評価審査
委員会委員の選任について」、日程第２８「議案第
３１号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任に
ついて」、日程第２９「議案第３２号 さつま町固定資
産評価審査委員会委員の選任について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第２７「議案第３０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第２９「議案第３２号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの議案３件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第３０号から議案第３２号まで、一括して提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第３０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

さつま町固定資産評価審査委員会委員の北原美義氏が、令和２年５月９日付けをもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任しようとするもので、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、「議案第３１号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

さつま町固定資産評価審査委員会委員の山口正展氏が、令和２年５月９日付けをもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任しようとするもので、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

最後に、「議案第３２号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

さつま町固定資産評価審査委員会委員の満園清文氏が、令和２年５月９日付けをもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任しようとするもので、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、議案第３０号から議案第３２号までのさつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、議案第３０号から議案第３２号までの議案３件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第３０号から議案第３２号までの議案３件は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第３０号から議案第３２号までの議案３件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第３０号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

「議案第３０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３０号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

次に、議案第３１号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３１号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３１号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

次に、議案第３２号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。

これから、「議案第３２号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第３２号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

△日程第３０「議案第３３号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第３０「議案第３３号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員の宮田和子氏が、令和2年6月30日付けをもって任期満了になることに伴い、新たに米良瑞枝氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民環境課長（丸田 忠君）

それでは、「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について」は原案による者を適任と決定しました。

△日程第31「議案第34号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第31「議案第34号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第34号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、児童福祉総務費に要する経費及び商工振興費、事務局費、並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,387万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億4,487万5,000円とするものであります。

内容につきましては、コロナウイルスに関係する事業でございます、内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第34号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

町長に、1点だけ確認をいたしたいと思います。

この児童福祉総務管理費の中で、手づくりマスクの手づくりを町女性団体協議会のほうに協力をいただき作製をされるということなんですけれども、非常にうちの町としてはその感染者が出ていない状況の中でこういうのをつくって地元で作製し、地元に戻ると。非常にいいことだと思うんですけれども、一番いいことというのは縫製工場でもあれば、そのところにもうちちょっと委託されて、さつま町から外へも発信されるようなところが一番いいんじゃないかと思うんですけれども、町内の子供たちにこの費用を使ってどれぐらいのをしていかれる考えなのか。それでこれが1回きりなのか。ちょっとそこはお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

非常に、今、感染が拡大をしてきておりまして、非常に不安なところがあります。やはり第一的には予防対策をしっかり行うというのが大事でありますので、やはりそういう中でマスクがないと、薬局へ行ってもなかなか手に入らない、それが一つの課題になっております。

そういうことで、これから学校、幼稚園はもう開園はしておりますけれども、これから春休みから明けて学校が再開をされる。入学式があって再開となりますと、やっぱり集団生活でありますので、非常にいろんなところで心配がされておるところであります。そういうことで、幼稚園、保育園児、それから小学生、中学生まで、できたらこういう不安な中でマスクだけはしっかりと着用していただくような準備というのが必要じゃないかと思っております。

そういう意味では、この手づくりでそういう対応をしていくことが、行政としてもやはり町民の皆さん方が安心して暮らすということが一番大事でありますので、そういう手立てとして、今回このような策を講じようと考えております。

縫製工場も当然ありますけど、やっぱり工場としては、本来の業務を持っていらっしゃるわけですので、やっぱりそこまでこういうものに協力をしてということもないことはないでしょうけども、やはりいろんなこういう女性団体のみなさん方もいろんなこういうことに対しては、非常に積極的にいろいろ対応をしていただくという考えをお持ちでございますし、そこをお願いをしたほうがいいのかなと思っております。それで本人さんにお話を一応はしておりますけれども、非常に快く考えていただいております。

できたら、今、申し上げました対象の児童生徒の皆さん方に、1枚じゃちょっと不足でしょうから、できたら2枚、3枚ぐらいできたらと思っております。予算には限りがある

ありますので、そういったところはまた対応ができるような形で、今後も考えてはいきたいと思っていますところでもあります。

○上久保澄雄議員

1点だけ、この新型コロナウイルス関連の経費として、交付金ですね。資金繰り対策のほうの関係なんですが、国も今現在、こういった方向に向かって検討はなされておりまして、補正予算が組まれるんじゃないかと。あるいはまた、それなりの対応がなされてくるというふうには思うんですが、仮にこれと本町が行う事業と同様の内容が政策として、方針として出てきた場合、その場合は、これはいずれにしても町の単独は単独、国の部分は国の部分と、いわゆる両方とも適用されるのかと、使用できるのかといったことについて、1点だけ伺いしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

国も、とにかく企業の皆さん方がお客さんが来ないと。いわゆる移動が非常に今は制約をされておりますので、資金繰りに非常に大変だというような実態が出ております。特に旅館、ホテル、飲食店、そういうところは非常に打撃が大きいわけですが、そういったところについては、当然国としましても考えておりますし、県としても先般の第一弾の中でこういう資金繰り対策は講じております。その中でも、やはり県の場合も400億円ぐらいの大きな規模の中で、保証料もゼロにしますよとか、あるいは、そのほかの利子補給もやっておりますけど、さつま町もこれまでのいろんな中小企業に対する利子補給制度も持っておりますけども、そういったことから考えまして、やはり国の活用するもの、部分があります。大きな企業等は。それでまた中小企業もそういった制度を活用することもありますけども、それ以外に町は町として、いろいろ制度を持っておりますので、そういったことに対してうまく活用はできるように利子補給をやっていききたいと。そういう考え方で、もちろんいろんな国、県の関係もある中で、更に町のほうもこういった、いわゆる規模の小さい店等も利用ができるようにしてありますので、そういう段階に応じていろいろと使い勝手はできるかと思っておりますので、そういう形で町もこういうつなぎ資金の形で借入れの無利子までの利子補給をしていきたいという考え方になっております。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第34号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第34号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第32「発委第1号 さつま町議会基本条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第32「発委第1号 さつま町議会基本条例の一部改正について」を議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○議会活性化調査特別委員長（米丸 文武議員）

ただいま議題となりました「発委第1号 さつま町議会基本条例の一部改正について」提案の趣旨説明を申し上げます。

さつま町議会基本条例の制定から11年が経過し、議会を取り巻く環境も変わってきている中、議会及び議員活動の活性化、新たな行政課題への対応、並びに町民協働による政策の推進を図る必要があることから、本条例の一部改正をしようとするため、提案するものであります。

改正の主な内容は、町長等への反問権の付与、自由討議の拡大、議会改革の推進、議会事務局の体制整備、議員定数・報酬及び政治倫理等の項目の追加等であります。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第1号 さつま町議会基本条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 さつま町議会基本条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第33「報告第1号 令和元年度さつま町土地開発
公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第4号）につ
いて」、日程第34「報告第2号 令和2年度さつま町
土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第３３「報告第１号 令和元年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第４号）について」及び日程第３４「報告第２号 令和２年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」の報告２件を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。

何かお聞きしたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで報告２件を終わります。

△日程第３５「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第３５「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第３６「閉会中の継続審査・調査の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第３６「閉会中の継続審査・調査の件」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会、並びに各特別委員会の委員長から会議規則第７５条の規定によってお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和２年第１回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１１時５７分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 川 口 憲 男

